

---

## 第6編 資料編



## 1 防災活動体制に関する資料

### 1-1 城里町防災会議条例 (平成17年2月1日) 条例第17号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、城里町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 城里町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充て、定数は当該各号に定めるところによる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
  - (2) 茨城県の知事の部内の職員及び自衛隊の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
  - (3) 茨城県警の警察官のうちから町長が任命する者 1人
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 6人以内
  - (5) 教育長 1人
  - (6) 消防団長 1人
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2人以内

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

### 1-2 城里町防災会議条例施行規則 (平成17年2月1日 規則第21号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、城里町防災会議条例（平成17年城里町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第2条** 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議の議長となる。

(代理出席)

**第3条** 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

**第4条** 防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議事)

**第5条** 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、議決に加わることができない。

(会議録)

**第6条** 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した委員2人が署名しなければならない。

(委員の任期)

**第7条** 特定の地位又はその職により任命された委員の任期は、当該地位又はその職にある期間とする。

2 前項の委員で勤務所の異動等により変更があった場合は、後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長へ報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

**附 則**

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

### 1-3 城里町災害対策本部条例 (平成17年2月1日) (条例第18号)

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、城里町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

1-4 城里町災害対策本部条例施行規則 (平成17年2月1日  
規則第22号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、城里町災害対策本部条例（平成17年城里町条例第18号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、城里町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 条例第2条の災害対策本部長（以下「本部長」という。）は町長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長、教育長及び消防団長をもって充てる。

2 本部に次の班を置く。

- (1) 総括班
- (2) 調達班
- (3) 避難誘導班
- (4) 医療救護班
- (5) 応急復旧班
- (6) 給水班
- (7) 文教班
- (8) 支所班
- (9) 消防班（消防団）

(事務分掌)

**第3条** 本部及び各班の事務分掌は、別表のとおりとする。各班は相互の協力に努めるものとする。

(班長の職務)

**第4条** 班に班長を置き、関係課等の長をもって充てる。

- 2 班長は、本部長及び副本部長を補佐し、災害対策について必要な助言及び協力並びに救助及び予防を行い、班の事務を処理し、班員を指揮監督する。
- 3 班長に事故があるときは、あらかじめ班内の班員のうちから班長の指名する職員が兼ねてその職務を代理する。

(本部の設置)

**第5条** 本部を設置する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生したとき。
- (3) 茨城県災害対策本部城里地方本部が設置されたとき。
- (4) その他本部長が必要と認めたとき。

(活動体制)

**第6条** 本部が災害対策のため活動を行う体制は、災害の状況に応じ次の2段階とする。

- (1) 警戒体制 非常災害発生のおそれがあるとき。
- (2) 非常体制 広範な地域にわたる災害が発生し、又は大きな災害が発生するとき。  
(本部会議)

**第7条** 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害に関する総合対策その他防災に関する重要な事項について協議する。

- 2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。  
(本部の解散)

**第8条** 本部を解散する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が適当と認めたとき。  
(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）〔略〕

## 2 協定及び広域応援に関する資料

### 2-1 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

**第2条** 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

**第3条** 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

**第4条** 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

**第5条** 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があったばあいには、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

**第6条** この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必

需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

**第7条** この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

**第8条** この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

**第9条** この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 2-2 災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

**第1条** この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

**第2条** 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

**第3条** 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

**第4条** 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口にて電話等により通報するものとする。

(報告)

**第5条** 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

**第6条** 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

**付 則**

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

**別記様式**〔略〕

## 2-3 茨城県広域消防相互応援協定書

### 第一章 総則

(目的)

**第1条** この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等（以下「協定市町村」という。）の全域とする。

(対象災害)

**第3条** この協定の対象災害は、消防組織法第1条に規定する水災害又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

**第4条** 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、県に対し災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

### 第二章 相互応援

(応援要請)

**第5条** この規定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が、次のいずれかに該当する場合に、他の協定市町村の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が、協定市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防ぎよするため、協定市町村が保有する車両及び資器材等を必要と認める場合
- (4) その他必要と認める場合

2 前条に規定する県に対しての報告及び前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村（以下「応援市町村等」という。）の長又

は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留警防力に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援隊を派遣することができない場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資器材等の調達手配）

**第7条** 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

**第8条** 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

（報告）

**第9条** 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

### 第三章 連絡会議

（連絡会議）

**第10条** 協定事務の円滑な推進を図るため、必要な都度、市町村等の消防機関の間において連絡会議を開催するものとする。

（協議事項）

**第11条** 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること
- (2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること
- (3) 市町村等の部隊派遣計画及び合同訓練に関すること
- (4) 警防技術に関すること
- (5) 消防用資器材等の開発及び研究資料の交換に関すること
- (6) その他必要な事項

### 第四章 経費負担

（経費の負担）

**第12条** 応援出動に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援市町村等が負担する経費
  - ア 人件費、消費燃料等の経常的経費
  - イ 応援職員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

- ウ 応援職員が発災市町村等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費
  - エ 第7条の規定に基づき、消防職員をして輸送及び連絡等に要する経費
- (2) 発災市町村等が負担する経費
- ア 応援市町村等の要請にかかわる救援物資及び第7条に規定する消防用資器材等の調達経費
  - イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費
- (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度発災市町村等と応援市町村等との間で協議し定めるものとする。

### 第五章 雑則

(他協定との関係)

**第13条** この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互の応援に関する他の協定を排除するものではない。

(実施細目)

**第14条** この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑義)

**第15条** この協定についての疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

**第16条** この協定を証するため協定市町村の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

### 付 則

- 1 この協定は、平成7年1月1日から効力を生ずる。
- 2 従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

記名押印〔略〕

## 2-4 災害時における郵便局と城里町との協力に関する覚書

石塚郵便局、塩子郵便局及び野口郵便局（以下「甲」という。）及び城里町（以下「乙」という。）は、城里町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、城里町及び城里町内を配達区域とする郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、城里町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、城里町内各地区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは城里町長及び石塚郵便局長が相互に協力要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、貨物集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置する。
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した費用については、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき金額を決定する。

（災害対策本部への参加）

**第5条** 乙は必要に応じ、甲を城里町災害対策本部のメンバーに加えることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

**第7条** 甲は、城里町もしくは各地区の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

**第8条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

(連絡責任者)

**第9条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては石塚郵便局長、乙においては城里町長とする。

(協議)

**第10条** この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年5月16日

記名押印〔略〕

## 2-5 消防相互応援協定

### 消 防 相 互 応 援 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、芳賀地区広域行政事務組合（以下「甲」という。）と城里町から消防事務の委託を受けた水戸市（以下「乙」という。）との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(応援区域)

第2条 この協定による応援区域は、甲の管轄区域のうち茂木町の区域又は乙の管轄区域のうち城里町（以下「丙」という。）の区域とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
- (2) 甲の管轄区域のうち茂木町の区域と乙の管轄区域のうち丙の区域との境界地域に発生した災害の場合

(応援派遣)

第4条 甲又は乙の長は、第1条の目的を達成するため、甲又は乙の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救助隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害発生位置が隣接の甲又は乙の消防署等に近接していること等により、災害の活動効果が大なるものと判断される場合は、応援要請を待たずに消防隊等の派遣をすることが出来るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、応援側の行政区域又は管轄区域内で災害が発生したとき、その他やむを得ない事情があるときは、消防隊等を派遣しないことが出来るものとする。

この場合において、甲又は乙の長は、本条第1項の規定により応援要請をした甲又は乙の長にその旨を通報しなければならない。

(応援要請手続)

第5条 甲又は乙の長は、応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 機械器具、消火薬剤等の種別、数量等
- (5) 誘導員又は担当責任者
- (6) 使用無線周波数（全国共通波）

(7) その他必要と認める事項

(応援態勢)

第6条 応援の出動隊数等は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う甲又は乙の消防長が決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は、現場最高指揮者とする。
- (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。

(活動完了報告)

第8条 甲又は乙の長は、応援により消防隊等を出動させた場合において、当該消防隊等の活動が終了したときは、その結果を速やかに災害応援活動状況報告書（別記様式）により、応援を受けた甲又は乙の長に報告するものとする。

(応援に要する経費)

第9条 応援に要する経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の出動手当、軽微な機械器具及び被服等の修繕に要する経費は、応援側の負担とする。
- (3) 応援に際し生じた重大な機械器具等の修繕に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議のうえ決定する。

(情報交換)

第10条 甲又は乙は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

(その他)

第11条 この協定に規定していない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月5日

記名押印〔略〕

別記様式

災 害 応 援 活 動 状 況 報 告 書

災 害 種 別						発 災 場 所					
災害覚知日時		年 月 日 時 分頃				消防本部名					
消 防 隊 等 の 行 動 経 過											
隊 名	車 両 等 の 種 別	人 員	出 動 時 分	距 離	到 着 時 分	従 事 時 分			引 揚 時 分	帰 署 時 分	摘 要
						開 始	停 止	計			
活 動 概 要					資 機 材 等 の 使 用 状 況	応援隊のもの					
						受援側から補給を受けたもの					
					応援活動中における各種事故等の概要						
					備 考						

## 2-6 災害時の歯科医療救護についての協定

### 災害時の歯科医療救護についての協定書

城里町（以下「甲」という。）と城里町歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （総則）

第1条 この協定は、城里町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、防災計画に基づき行なう歯科医療救護について、乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行なうものとする。

3 乙は、茨城県歯科医師会及び茨城県歯科医師会東西茨城支部の協力を得て、前項に定める甲が行う歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

#### （歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、歯科医療資機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

#### （歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療救護班員等に危害が生じる恐れがある場合はこの限りではない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請に頼らず歯科医療救護班を派遣したときは、速やかに報告し、その承認を得るものとする。

#### （歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 甲は、歯科医療救護活動総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療救護班を指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者のスクリーニング（症状判別及び治療優先度）
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力（個人識別）
- (5) 活動業務の記録及び報告
- (6) その他必要な事項

(歯科医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 乙が実施する歯科医療救護活動に要する医薬品及び医療資器材は、乙が調達携行するものとするが、状況に応じ医薬品等の調達は乙の要請に基づき甲が行なう。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医療救護班員が、歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議の上定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上定める。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは当該期間満了の日の翌日から更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 3月19日

記名押印[略]

## 2-7 災害等における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定

### 災害等における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と城里町管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、震災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急措置及び応急復旧（以下「応急活動」という。）の協力について、地域防災計画に定める予防対策の趣旨に基づき次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、城里町において災害により市民生活に被害が及んだとき又はそのおそれがあるとき、甲乙協力して応急活動を迅速に実施するために必要な事項を定める。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害のほか、甲が認定する災害とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、応急活動の協力を要請することができるものとする。

（協力の要請内容）

第4条 甲が乙に応急活動の協力を要請する内容は、次の各号に定めるものとする。

- （1）水道施設の応急給水，復旧
- （2）浸水地域の内水排水
- （3）土のうの作成，運搬及び土のう積み
- （4）障害物の除去，解体及び運搬
- （5）その他甲が必要と認めること

（要請の手続き）

第5条 甲は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要する理由
- （2）応援を必要とする人員，資機材等
- （3）応援を必要とする場所
- （4）応援を必要とする活動内容の概要
- （5）その他必要な事項

（応 援）

第6条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を整えて、必要な人員，資機材等を確保し、甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。  
(経費負担)

第7条 乙が、この協定に基づく協力のために要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動用車両等機械の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急活動に必要と認められる経費

(支払い)

第8条 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して甲に請求するものとする。

2 応急活動に要する経費の算定については、甲の定める積算基準に基づき算出するものとする。  
(報告)

第9条 乙は、この協定による応急措置に出動させることができる人員、提供できる機材等の状況について、毎年4月末日までに甲に対し、文書で報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは随時報告するものとする。

2 乙は、組合長及び組合員に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、応急作業を実施した場合は、甲に対しその状況を速やかに報告するものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、災害発生時における応急活動を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 7月21日

記名押印[略]

## 2-8 災害救助に必要な物資の調達に関する協定

城里町（以下「甲」という。）と いばらきコープ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者を救援するため、物資の調達及びボランティア活動への支援を円滑に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定は、原則として甲が災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

### （要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 町外の災害救助のため、茨城県又は近隣市町村から物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めるとき。

2 甲は必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

### （物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

### （物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、被害の状況に応じ原則として別表1に掲げるものとする。

### （物資の供給要請手続等）

第6条 第3条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときには、口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況を甲に文書（様式第2号又は乙の納品書）をもって連絡するものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は別表2のとおりとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また甲は、乙に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

(物資の引渡)

第8条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、引渡場所へ職員を派遣し、要請に係わる物資を確認のうえ、乙から引渡を受けるものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格とする。

2 乙が引渡のための輸送を行った費用については甲がその実費を負担するものとする。

(代金の支払い)

第10条 甲は、引き取った物資の代金を乙からの請求書を受理した後、遅滞無く支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、乙の組合員に対し、災害ボランティア活動への参加協力を積極的に推進し、甲が災害時に実施する救急対策事業を支援するものとする。

2 甲は、乙のボランティア養成に対して必要な協力を行うものとする

(従事者の損害補償)

第12条 甲は、第3条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第84条第1項の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和50年組合条例第25号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により治療その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの金額を限度において損害補償の責を免れる。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、

甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成24年8月25日から適用するものとし、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月24日

記名押印[略]

(別表1)

## 供給要請物資一覧表

NO	種類	物 資
1	炊事用品	鍋 かま やかん フライパン しゃもじ オタマ 包丁 まな板 缶切
2	食器類	紙皿 紙コップ 箸 フォーク スプーン 茶碗 哺乳瓶
3	日用品	ティシュペーパー トイレットペーパー 石鹼 洗濯石鹼 歯ブラシ 歯磨粉 洗剤 洗濯ロープ 洗濯バサミ 軍手 生理用品 マスク 紙オムツ(大人用・幼児用) 蚊取線香 使い捨てカイロ 雨具 クラフト・布テープ ウエットティッシュ ごみ袋 タオル バケツ 殺虫剤 段ボール ビニール袋
4	光熱材料	卓上ガスコンロ ガスボンベ 懐中電灯 電池 使い捨てライター
5	食料品	米 菓子パン 食パン 飲料水 牛乳 缶詰 レトルト食品 味噌 醤油 砂糖 塩 調味料 野菜 ソーセージ 茶 粉ミルク マヨネーズ 生卵 即席麺 梅干 漬物 菓子 果物 ジュース

※ 供給要請物資は、概ね上記の品目を基準とし、災害規模や被害状況により指定する。

※ 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(別表2)

## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 に基づく連絡・情報提供先

甲：城 里 町

電話番号 029-288-3111 (代)

担当部局 総 務 課

担当者

乙：いばらきコープ  
第1順位

電話番号 029-296-2877

担当部局 那珂センター

担当者 センター長

第2順位

いばらきコープ総務担当部局

電話番号 0299-48-3243

担当部局 管理部

担当者 総務担当課長

\* 那珂センターに連絡がつかない場合は、第2順位へ連絡するものとする。

(平成24年8月24日現在)

(様式第1号)

年 月 日

いばらきコープ生活協同組合 理事長 様

城里町長

## 災害救助に必要な物資の調達の要請について（依頼）

平成24年8月24日付けで締結した「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、貴組合が保有する物資の供給を下記のとおり要請します。

### 記

1, 引渡場所 名称

住所

電話

2, 引取責任者 職名

氏名

3, 引渡希望日時

月 日

曜日

午前・午後

時頃

4, 供給を要請する物資の品名・数量等

品 名	規 格	数 量	備 考

(様式第2号)

年 月 日

城里町長 様

所在地 小美玉市西郷地1703  
名称 いばらきコープ生活協同組合  
責任者名  
電話番号

### 災害救助に必要な物資の供給報告書

年 月 日付け「災害救助に必要な物資の調達の要請文書」により要請のあった物資については、下記のとおり供給したので通知します。

#### 記

1, 引渡場所 名称

住所

2, 引渡希望日時 月 日 曜日 午前・午後 時頃

3, 供給品名・数量等

品名	規格	数量	備考

## 2-9 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定

### 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、城里町域で地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙は生活必需物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### （協力の要請）

第2条 甲は災害が発生した場合においては、生活必需物資を調達する必要がある場合と認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### （生活必需物資の範囲と調達）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、食料品類・日用雑貨品類で、災害の状況により甲が生活必需物資を判断し要請するものとする。

2 乙は要請に応じて生活必需物資の調達を行うが、品目、数量等が揃わずとも調達できた物資を供給するものとする。

#### （運搬）

第4条 生活必需物資の運搬については、甲が乙に要請するものとする。ただし、必要に応じて、甲が指定するものを行うことができる。

2 生活必需物資の運搬先は、原則として甲が指定する場所とする。

#### （経費の負担）

第5条 前条の規定により、乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

#### （広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、乙の事業区域以外の生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

(期間)

第9条 この協定は、甲乙いずれかから協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月24日

記名押印[略]

## 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書 運 用 要 綱

### 1. 目的

城里町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、協定書締結内容を迅速かつ円滑に運用するため、運用要綱を定める。

### 2. 協力の範囲

城里町において地震等による災害が発生した場合とする。

### 3. 要請内容

#### (1) 要請時期

災害等発生後、甲が必要と認めた場合に、乙へ要請する。

#### (2) 要請方法

甲は、文書（様式1号）を用いて要請する。

ただし、休日夜間または緊急等やむを得ない状況である場合は、口頭による要請を行い、事後速やかに文書（様式1号）を提出する。

### 4. 連絡体制

別図「連絡体制図」に基づき、甲及び乙相互に行う。

### 5. 運用責任者

(1) 甲 原則として、城里町役場総務課長とする。

(2) 乙 原則として、生活協同組合パルシステム茨城総務部長とする。

### 6. 平常時からの連絡

平常時から甲及び乙は相互に情報交換を行い、本要綱の記載事項に見直しまたは修正の必要が生じた場合は、その都度見直しまたは修正を行う。

また、連絡体制図は年1回以上相互確認を行い、必要に応じて氏名、電話番号の変更を行う。

なお、本運用要綱は甲及び乙各自が1部保有し、運用する。

### 7. 協議

この要綱に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲及び乙の両者が協議して定める。

#### 【附則】

本運用要綱は、協定書締結日から適用する。

パルシステム茨城  
TEL : 029-227-2225  
FAX : 029-227-2235

**緊 急 要 請**

(様式第1号)

生活協同組合パルシステム茨城 理事長 殿

年 月 日

城里町長

(公印省略)

総務課

TEL : 029-288-3111

FAX : 029-288-3113

**災害時における生活必需物資等の調達・運搬要請について(依頼)**

標記について、災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定に基づき、下記のとおり物資等の調達・運搬を要請します。

記

1. 要請物資等の品名・数量等

品名	規格・内容	数量	備考

2. 引渡し場所

(1) 施設名称 :

(2) 住 所 :

(3) 電話番号 : ( )

3. 引渡し責任者

(職名)

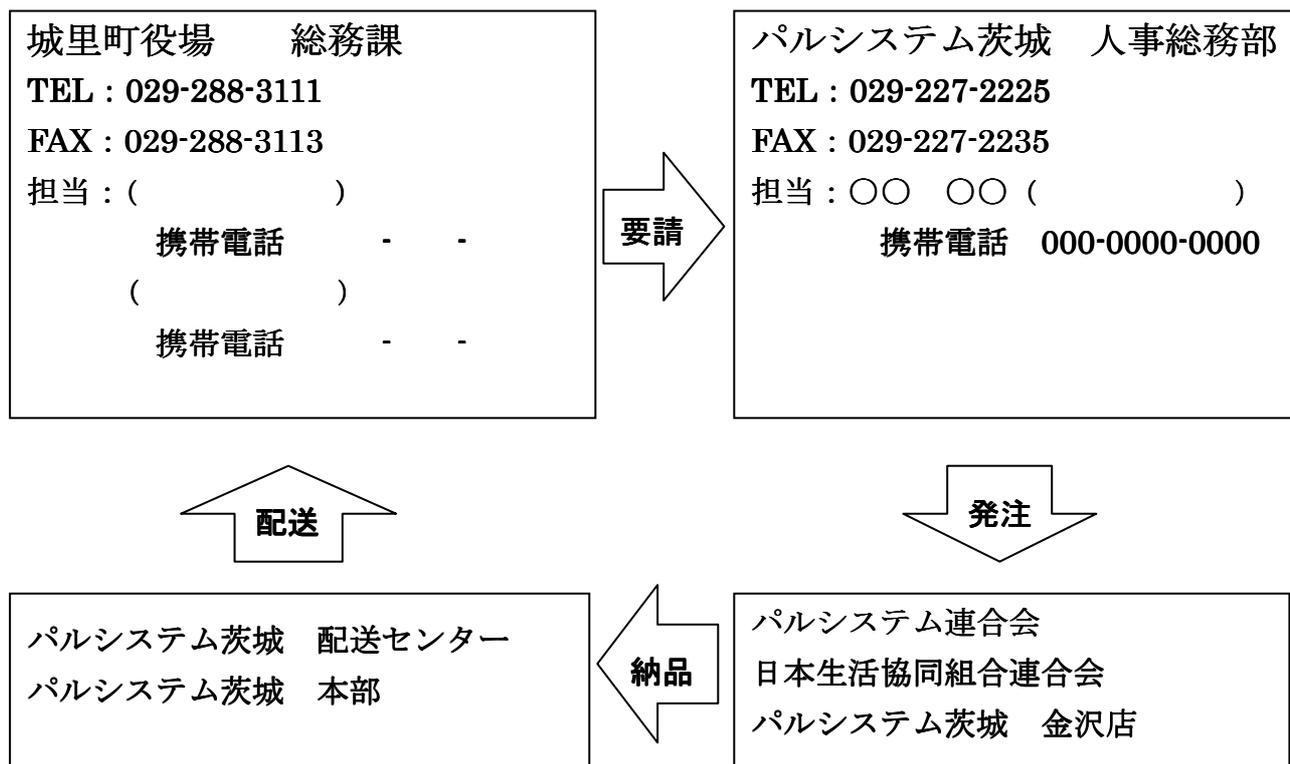
(氏名)

4. 引渡し希望日時

年 月 日 ( ) 午前・午後 時ごろ

年 月 日現在

## 連絡体制図



## 3 情報通信に関する資料

### 3-1 城里町防災行政無線局管理運用規程 (平成17年2月1日 訓令第19号)

(趣旨)

**第1条** この訓令は、城里町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する城里町無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信するため、城里町役場内に設置する無線局をいう。
- (3) 屋外子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として通信を行うため、城里町役場内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣又は総合通信局長の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の総括管理者)

**第3条** 無線局に、放送の種類に応じ総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、緊急放送にあつては総務課長、定時放送及び臨時放送にあつては町長公室長をもって充てる。

(管理責任者)

**第4条** 無線局に、放送の種類に応じ管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長補佐及び町長公室長補佐をもって充てる。

(通信取扱責任者)

**第5条** 無線局に、放送の種類に応じ通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を運用し無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が一般職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名して

これに充てる。

(管理者)

**第6条** 無線局に、放送の種類に応じ管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、無線局又は施設等の管理監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、消防防災グループ及び広報広聴グループ担当をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

**第7条** 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、必要な員数の無線従事者を配置する。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

**第8条** 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

(通信取扱者)

**第9条** 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

**第10条** 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

**第11条** 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

**第12条** 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎週点検
  - (2) 毎月点検
  - (3) 毎年点検
- 2 点検項目については、無線設備の無線局点検表(様式第4号)のとおりとする。
  - 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
    - (1) 毎週点検は、通信取扱責任者又は管理者
    - (2) 毎月点検は、管理責任者
    - (3) 毎年点検は、総括管理者
  - 4 予備装置及び予備電源については、毎年2回以上その装置を使用し、その機能を確認してお

くものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

**第13条** 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練

(2) 定期通信訓練 毎年1回以上

2 訓練は、通信統制訓練・同報系による住民への警報、通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集・伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

**第14条** 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令・この訓令及び運用細則並びに無線機器の取扱要領等の研修を行うものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

様式〔略〕

3-2 無線子局所在地

	無線局	屋外制御装置
同報固定系	1:00	屋外子局 39
同報固定系 (デジタル)	1:11	屋外子局 11
移動系	1:17	
移動系	1:41	

固定系デジタル		
	局名	所在地
1	ぼうさいかつらみちのえき	大字御前山 47-2
2	ぼうさいかつらかみあのざわ	大字上阿野沢 382-1
3	ぼうさいかつらたかね	大字高根184
4	ぼうさいかつらだいけいこうえん	大字阿波山 730-4
5	ぼうさいかつらあくつしょうが っこう	大字上 坏 624-1
6	ぼうさいかつらしもあくつ	大字下 坏 2941-1
7	ぼうさいかつらいわふね	大字岩 船 484-2
8	ぼうさいかつらすずこうや	大字錫高野 1300
9	ぼうさいかつらいわふねしょう がっこう	大字孫根312
10	ぼうさいかつらきたかたしょう がっこう	大字北方1473
11	ぼうさいかつらたかく	大字高久 753-1
	桂支所屋上	大字阿波山 176

固定系					
局名		所在地	局名		所在地
0	石塚-0	大字石塚 1428-25	5	石塚-5	大字石塚 2010-1
1	石塚-1	大字石塚 1323-1	6	石塚-6	大字石塚(下青 山) 82-1
2	石塚-2	大字石塚 929-12	7	石塚-7	大字石塚 1349-1
3	石塚-3	大字石塚 2212-4	8	石塚-8	大字石塚1513
4	石塚-4	大字石塚 2359-9	9	那珂西-6	大字那珂西 1406-6

10	那珂西-1	大字那珂西 1434-1	26	上青山-2	大字上青山 522
11	那珂西-2	大字那珂西 1488-7	27	下青山-1	大字下青山 230-3
12	那珂西-3	大字那珂西 1908-2	28	下青山-2	大字下青山 621
13	那珂西-4	大字那珂西 1836	29	春園-1	大字春園 793-1
14	那珂西-5	大字那珂西 1172-3	30	春園-2	大字春園 1403-1
15	上泉-1	大字上泉247	31	春園-3	大字石塚 984-3 付近町 道敷
16	上泉-2	大字上泉370	32	小坂	大字小坂町 1563-1 付近町 道敷
17	増井-1	大字増井 1454-1	33	勝見沢	大字勝見沢 123-1
18	増井-2	大字増井 1844-1	34	上古内-1	大字上古内 790-1
19	増井-3	大字増井1087	35	上古内-2	大字上古内 386-1
20	磯野	大字磯野106	36	下古内-1	大字下古内 434-3
21	上入野-1	大字上入野 3236-1	37	下古内-2	大字下古内 1008-1
22	上入野-2	大字上入野 2494	38	下古内-3	大字下古内 2028
23	上入野-3	大字上入野 2187	39	那珂西-7	大字那珂西 2366-1
24	上入野-4	大字上入野 755-1	40	那珂西-8	大字那珂西 3119-5
25	上青山-1	大字上青山 405	41	那珂西-9	大字那珂西 3202-5 付近町 道敷

3-3 非常・緊急通話の内容等

区分	通 話 の 内 容	機 関 等
非 常 通 話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊 急 電 話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記32に定める基準に該当する新聞社は、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

3-4 非常・緊急用電報の内容等

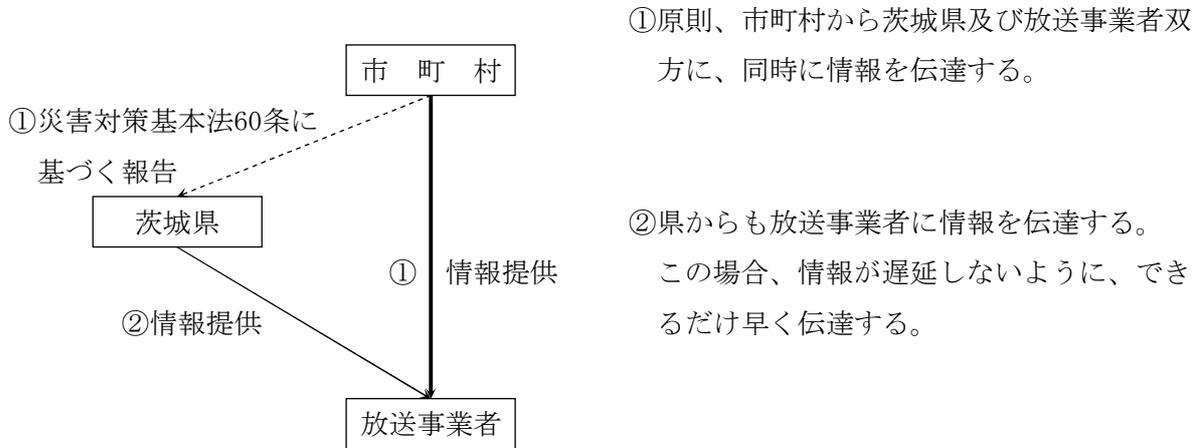
区分	電報の内容	機関等
非常用電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急用電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

3-5 災害時優先指定回線リスト

施設名称	電話番号	設置場所
城里町役場	029-288-3115	石塚1428-25
	029-288-3693	
桂支所	029-289-2211	阿波山176
	029-289-2212	
七会支所	0296-88-3111	徳蔵637
	0296-88-3114	
常北幼稚園	029-288-3055	石塚2497
石塚小学校	029-288-2026	石塚2497
旧小松小学校	029-288-3106	上入野2910
常北小学校	029-288-2027	上青山410・411
旧古内小学校	029-288-3108	下古内405
常北中学校	029-288-2025	下青山10
旧坏小学校	029-289-2753	上坏624
旧北方小学校	029-289-2727	北方1481-1
桂小学校	029-289-2655	孫根291
沢山小学校	029-289-2004	下阿野沢156
桂中学校	029-289-2426	阿波山799
七会小学校	0296-88-2620	塩子2682
七会中学校	0296-88-3205	小勝2268-3
教育委員会	029-288-7010	下青山1-1
	029-288-3135	
常北公民館	029-288-2024	下青山1-1
桂公民館	029-289-2220	阿波山167
岩船地区公民館	029-289-4535	孫根355-1
七会公民館	0296-88-3210	徳蔵357-3
七会診療所	0296-88-2012	小勝516

### 3-6 放送事業者への避難勧告等の連絡方法について

#### 1 伝達ルート



※本件に関する民放の考え方…避難勧告・指示を伝達する責任は、一義的に行政機関が担っている。また、放送に当たっては、各放送局が主体的に判断する。

#### 2 伝達手段

- ・別紙様式により、当面FAXで情報提供を行う。
- ・Eメールを併用するなどして、情報伝達の確実性を図ることが望ましい。
- ・極めて緊急を要する等、災害時の状況によりFAXによる伝達が難しい場合には、電話による連絡もやむを得ないが、事後速やかにFAXで同一情報を放送事業者へ提供するものとする。

#### 3 情報の種類

- ①災害対策基本法に基づく、避難勧告及び避難指示（それぞれ解除を含む）。
- ②地域防災計画に基づく、避難準備情報。

※法的根拠に基づかない自主避難指示は今回の情報提供の対象外。

#### 4 その他

- ①当該方法は、平成17年度出水期における当面の対応方である。
- ②来年度以降は、国、県、市町村、放送事業者と協議し、より良い方法を模索するものとする。

**避難勧告等発令情報**

茨城県 市・町・村  
 送付日時 月 日 ( ) 時 分

**1 避難情報の別**

- 避難勧告 (災害対策基本法第60条)
- 避難指示 (災害対策基本法第60条)
- 避難準備情報 (地域防災計画等)

**2 発令** 月 日 時 分

**3 解除** 月 日 時 分

**4 対象地域** 茨城県 市・町・村

フリガナ 地区名 (大字、丁目)	おおよその対象世帯数

**5 避難すべき理由**

- 大雨により河川の氾濫の危険があるため  
 (河川名 )
- 大雨により土砂災害の危険があるため
- 地震により土砂災害の危険があるため
- 地震により家屋崩壊の危険があるため
- 地震による津波警報が発せられたため
- その他 ( )

発信者氏名・所属部署

電話 ( ) FAX ( )

放送事業者関係者名簿〈発令時〉の情報提供・連絡先〔略〕

## 4 避難に関する資料

### 4-1 避難所一覧

番号	施設			面積 (㎡)	
	名称	所在地	電話番号	屋内部分	屋外部分
1	石塚小学校	石塚2497	029-288-2026	1,466	15,953
2	旧小松小学校	上入野2910	029-288-3106	1,096	6,277
3	常北小学校	上青山410・411	029-288-2027	581	11,110
4	旧古内小学校	下古内405	029-288-3108	487	4,757
5	常北中学校	下青山10	029-288-2025	1,136	20,513
6	茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校	春園1634	029-288-2028	1,002	21,613
7	常北公民館	下青山1-1	029-288-5575	2,364	24,600
8	コミュニティセンター城里	石塚1428-1	029-288-6100	2,537	13,158
9	常北保健福祉センター	石塚1428-1	029-240-6550	3,965	
10	旧坏小学校	上坏624	029-289-2753	420	7,470
11	旧北方小学校	北方1481-1	029-289-2727	420	6,644
12	桂小学校	孫根291	029-289-2655	420	10,709
13	沢山小学校	下阿野沢156	029-289-2004	432	5,806
14	桂中学校	阿波山799	029-289-2052	787	7,398
15	桂公民館	阿波山167	029-289-2220	1,537	
16	岩船地区公民館	孫根355-1	029-289-4535	451	
17	七会小学校校庭	塩子2682	0296-88-2620		6,500
18	旧七会西小学校校庭	徳蔵891			4,360
19	七会中学校	小勝2268-3	0296-88-3205	1,640	15,000
20	花山体育館	塩子2622		640	
21	七会体育館	徳蔵891-1		720	
22	七会公民館	徳蔵357-3	0296-88-3210	1,327	
23	七会保健福祉センター	小勝1400	0296-88-2321	1,461	
24	塩子生活改善センター	塩子1968-1		165	
25	下赤沢集落センター	下赤沢700-1		179	
26	上赤沢農村集落センター	上赤沢155-3		157	
27	真端農村集落センター	真端367		102	
28	大網農村集落センター	大網455、454-2		99	
29	山びこの郷グラウンド	徳蔵400	0296-88-3157		11,300
30	塩子運動広場	塩子3696外			12,990
31	下赤沢運動広場	下赤沢613-1			10,000

※面積は、学校の屋内部分は体育館。公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積。

## 5 危険箇所に関する資料

### 5-1 土石流危険溪流

#### 土石流危険溪流 I

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名
常北地区				
1	306-I-001	那珂川	藤井川	安渡
2	306-I-002			宿
3	306-I-003			小畔
4	306-I-004		塩子川	小畔東沢
5	306-I-005		藤井川	竹の内沢
6	306-I-006			時沢
7	306-I-007			時沢
桂地区				
1	307-I-001	那珂川	那珂川	菖蒲沢
七会地区				
1	323-I-001	那珂川	涸沼川	真端入
2	323-I-002		北の根川	北の根
3	323-I-003		藤井川	北の根東
4	323-I-004		塩子川	岩下
5	323-I-005			仲郷西
6	323-I-006		大開川	藤倉沢
7	323-I-007		塩子川	無名沢3
8	323-I-008			下宿
9	323-I-009			東沢

#### 土石流危険溪流 II

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名
常北地区				
1	306-II-001	那珂川	藤井川	檜当沢支溪
2	306-II-002			檜当沢支溪
3	306-II-003			檜当沢支溪
4	306-II-004			檜当沢支溪

5	306-Ⅱ-005	那珂川	藤井川	櫛当沢支溪
6	306-Ⅱ-006			櫛当沢支溪
7	306-Ⅱ-007		塩子川	鍛冶屋北沢
8	306-Ⅱ-008		藤井川	小畔南
桂地区				
1	307-Ⅱ-001	那珂川	桂川	山崎西
2	307-Ⅱ-002			山崎東
3	307-Ⅱ-003		岩船川	住谷
4	307-Ⅱ-004		岩船川	住谷
七会地区				
1	323-Ⅱ-001	那珂川	潤沼川	真端奥
2	323-Ⅱ-002			真端西
3	323-Ⅱ-003			真端中
4	323-Ⅱ-004			真端東
5	323-Ⅱ-005		藤井川	原山
6	323-Ⅱ-006			上赤沢北
7	323-Ⅱ-007			程谷沢
8	323-Ⅱ-008			上赤沢南
9	323-Ⅱ-009			無名沢 1
10	323-Ⅱ-010			下赤沢
11	323-Ⅱ-011		大谷原川	大沢西
12	323-Ⅱ-012			大沢東
13	323-Ⅱ-013		北の根川	北の根西
14	323-Ⅱ-014		塩子川	倉見沢
15	323-Ⅱ-015			倉見沢
16	323-Ⅱ-016			倉見沢支溪
17	323-Ⅱ-017			倉見沢支溪
18	323-Ⅱ-018			倉見沢支溪
19	323-Ⅱ-019			岩下西
20	323-Ⅱ-020			仲郷
21	323-Ⅱ-021		大開川	大開
22	323-Ⅱ-022		相川	無名沢 2

## 5-2 急傾斜地崩壊危険箇所

### 急傾斜地崩壊危険箇所 I

番号	箇所番号	箇所名	延長	勾配	高さ	保全人家戸数
常北地区						
1	306-I-001	本郷	30	50	10	2
桂地区						
1	307-I-001	中央	50	40	25	0
2	307-I-002	山崎2	80	50	35	3
3	307-I-003	山崎3	50	35	15	3
七会地区						
1	323-I-001	橋本	210	30	35	5
2	323-I-002	仲郷	50	30	13	0
3	323-I-003	下宿	100	35	10	0
4	323-I-004	宿2	200	35	30	4
5	323-I-005	塙				

### 急傾斜地崩壊危険箇所 II

番号	箇所番号	箇所名	延長	勾配	高さ	保全人家戸数
常北地区						
1	306-II-001	檜当A	100	53	20	
2	306-II-002	檜当B	150	40	10	5
3	306-II-003	檜当C	140	35	20	4
4	306-II-004	宿A	60	35	20	2
5	306-II-005	宿B	200	40	30	4
6	306-II-006	古宿	50	35	20	2
7	306-II-007	小松	160	30	25	3
8	306-II-008	時沢	60	30	25	2
9	306-II-009	竹の内	100	50	20	2
10	306-II-010	樋口	60	35	20	3
11	306-II-011	後側	70	35	20	2
12	306-II-012	本郷	150	40	20	4
13	306-II-013	宗田前	60	35	20	3

桂地区						
1	307-Ⅱ-001	大戸	120	40	30	4
2	307-Ⅱ-002	樋渡	160	40	16	5
七会地区						
1	323-Ⅱ-001	大開	230	40	20	3
2	323-Ⅱ-002	橋本	140	40	30	4
3	323-Ⅱ-003	平	160	30	30	4
4	323-Ⅱ-004	下宿	180	35	40	3
5	323-Ⅱ-005	中郷	130	40	30	3
6	323-Ⅱ-006	北の根A	130	35	20	4
7	323-Ⅱ-007	北の根B	60	40	30	3
8	323-Ⅱ-008	大網	170	40	9	5

急傾斜地崩壊危険箇所 Ⅲ

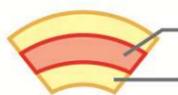
番号	箇所番号	箇所名	延長	勾配	高さ	保全人家戸数
常北地区						
1	306-Ⅲ-001	安渡	150	36	40	
2	306-Ⅲ-002	檜当 a	300	38	60	
3	306-Ⅲ-003	檜当 b	280	46	40	
4	306-Ⅲ-004	檜当 c	230	38	40	
5	306-Ⅲ-005	檜当 d	110	31	40	
6	306-Ⅲ-006	檜当 e	250	33	40	
7	306-Ⅲ-007	檜当 f	100	45	30	
8	306-Ⅲ-008	檜当 g	100	50	90	
9	306-Ⅲ-009	新田 a	110	34	50	
10	306-Ⅲ-010	新田 b	100	38	20	
11	306-Ⅲ-011	新田 c	290	40	60	
12	306-Ⅲ-012	新田 d	140	38	20	
13	306-Ⅲ-013	小坂上	140	46	40	
14	306-Ⅲ-014	小坂	160	45	20	
15	306-Ⅲ-015	上古内 a	120	38	20	
16	306-Ⅲ-016	上古内 b	170	48	20	
17	306-Ⅲ-017	檜当新田	100	42	20	
18	306-Ⅲ-018	磯野 a	100	45	20	
19	306-Ⅲ-019	磯野 b	50	40	40	0
20	306-Ⅲ-020	磯野 c	60	45	10	0

### 5-3 地すべり危険箇所

番号	箇所番号	箇所名
七会地区		
85	85	大沢
99	99	道木橋

5-4 土砂災害危険箇所図

**土砂災害警戒区域**



- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

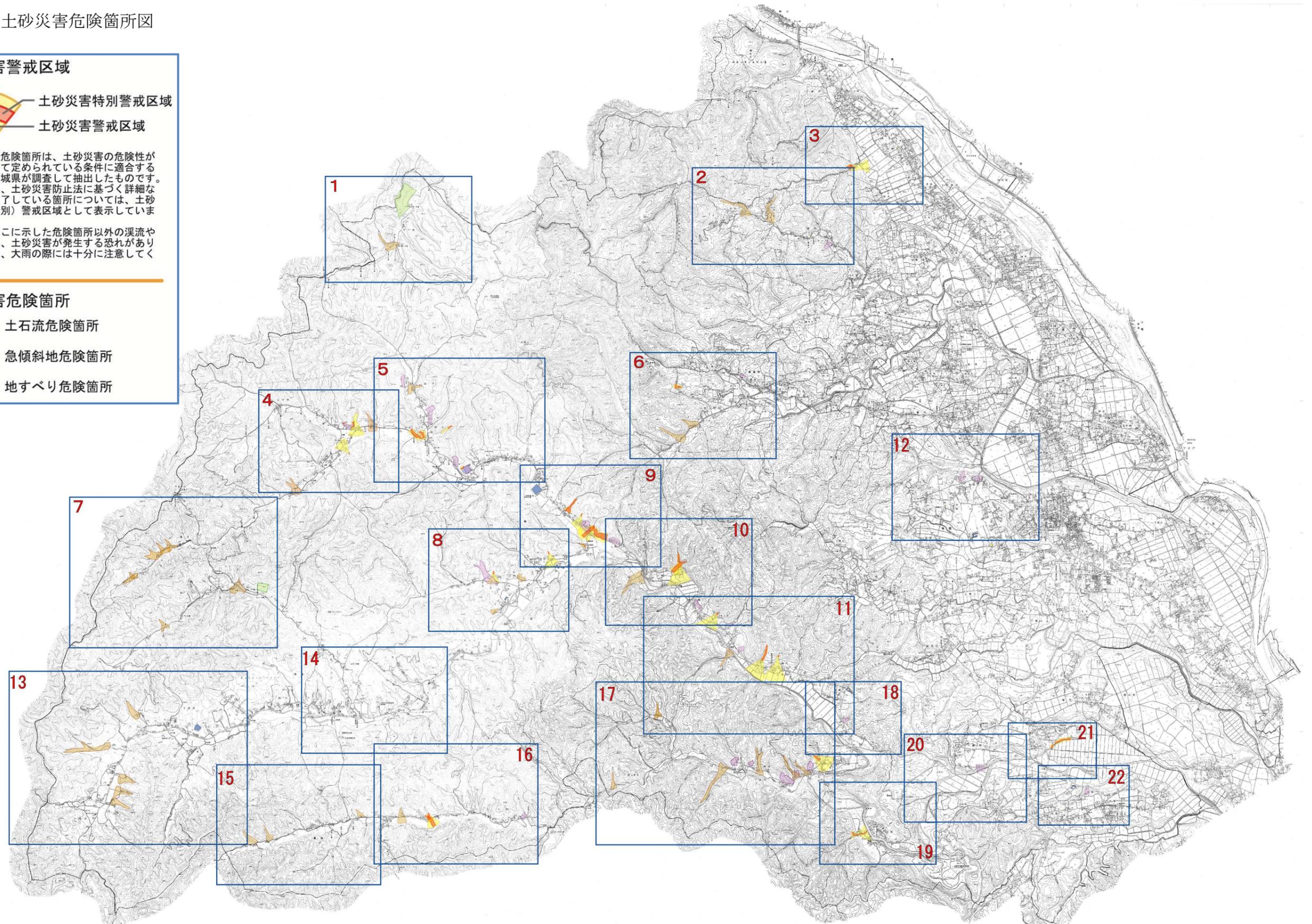
※土砂災害危険箇所は、土砂災害の危険性があるとして定められている条件に適合する地域を茨城県が調査して抽出したものです。このうち、土砂災害防止法に基づく詳細な調査が完了している箇所については、土砂災害（特別）警戒区域として表示しています。

※なお、ここに示した危険箇所以外の溪流や斜面でも、土砂災害が発生する恐れがありますので、大雨の際には十分に注意してください。

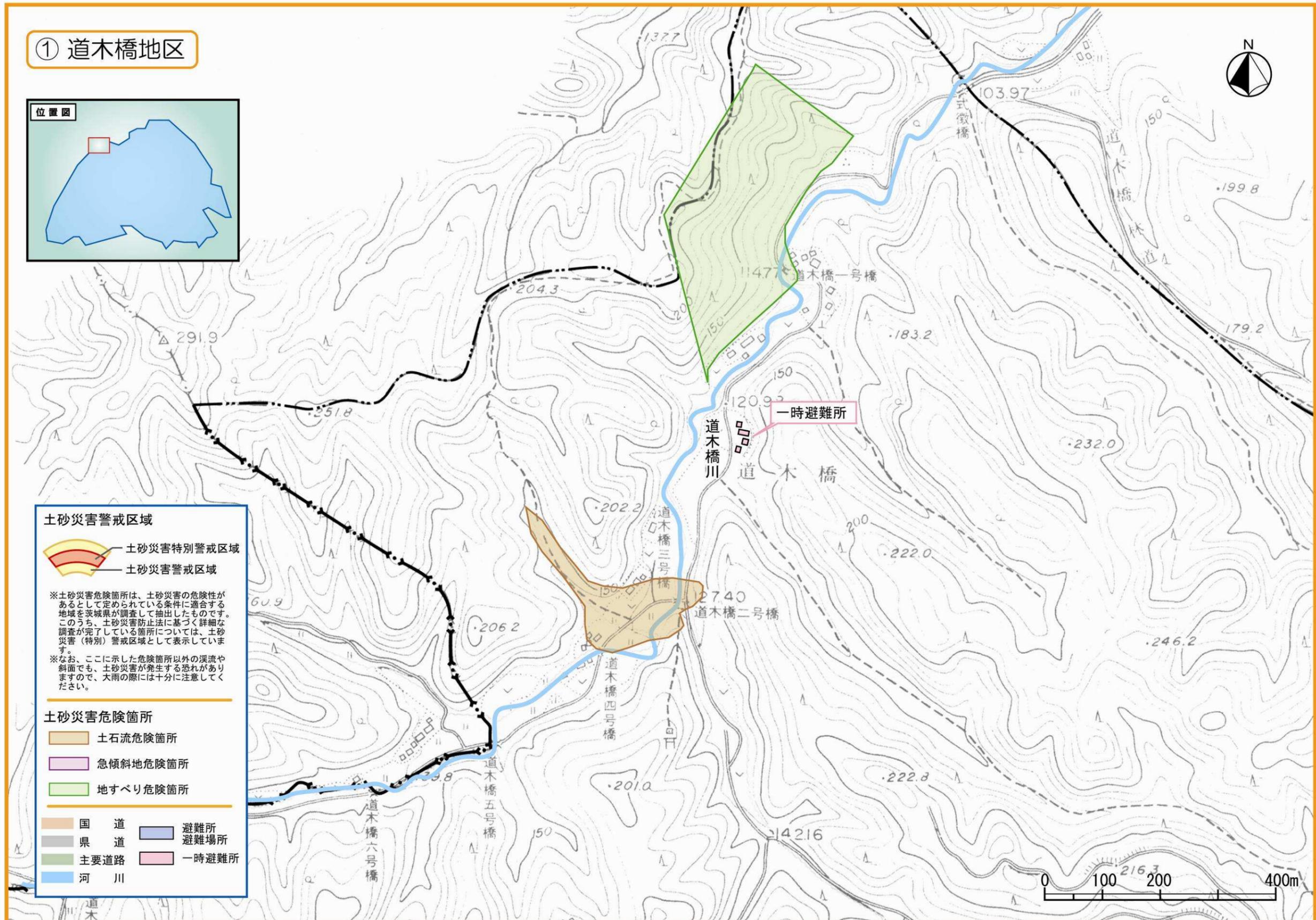
---

**土砂災害危険箇所**

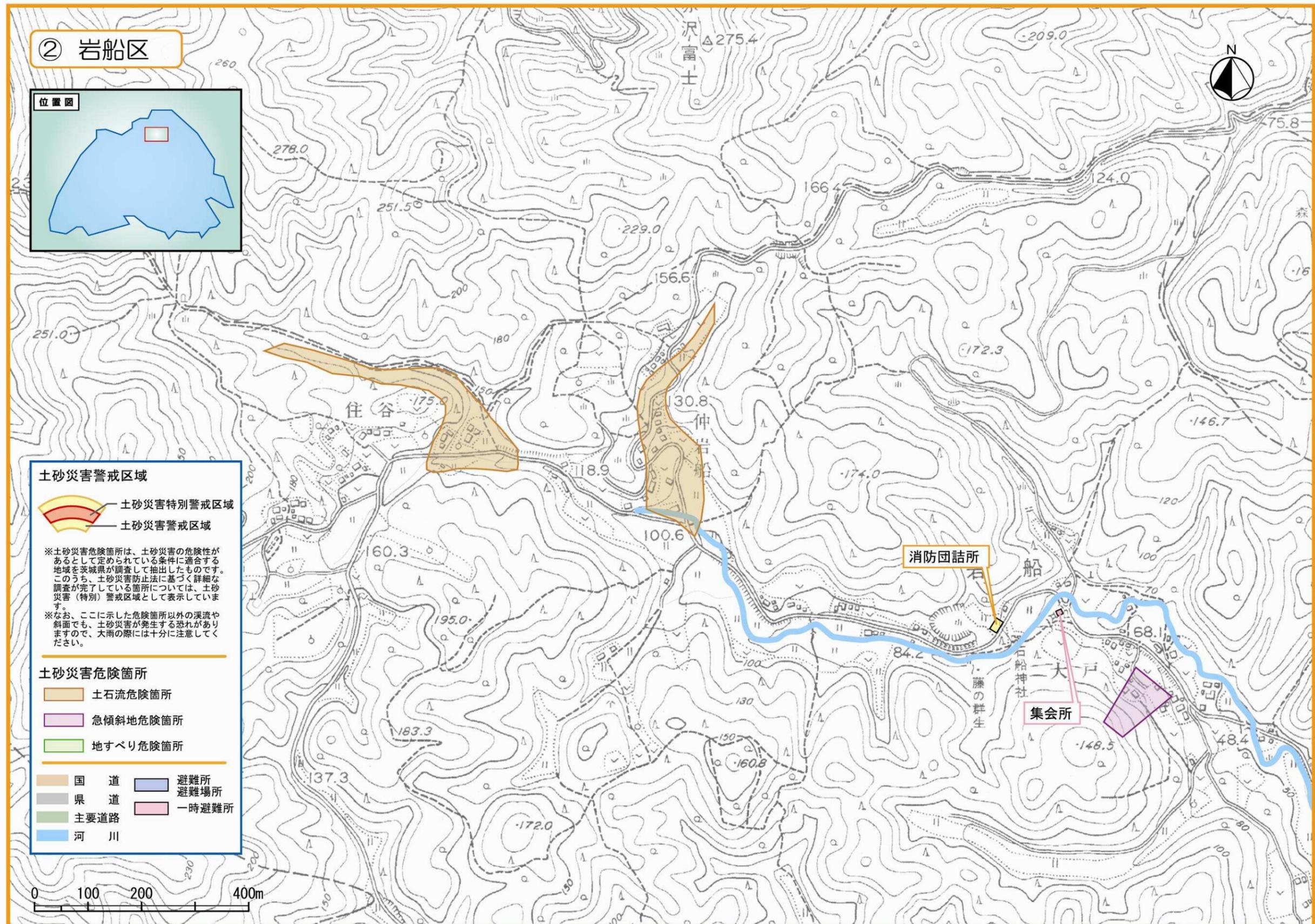
- 土石流危険箇所
- 急傾斜地危険箇所
- 地すべり危険箇所



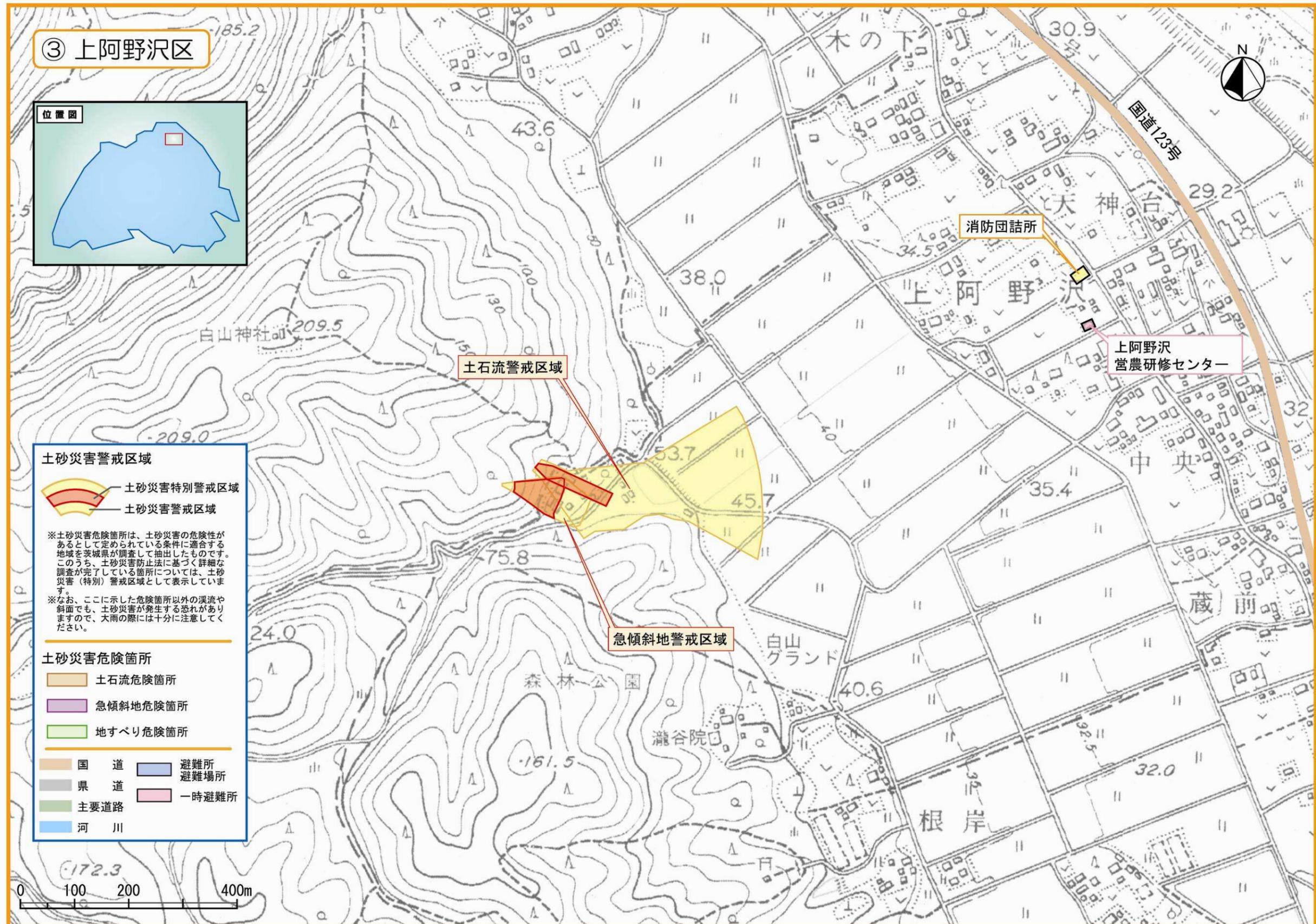




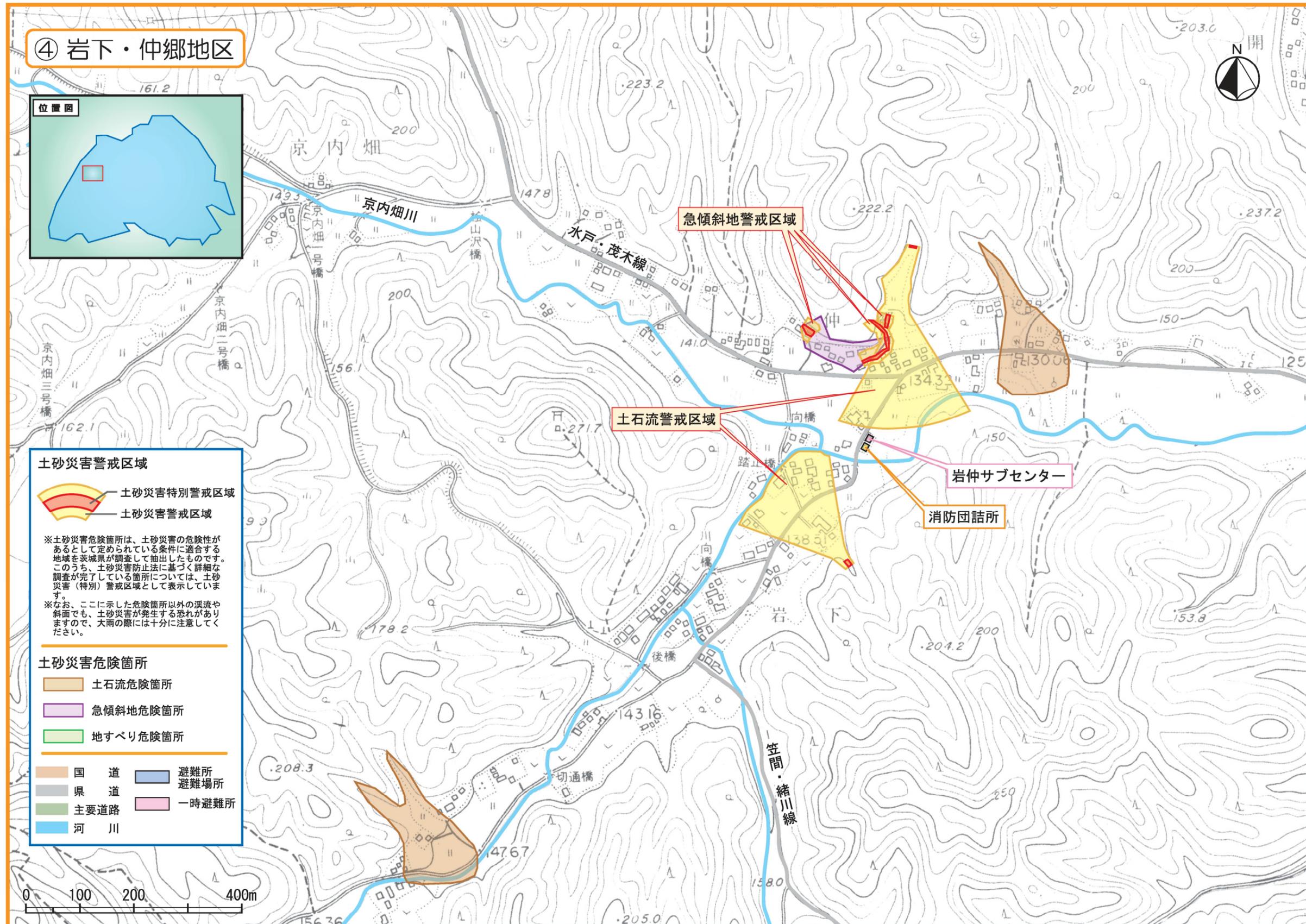




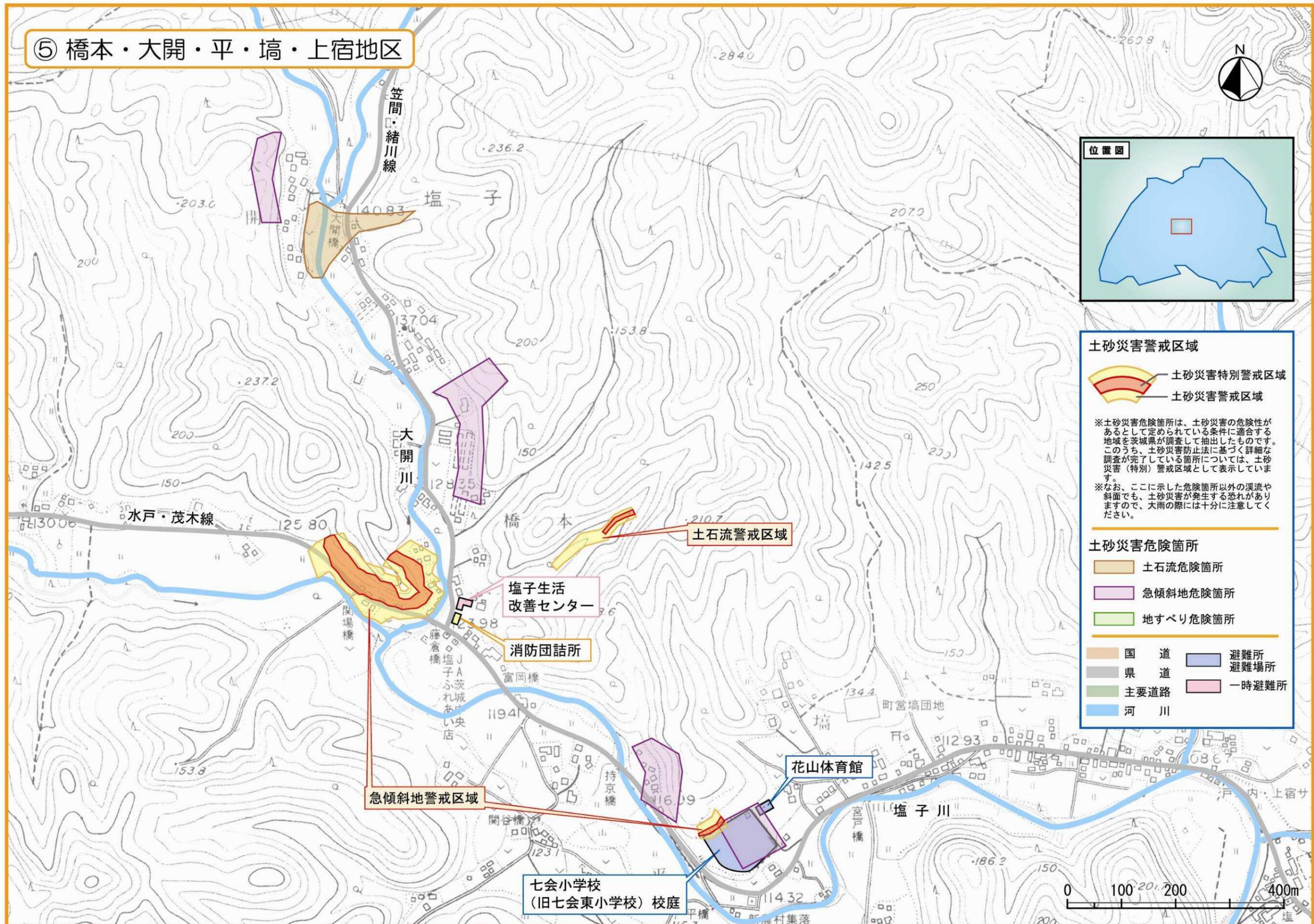




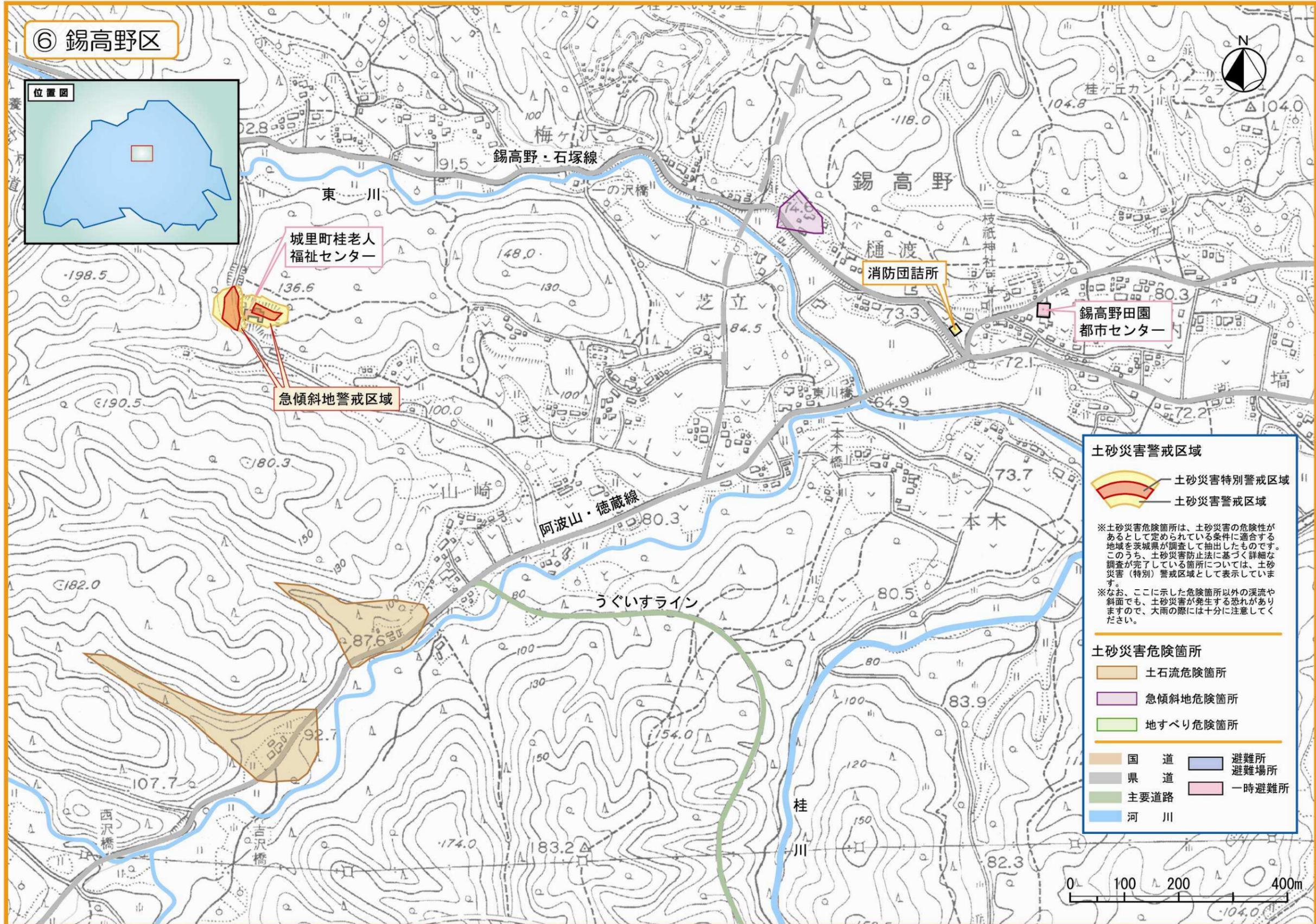






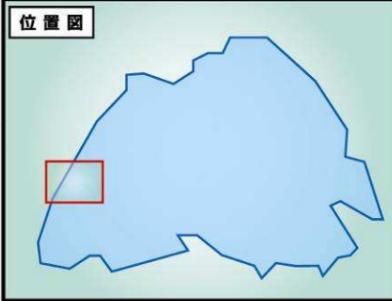




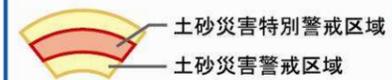




⑦ 大沢・倉見地区



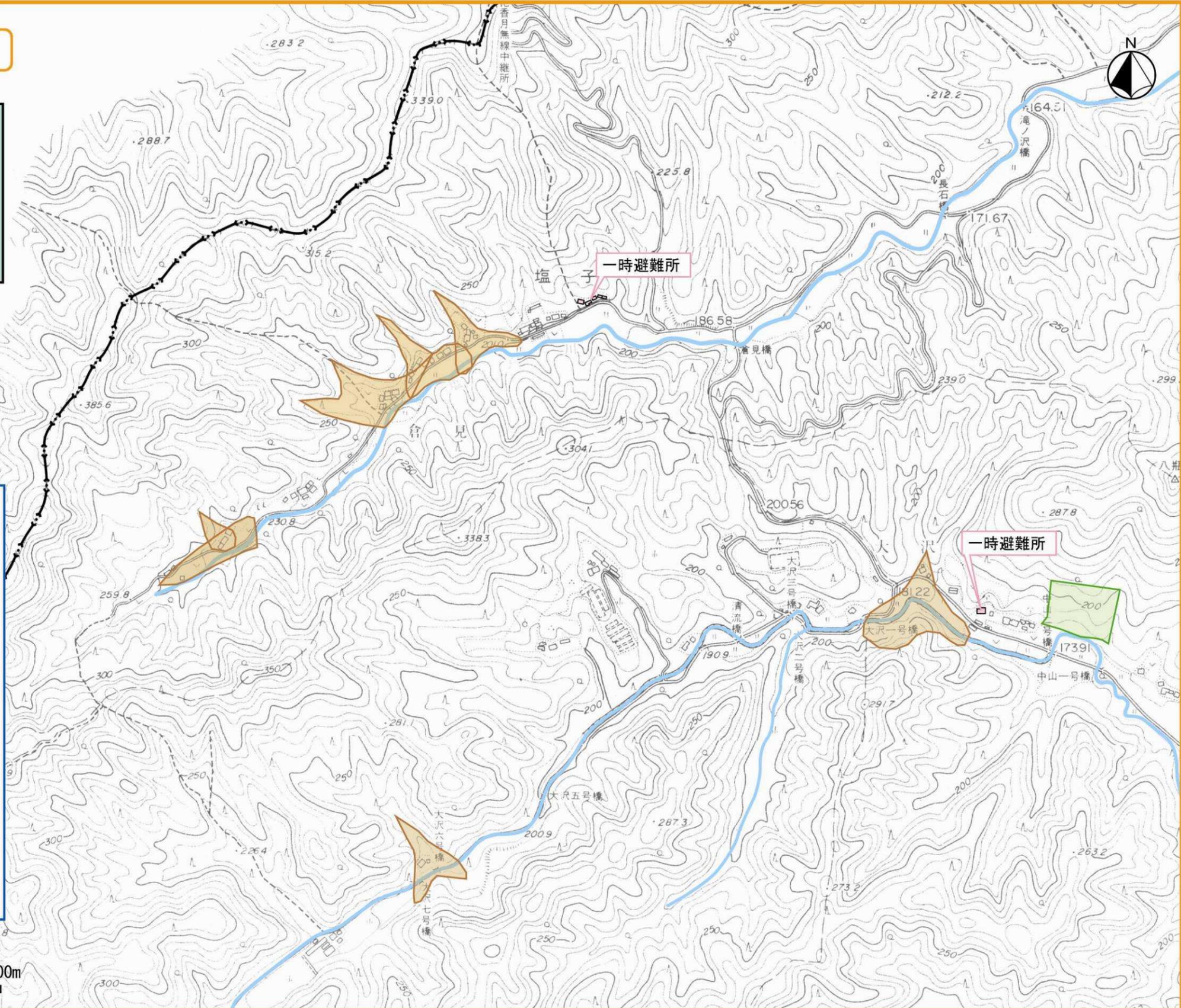
土砂災害警戒区域



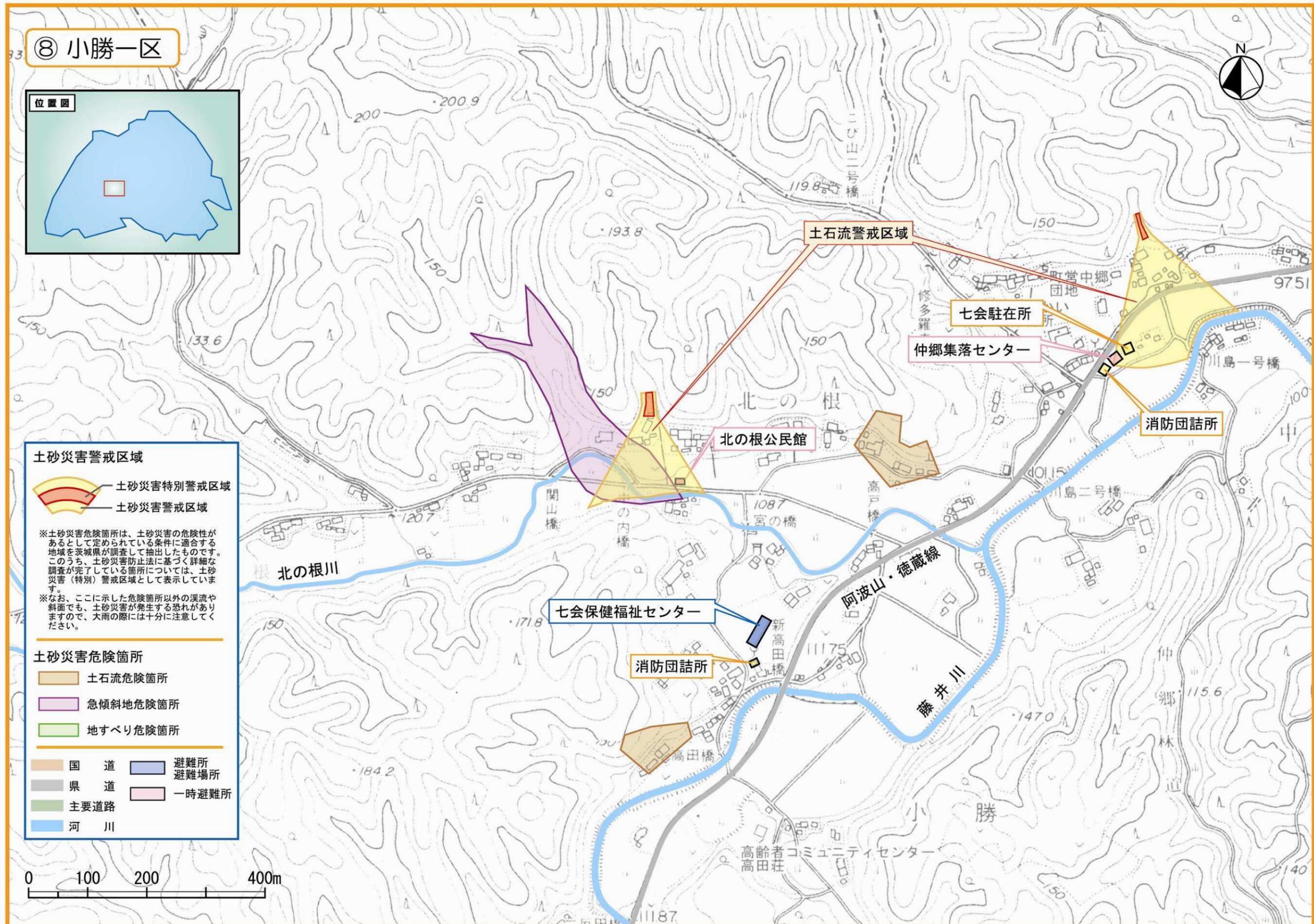
※土砂災害危険箇所は、土砂災害の危険性があるとして定められている条件に適合する地域を茨城県が調査して抽出したものです。このうち、土砂災害防止法に基づく詳細な調査が完了している箇所については、土砂災害（特別）警戒区域として表示しています。

※なお、ここに示した危険箇所以外の渓流や斜面でも、土砂災害が発生する恐れがありますので、大雨の際には十分に注意してください。

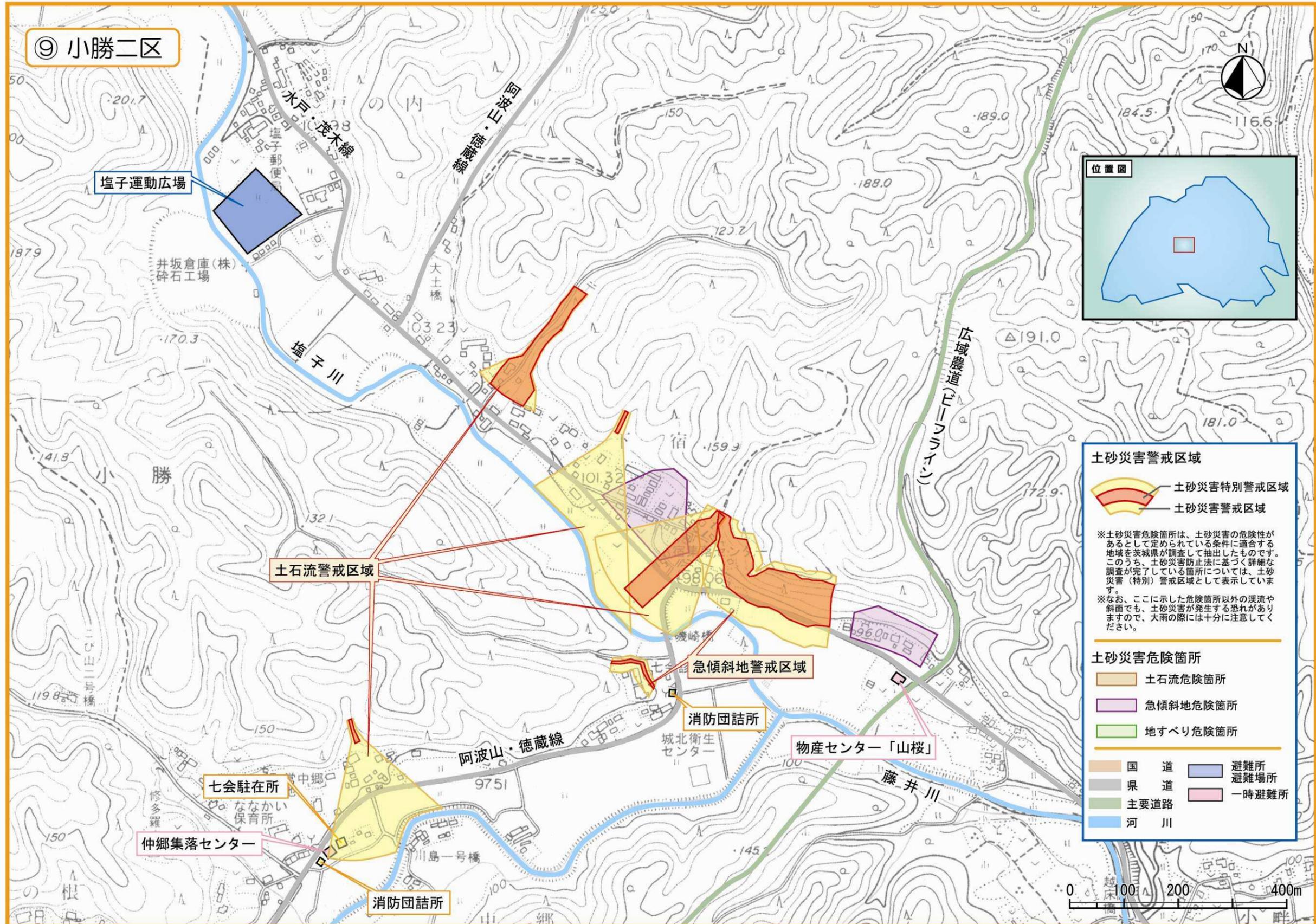
土砂災害危険箇所



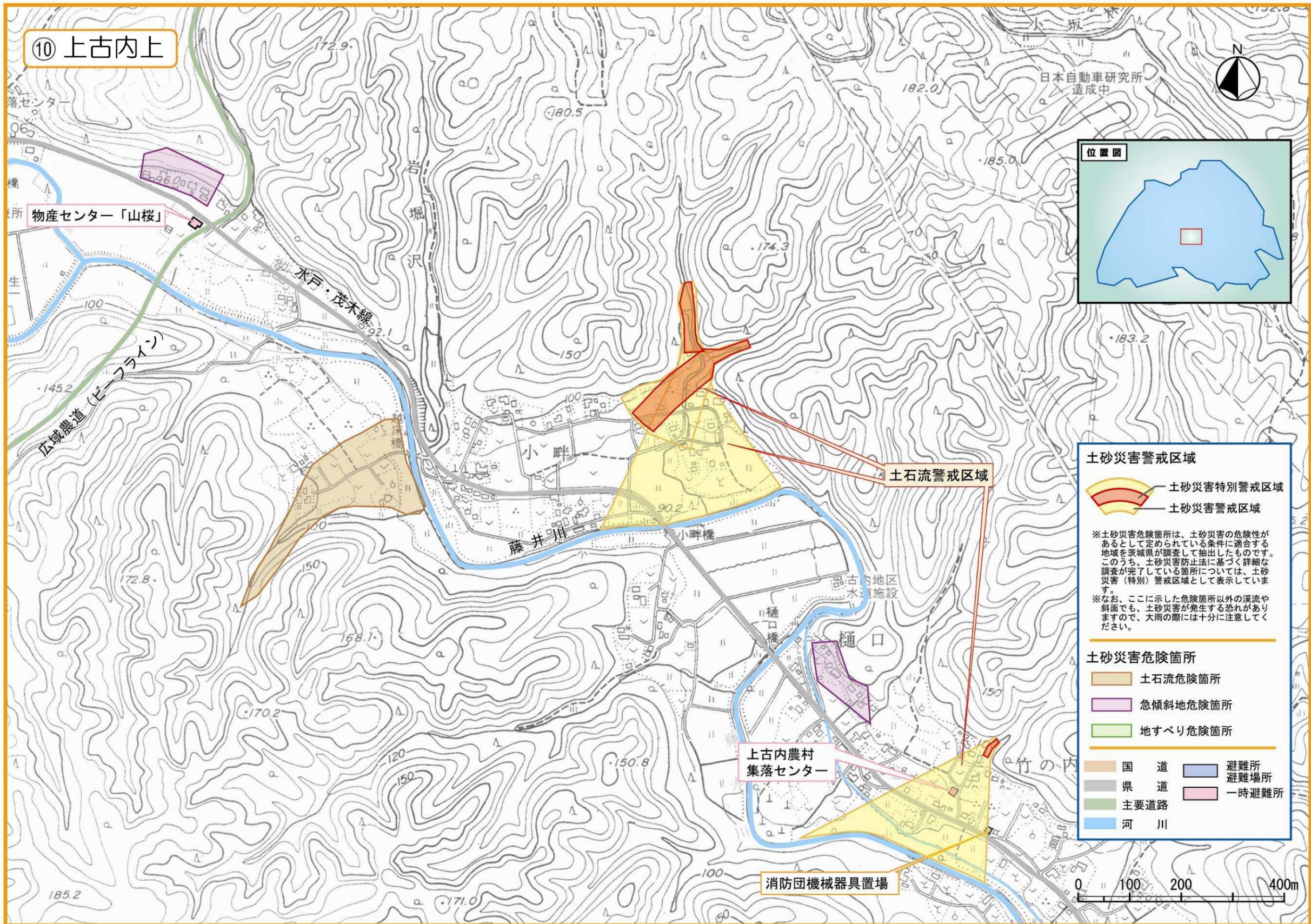




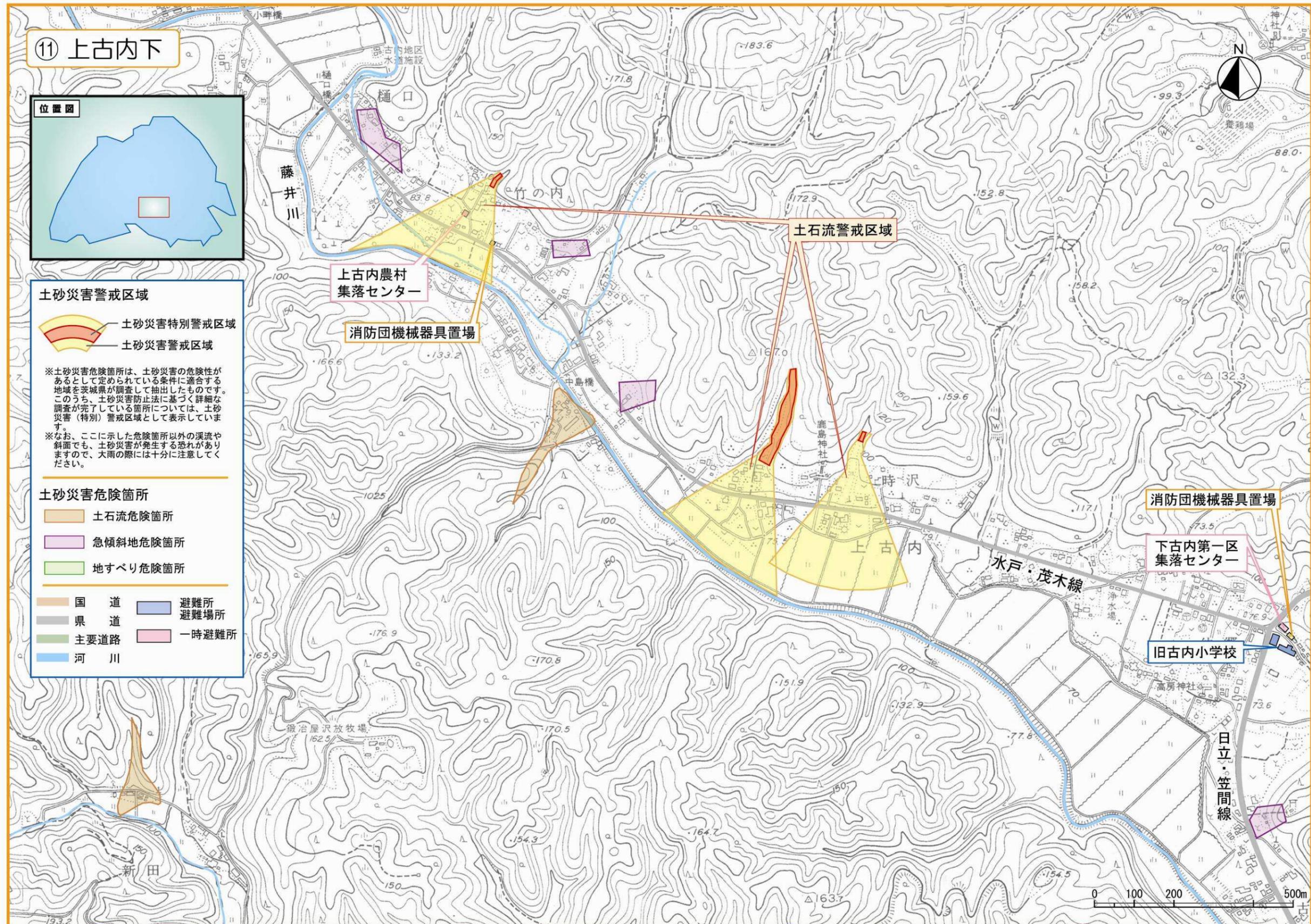




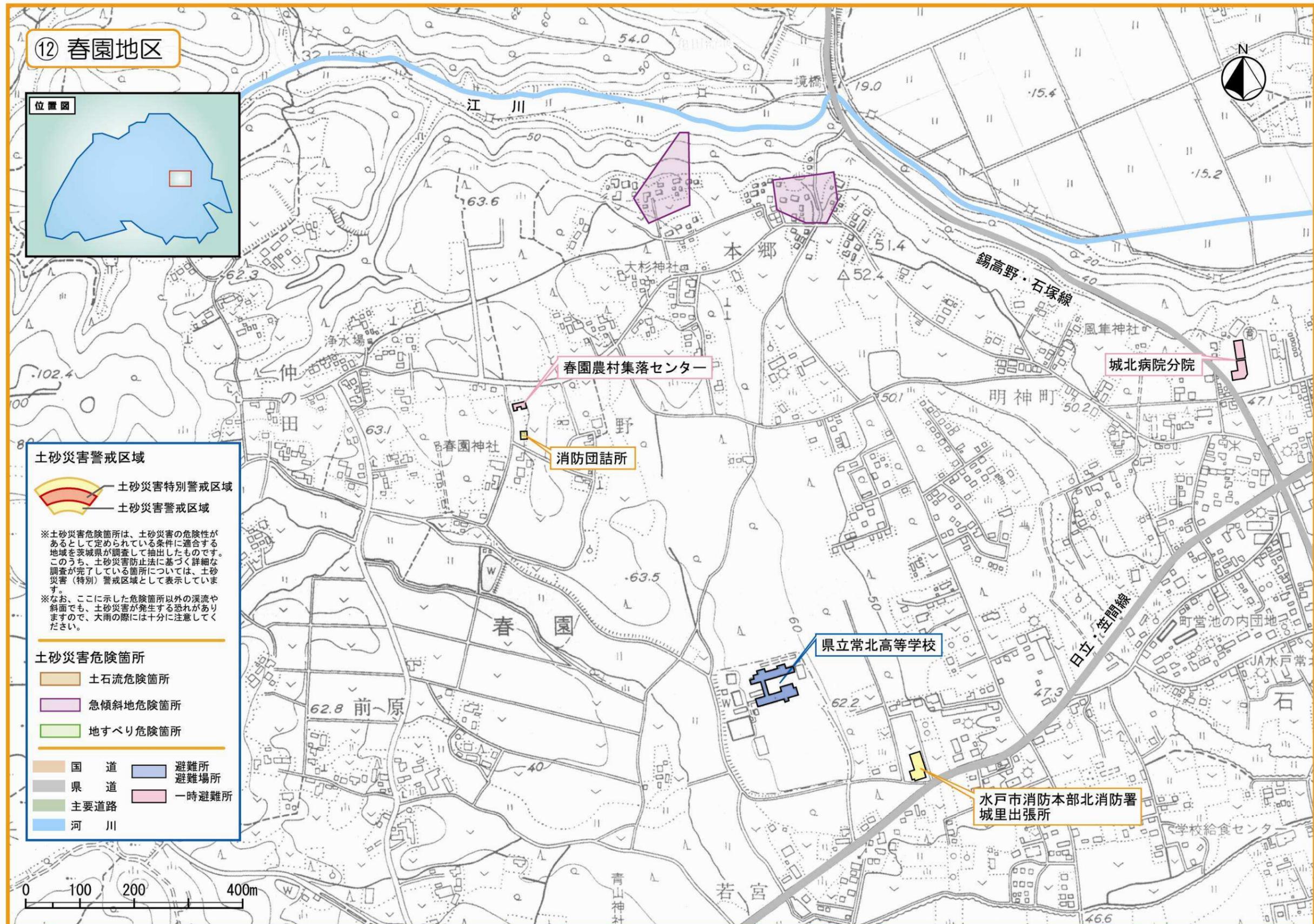




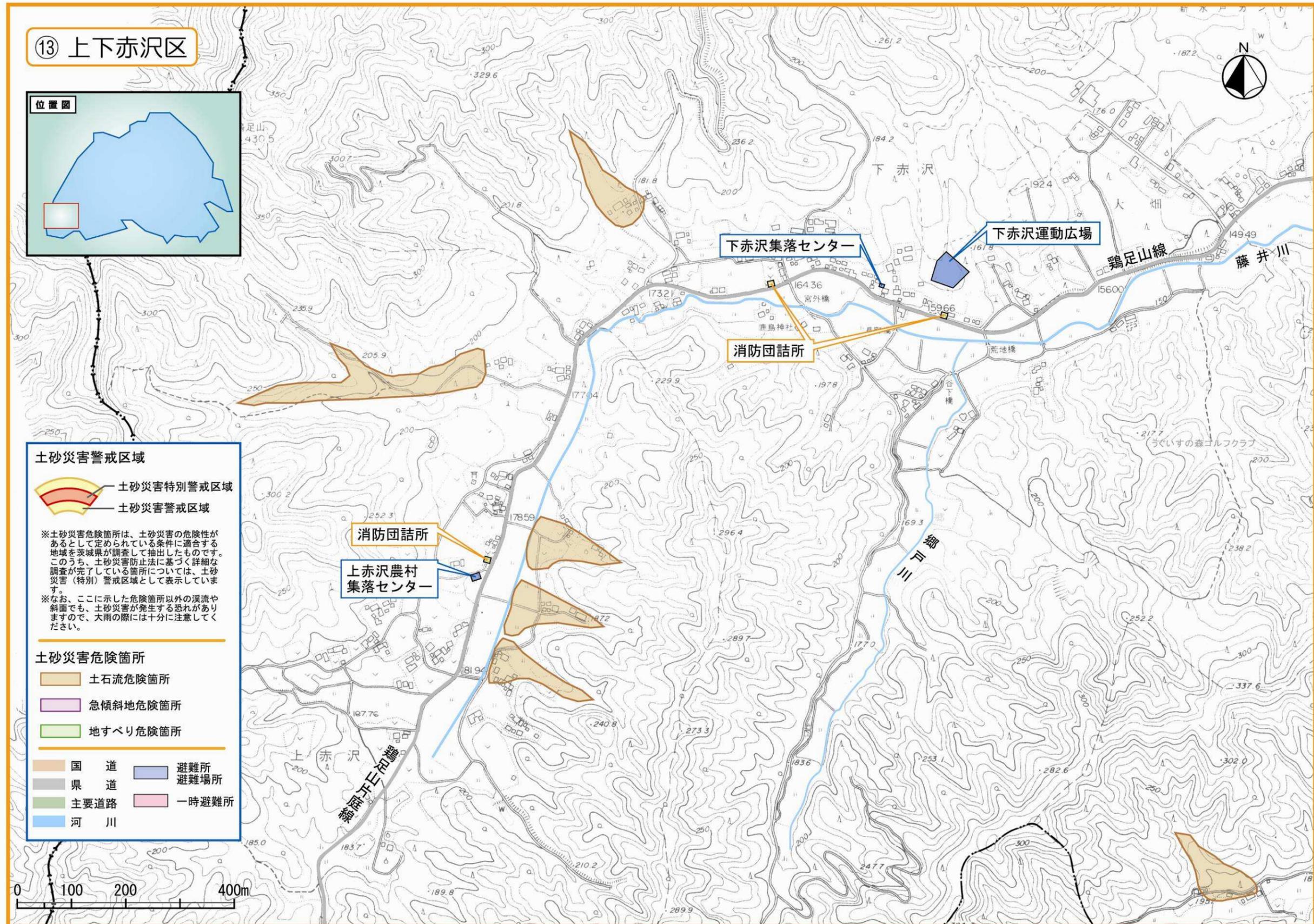




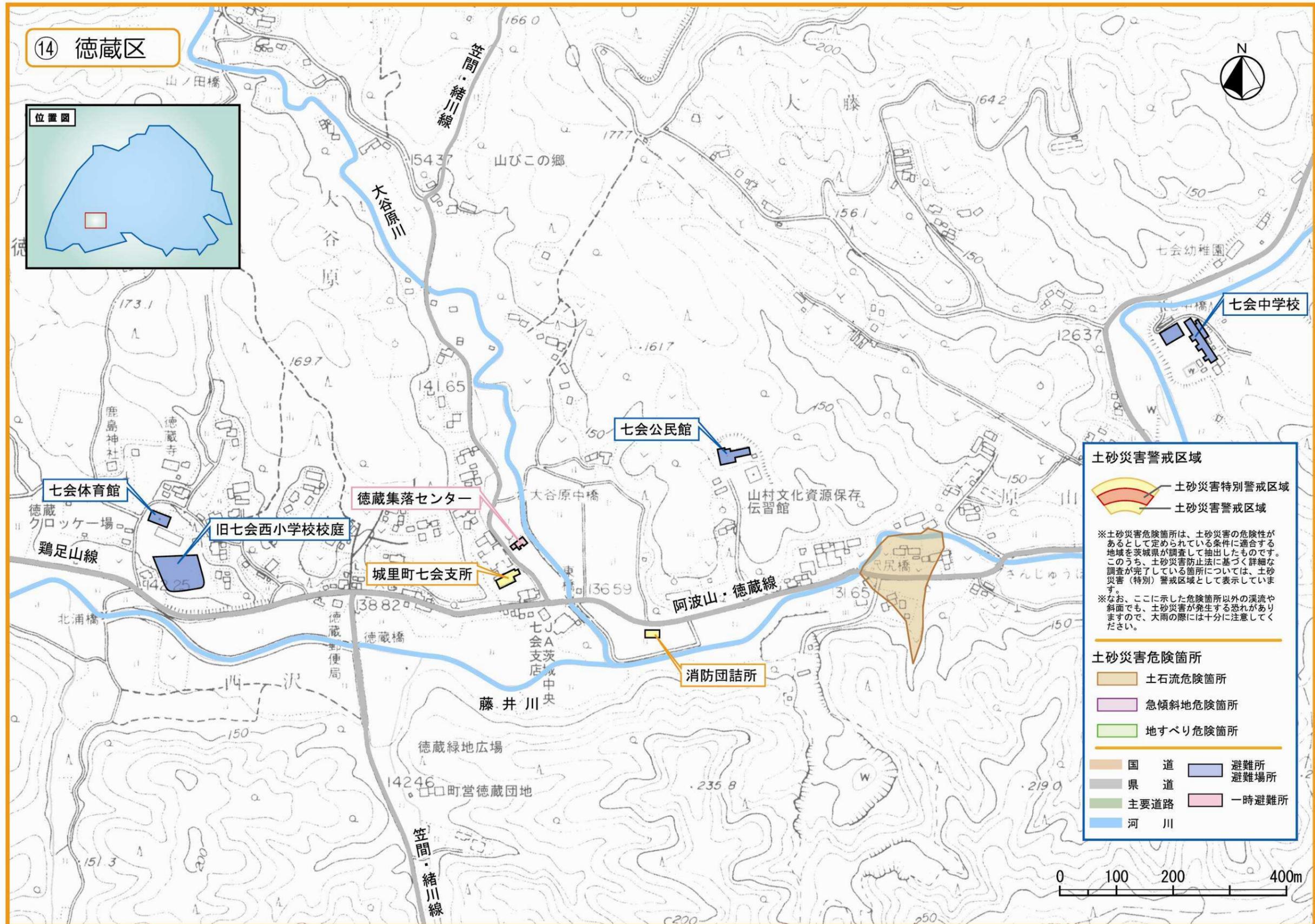




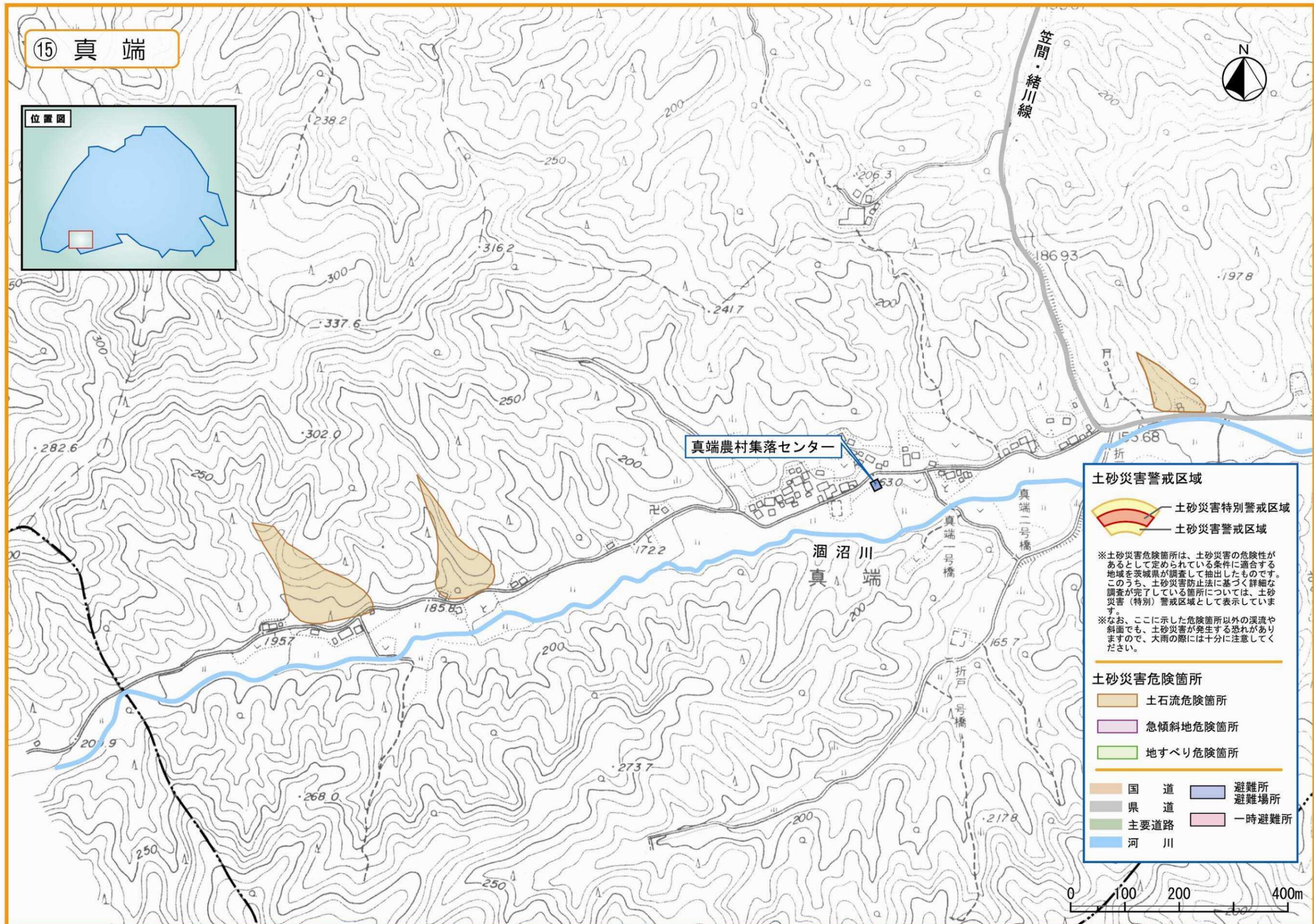




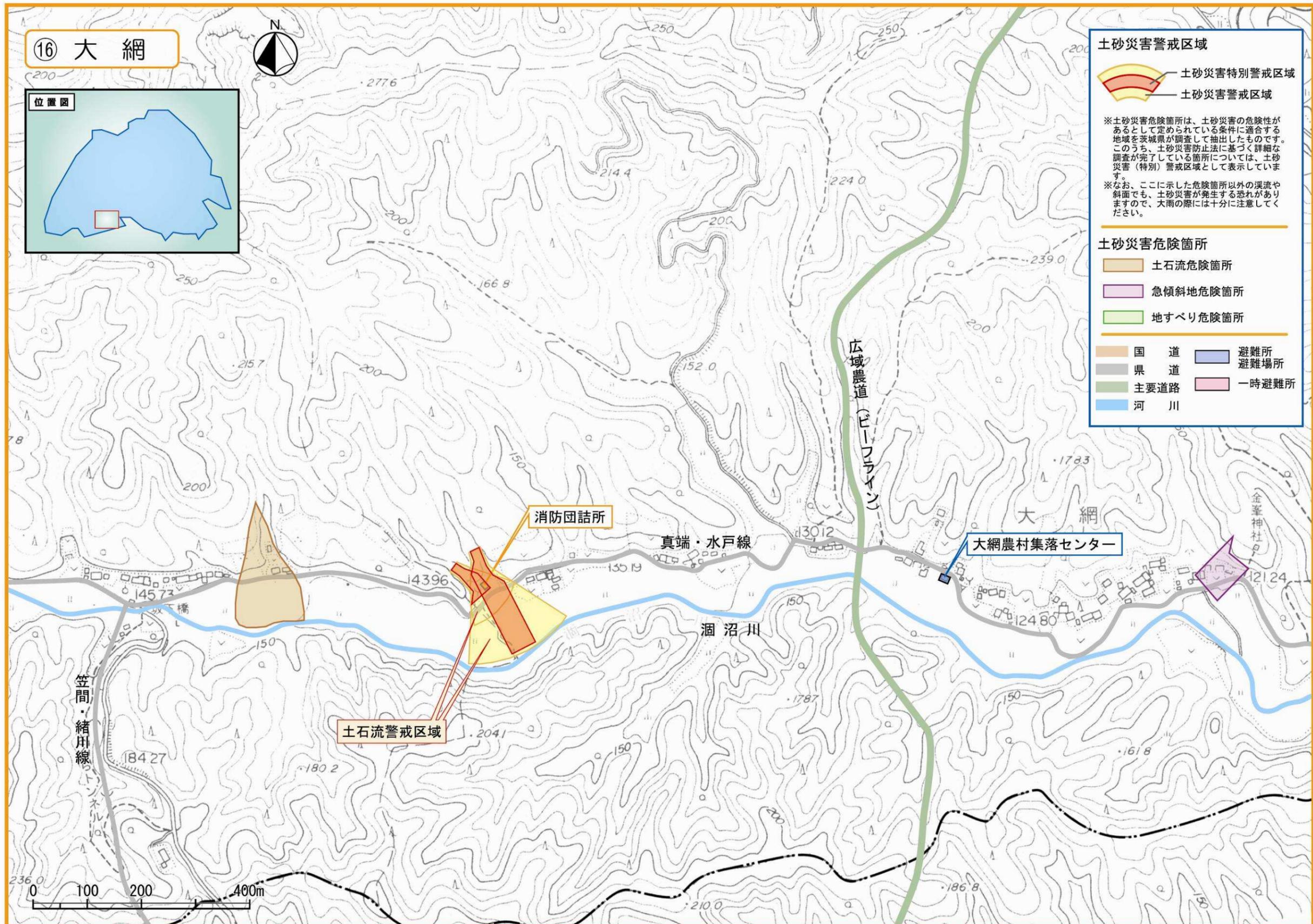




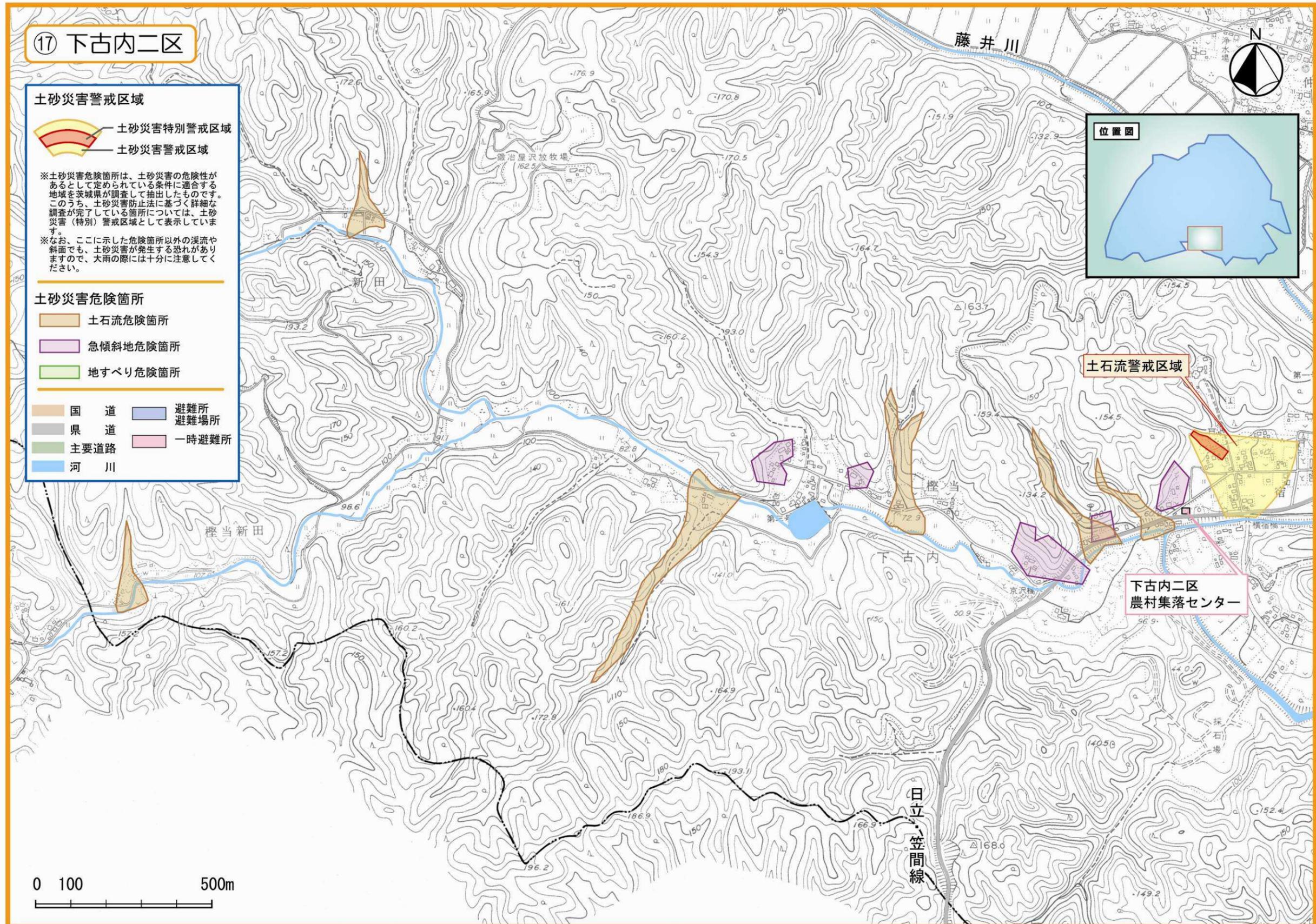




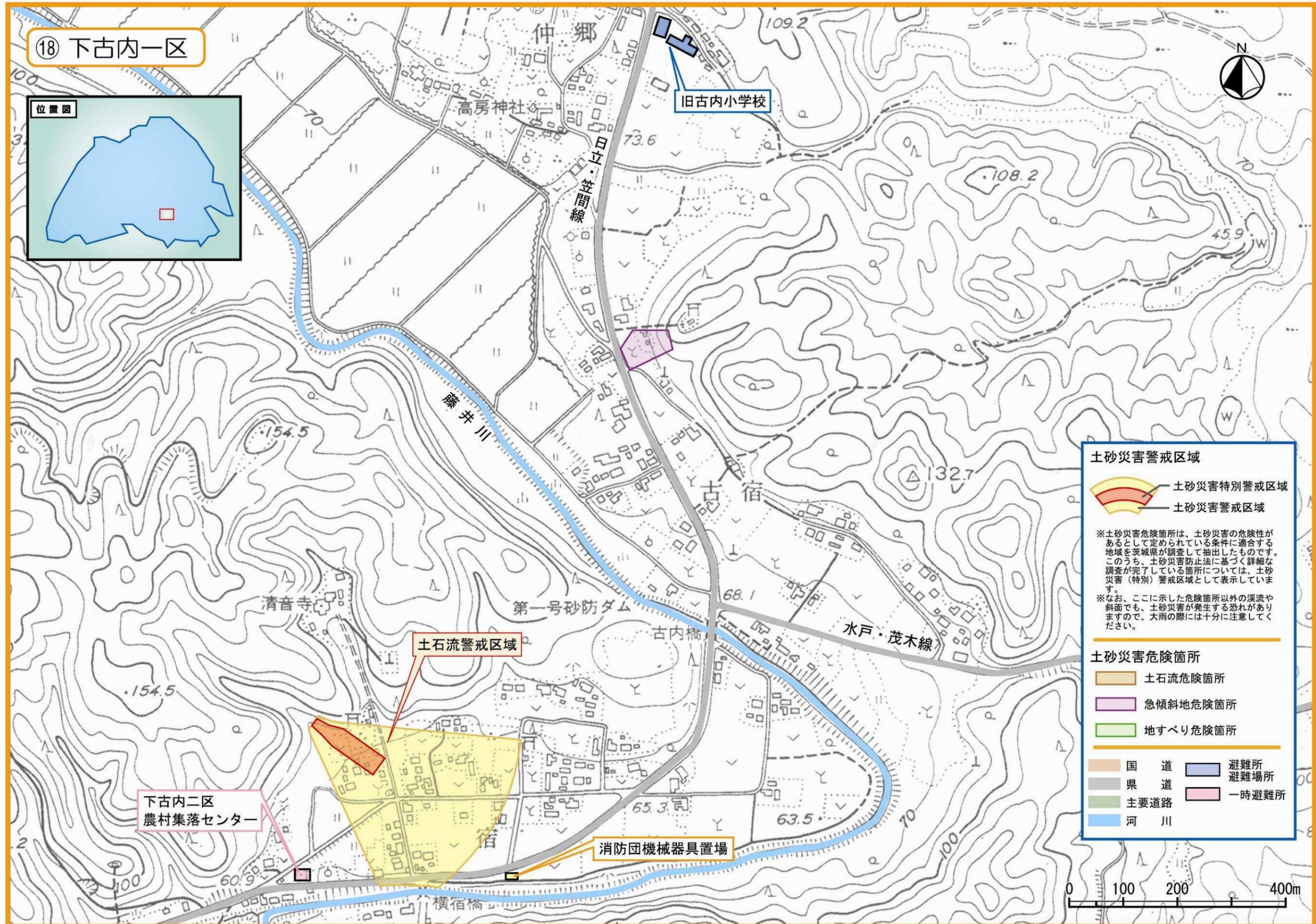




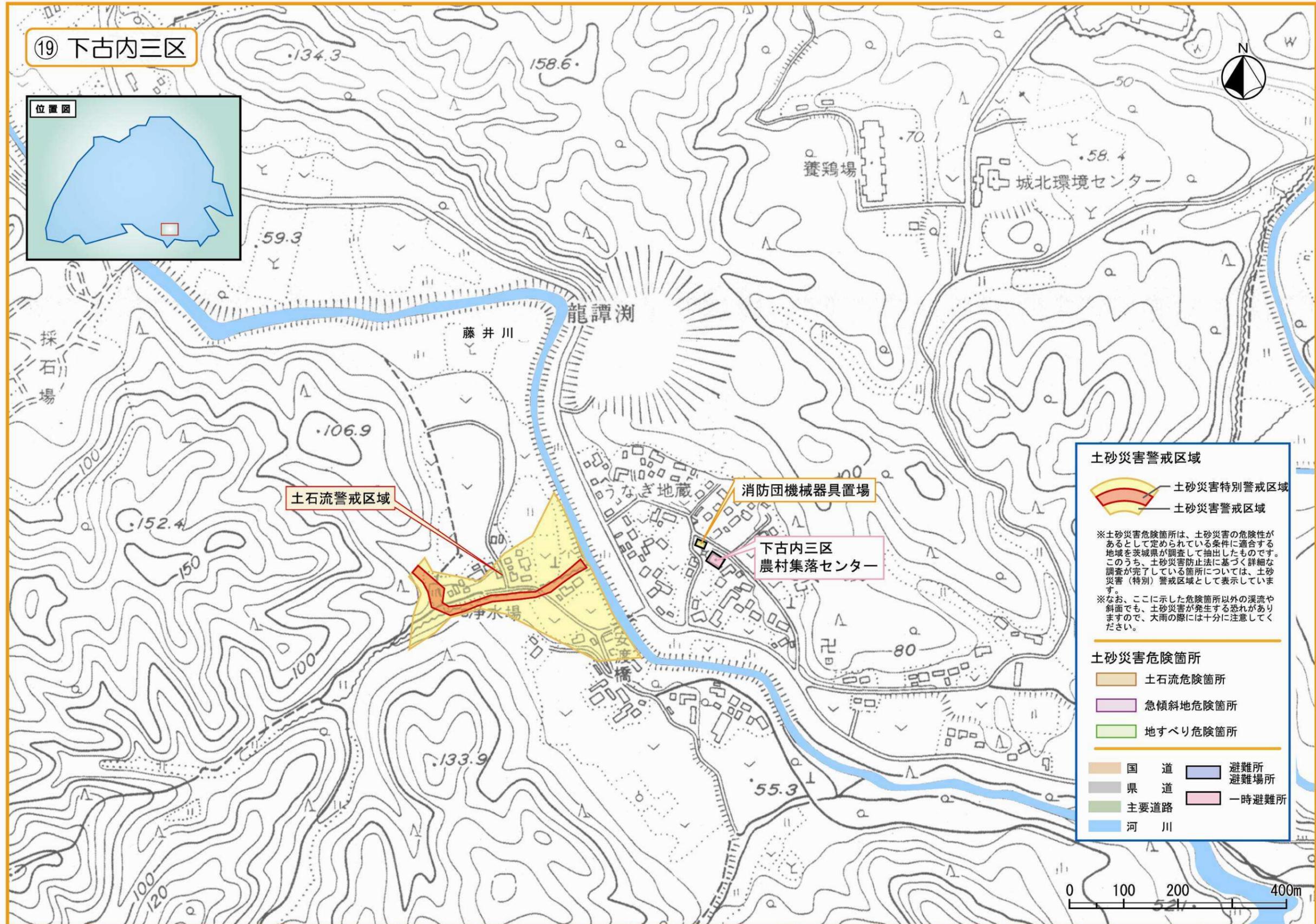




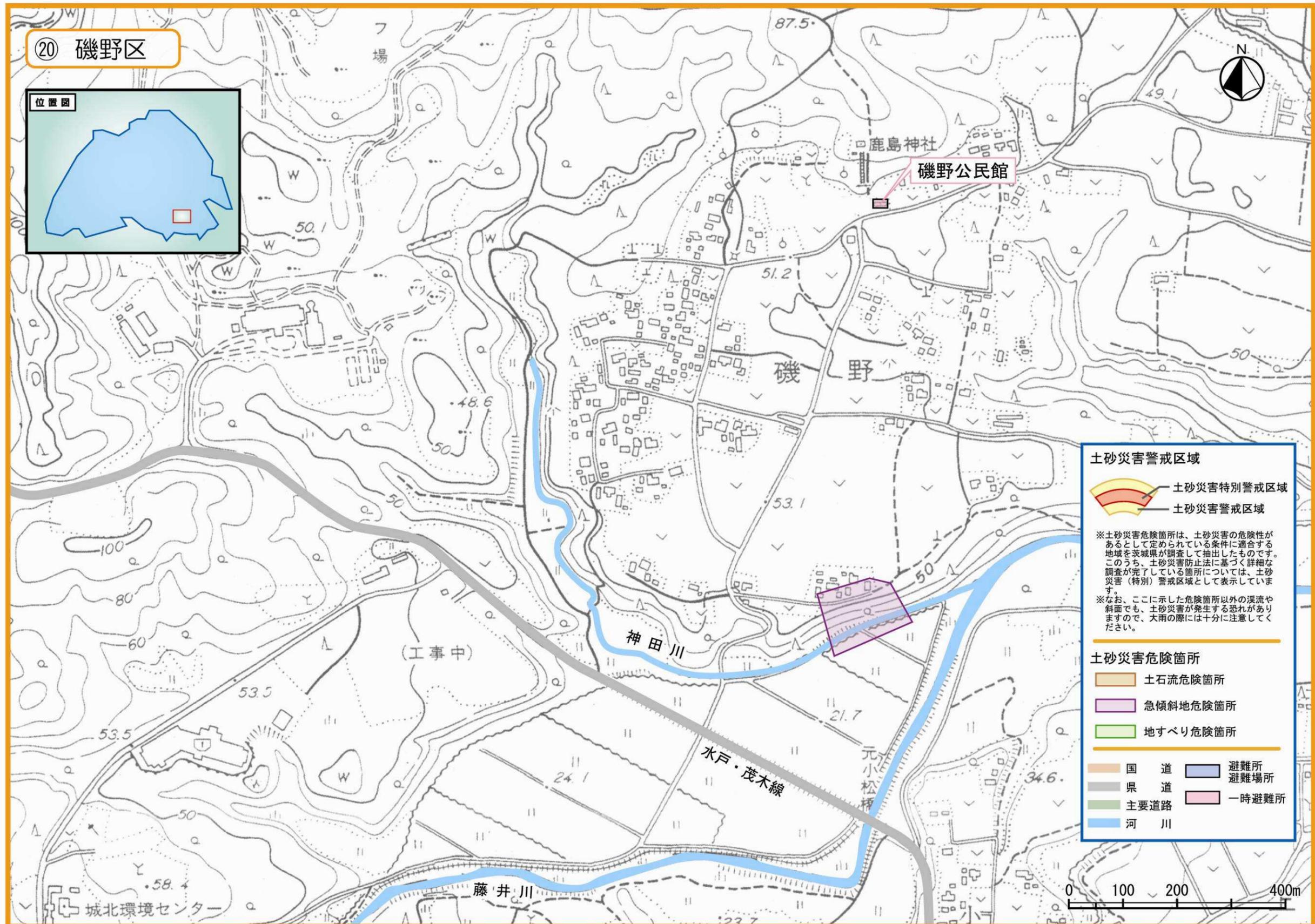




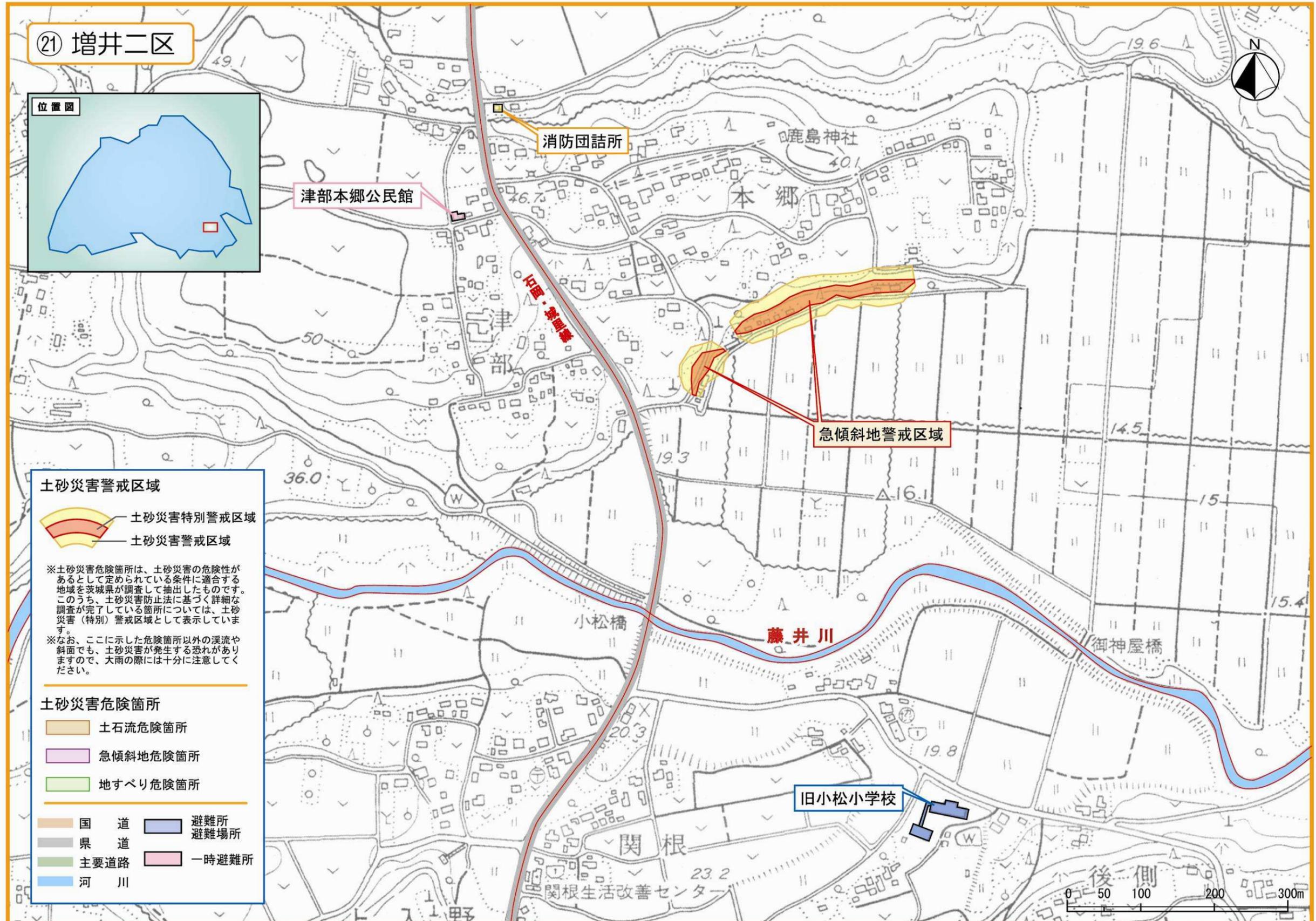




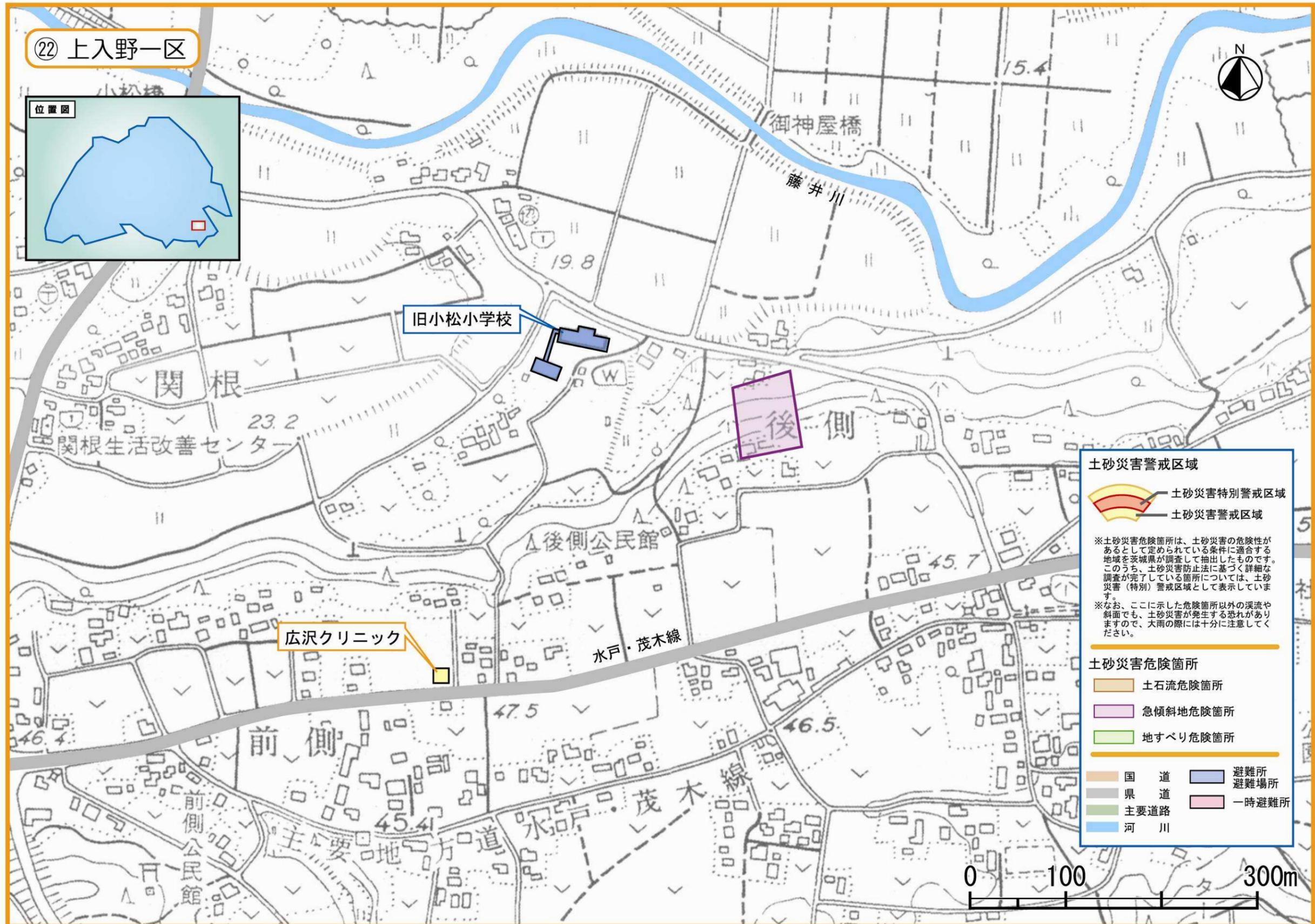
















5-5 山腹崩壊危険地区

(平成16年度末現在)

種 別	整理番号	所 在		地 区 名
		市町村名	大 字	
山腹崩壊	278	城里町	下古内	安渡
山腹崩壊	279	城里町	上古内	小畔
山腹崩壊	280	城里町	御前山	御前山
山腹崩壊	281	城里町	塩子	塩子
山腹崩壊	282	城里町	塩子	塩子
山腹崩壊	283	城里町	塩子	塩子
山腹崩壊	284	城里町	小勝	小勝
山腹崩壊	285	城里町	小勝	小勝
山腹崩壊	286	城里町	大網	大網
山腹崩壊	287	城里町	塩子	塩子
山腹崩壊	288	城里町	小勝	小勝
山腹崩壊	289	城里町	塩子	大山
山腹崩壊	290	城里町	真端	折戸
山腹崩壊	291	城里町	真端	柳田
山腹崩壊	292	城里町	小勝	小勝

5-6 地すべり危険地区

(平成16年度末現在)

種 別	整理番号	所 在		地 区 名
		市町村名	大 字	
地すべり	65	城里町	御前山	皇都
地すべり	66	城里町	錫高野	芝立

5-7 崩壊土砂流出危険地区

(平成16年度末現在)

種 別	整理番号	所 在		地 区 名
		市町村名	大 字	
土砂流出	282	城里町	上古内	小畔
土砂流出	283	城里町	上古内	檜当
土砂流出	284	城里町	塩子	岩下
土砂流出	285	城里町	塩子	岩谷
土砂流出	286	城里町	下赤沢	下赤沢
土砂流出	287	城里町	小勝	北根
土砂流出	288	城里町	上赤沢	上赤沢
土砂流出	289	城里町	大網	大網
土砂流出	290	城里町	塩子	塩子
土砂流出	291	城里町	塩子	塩子
土砂流出	292	城里町	塩子	仲郷
土砂流出	293	城里町	塩子	塙
土砂流出	294	城里町	塩子	塙
土砂流出	295	城里町	小勝	上宿
土砂流出	296	城里町	小勝	上宿
土砂流出	297	城里町	小勝	下宿
土砂流出	298	城里町	塩子	岩谷
土砂流出	299	城里町	小勝	二反田
土砂流出	300	城里町	上赤沢	後沢
土砂流出	301	城里町	上赤沢	中程屋
土砂流出	302	城里町	上赤沢	小山
土砂流出	303	城里町	下赤沢	古谷
土砂流出	304	城里町	下赤沢	猿田
土砂流出	305	城里町	真端	臼木
土砂流出	306	城里町	真端	ニカキ谷
土砂流出	307	城里町	下赤沢	茸沢
土砂流出	308	城里町	塩子	桧山沢
土砂流出	309	城里町	大網	大沢
土砂流出	310	城里町	大網	出峰
土砂流出	311	城里町	小勝	小勝
土砂流出	312	城里町	上赤沢	高沢
土砂流出	313	城里町	真端	明月
土砂流出	314	城里町	真端	三島

5-8 ため池一覧

施設番号	河川名	施設名称	所在地	貯水面積 (千㎡)	貯水量 (千㎡)
●常北地区					
1	西田川	柳沢	小坂1278	0.3	0.0
2	西田川	入内	春園123	1.4	1.3
3	西田川	寺前	小坂1257	0.1	0.1
4	西田川	穴田池	春園1535	1.9	1.6
5	西田川	タナバン	春園42-1	1.9	1.6
6	西田川	小坂溜	小坂1329他22筆	16.2	2.7
7	西田川	半溜	小坂1368	0.1	0.1
8	西田川	高光防池	小坂1384	5.4	5.1
9	西田川	若宮池	石塚734	0.6	0.5
10-1	西田川	下コンヤ-1	小坂1081	0.4	0.4
10-2	西田川	下コンヤ-2	小坂1082-6	0.5	0.5
11-1	西田川	谷津池-1	上青山261	6.0	5.8
11-2	西田川	谷津池-2	上青山260	3.3	3.0
12	西田川	保ト久保	小坂488	0.1	0.1
13	西田川	山口	小坂798	1.4	1.3
14-1	西田川	北米-1	下青山235	0.6	0.5
14-2	西田川	北米-2	下青山257	0.3	0.2
15-1	西田川	磯ノ入-1	小坂759	0.6	0.4
15-2	西田川	磯ノ入-2	小坂760		
16	西田川	長谷津	小坂307-2	0.2	0.0
17	西田川	前谷津	小坂270-2	0.3	0.3
18	西田川	芦ノ難-1	小坂670	1.4	1.2
19	西田川	芦ノ難-2	小坂675-1	0.6	0.4
20	那珂川	七ツ溜池	那珂西1495-2	4.6	3.6
21	西田川	山ノ神	勝見沢213	2.7	1.5
22	藤井川	時沢	上古内60	0.2	0.2
23	藤井川	三角沢	上古内485-1	0.1	0.1
24	西田川	鎌倉坂池	勝見沢273	7.1	5.7
25	西田川	大江戸池	勝見沢292-1	3.5	2.8
26	藤井川	中島-1	上古内1502	0.1	0.1
27	西田川	沼ヶ入	勝見沢314	0.0	0.0

28	西田川	滑り坂	勝見沢395	0.1	0.1
29	西田川	原	勝見沢703	0.6	0.5
30	藤井川	北二又	磯野770	0.4	0.3
31	藤井川	南二又	磯野692	0.5	0.4
32	藤井川	山王池	上入野2906	0.8	0.7
33	藤井川	七々上り	上入野3441	0.3	0.2
34	藤井川	寺井池	上入野657	0.5	0.4
35	藤井川	高橋池	上入野3928	0.6	0.5
36	前沢川	七反田池	上入野1022	1.7	1.3
37	前沢川	風呂下池	上入野5024	1.9	0.2
38	前沢川	蛇田池	上入野1540	0.8	0.1
39	前沢川	梅作池	上入野1317	3.1	0.3
40	前沢川	山の入	上入野1257	0.2	0.0
41	西田川	洞の入	勝見沢456	1.0	0.1
42-1	西田川	宮田-1	上青山1226-1	0.6	0.1
42-2	西田川	宮田-2	上青山1228	0.5	0.1
43	西田川	平塚	春園968	1.6	0.2
44	藤井川	小畔	上古内830	0.1	0.0
45	藤井川	並木	増井1547	0.4	0.0
46	藤井川	山木屋	磯野792	0.2	0.0
47	藤井川	宮作	増井1089	1.1	0.1
48	藤井川	白幡	上入野482	0.0	0.0
49	藤井川	不動下	上入野1917	0.1	0.0
50	前沢川	礪池	上入野1498	1.3	0.1
51	前沢川	石田入	上入野1161	0.1	0.0
52	那珂川	富士谷津	上泉1324	1.2	0.1
<b>●桂地区</b>					
1	那珂川	上久保池	赤沢	0.2	0.3
2	那珂川	権現沢池	赤沢	0.1	0.1
3	赤沢川	椎尾池	上阿野沢26	4.5	18.0
4	桂川	菅間池	下阿野沢1307	0.8	1.4
5	桂川	丸山池	下阿野沢1164	1.2	2.4
6	岩船川	住谷池	岩船1138	0.6	0.6
7-1	桂川	大岩上池	孫根205-2	0.4	0.6
7-2	桂川	大岩下池	孫根198	0.5	0.3

図 5-8 ため池一覧

8	桂川	洞作池	北方849	5.4	17.9
9	境川	一の沢池	高久1560	1.2	2.3
10-1	根小屋川	亀田上池	高久867	3.0	9.0
10-2	根小屋川	亀田中池	高久868	5.4	17.3
10-3	根小屋川	亀田下池	高久869	7.0	24.5
●七会地区					
1	塩子川	大開池	塩子1446	0.2	0.2
2	塩子川	清水池	塩子1041	1.2	1.8
3	塩子川	岩下池	塩子215	0.1	0.1
4	大谷原川	山ノ田池	徳蔵460		
5	藤井川	金ヶ池	徳蔵1016	2.3	3.5
6	藤井川	小山池	上赤沢438-2	1.6	4.4
7	涸沼川	大沢池	大網550	0.8	

## 6 輸送に関する資料

### 6-1 緊急輸送道路一覧

#### 第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
(一般国道)			
123	国道123号	水戸市文京国道118号分岐から	常陸大宮市県境(栃木県)まで
(市町村道)			
	城里町道1473号線	東茨城郡城里町石塚国道123号 交差から	城里町役場まで

#### 第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
(主要地方道)			
39	笠間緒川線	笠間市金井国道50号分岐から	常陸大宮市金井国道123号交差 まで
51	水戸茂木線	東茨城郡城里町主要地方道笠 間緒川線分岐から	東茨城郡城里町県境(栃木県) まで
61	日立笠間線	日立市大久保町から	笠間市笠間国道50号交差まで

#### 第三次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
(市町村道)			
	城里町道8-0568号線	東茨城郡城里町阿波山国道123 号交差から	常陸大宮市境界まで

## 6-2 公用車一覧

(平成25年2月1日現在)

No.	課名	車両ナンバー				社名	車名	車種	用途	
1	議会事務局	水戸	300	そ	9038	トヨタ	クラウン	普乗用	議長用	
2	総務課	城里町	—	さ	68	ホンダ	カブ	二輪車	文書配達用 (110cc)	
4		水戸	301	せ	9019	トヨタ	プリウス	普乗用		
5		水戸	501	み	8289	ホンダ	インサイト	普乗用		
6		城里町	—	さ	175	ホンダ	カブ	二輪車	文書配達用 (110cc)	
7		水戸	301	ち	3176	トヨタ	クラウン	普乗用	町長用 ETC搭載	
8		水戸	50	ま	9469	スズキ	ワゴンR	軽乗用		
9		水戸	100	さ	3570	イズブ		トラック	ユニック車	
10		城里町	—	か	173	ホンダ	カブ	二輪車	文書配達用 (90cc)	
11		城里町	—	い	236	ホンダ	カブ	二輪車	文書配達用 (50cc)	
12		城里町	—	さ	190	ホンダ	カブ	二輪車	文書配達用 (110cc)	
13		企画財政課	水戸	301	す	3246	トヨタ	プリウス	普乗用	ETC搭載
14			水戸	300	と	1919	トヨタ	クレスタ	普乗用	
15	水戸		200	さ	600	ニッサン	シビリアン	マイクロバス	患者輸送車	
16	水戸		300	た	209	トヨタ	ハイエース	普乗用	ETC搭載	
17	水戸		300	ち	5873	トヨタ	マークII	普乗用	ETC搭載	
18	水戸		22	さ	1105	ミツビシ	ふそう	中バス	ETC搭載 対策済	
19	水戸		22	さ	770	ミツビシ		中バス		
20	水戸		200	さ	278	ミツビシ		小バス	ETC搭載 H20都内	
21	税務課	水戸	50	て	2740	スズキ	アルト	軽乗用		
22		水戸	59	み	7428	トヨタ	カラーワゴン	小型乗用		
23		水戸	50	ま	1492	ダイハツ	ムーブ	軽乗用		
24	町民課	水戸	480	く	8318	スバル	サンバー	軽貨物		
25		水戸	501	ち	6265	トヨタ	アリオン	小型乗用	交通指導車	
26		水戸	580	き	4375	スズキ	アルト	軽乗用		
27	保険課	水戸	580	さ	5412	ミツビシ	トッポBJ	軽乗用		
28		水戸	50	ね	4318	スズキ	ワゴンR	軽乗用		
29		水戸	580	き	4376	スズキ	アルト	軽乗用		
30		水戸		え	4562	スズキ	エブリィ	軽貨物		
31	七会診療所	水戸	50	ね	8624	ミツビシ	トッポ	軽乗用	訪問看護車	

32		水戸	300	な	7145	ニッサン	セドリック	普乗用	フリー ETC搭載
33	健康福祉課	水戸	400	つ	6299	ニッサン	ADバン	小型貨物	日赤車
34		水戸	58	は	9979	トヨタ	タウンエース	小型乗用	
35		水戸	400	す	1907	ニッサン	ADバン	小型貨物	保健指導車
36		水戸	400	そ	5068	ニッサン	ADバン	小型貨物	
37		水戸	580	に	1801	スバル	ステラ	軽乗用	
38	健康福祉課 (桂保育所)	水戸	45	さ	8815	ニッサン	ADバン	小型貨物	
39	健康福祉課 (七会保育所)	水戸	45	さ	4710	ニッサン	ADバン	小型貨物	
40	産業振興課	水戸	500	は	4832	トヨタ	カローラフィールダー	小型乗用	
41		水戸	44	り	7612	トヨタ	カローラバン	小型貨物	
42		水戸	41	く	8632	ダイハツ	ハイゼット	軽貨物	
43	都市建設課	水戸	41	け	5211	スズキ	キャリイ	軽貨物	
44		水戸	50	ぬ	6810	スズキ	ジムニー	軽乗用	
45		水戸	500	は	4831	トヨタ	カローラフィールダー	小型乗用	
46		水戸	580	き	4372	スズキ	アルト	軽乗用	
47		水戸	45	す	3330	ニッサン	ADバン	小型貨物	
48		水戸	00	せ	128	コマツ	重機	大型特殊	ショベルローダー
49		茨	00	さ	256	ミツビシ	重機	大型特殊	グレーダー
50		水戸	400	と	2710	いすゞ	エルフ	トラック	2tダンプ
51		水戸	59	た	670	トヨタ	スプリンター カリブ	小型乗用	
52	下水道課	水戸	400	す	7845	ニッサン	エキスパート	小型貨物	
53		水戸	500	ひ	2530	トヨタ	カローラフィールダー	小型乗用	
54		水戸	400	す	2031	トヨタ	カルディナバン	小型貨物	
55		水戸		え	4472	スズキ	エブリイ	軽貨物	
56	水道課	水戸	480	か	8831	スズキ		軽貨物	水道課財産
57		水戸	480	け	9365	スズキ	エブリイ	軽貨物	水道課財産
58		水戸	41	こ	7554	スズキ	エブリイ	軽貨物	水道課財産
59		水戸	50	て	3434	スズキ	アルト	軽乗用	
60		水戸	501	も	2208	ニッサン	ウイングロード	小型貨物	水道課財産
61		水戸	45	す	9627	ニッサン	アベニール	小型貨物	水道課財産
62	桂支所	水戸	59	や	812	トヨタ	カローラ	小型乗用	
63		水戸	44	り	28	トヨタ	スプリンター バン	小型貨物	
64		水戸	41	あ	8318	ダイハツ	ハイゼット	軽貨物	
65		水戸	59	た	1628	トヨタ	コロナ	小型乗用	交通指導車

図 6-2 公用車一覧

66	七会支所	水戸	40	る	1954	ミツビシ	ミニキャブ	軽貨物	
67		水戸	500	な	7483	トヨタ	カローラ	小型乗用	
68		水戸	58	た	1052	トヨタ	カリーナ	小型乗用	交通指導車
69	教育委員会	水戸	400	さ	4665	ニッサン	サニー	小型貨物	日赤車
70		水戸	580	き	4373	スズキ	アルト	軽乗用	
71		水戸	59	も	3703	ニッサン	プリメーラカーゴ	小型乗用	
72	教育委員会 (常北給食センター)	水戸	40	る	2372	スズキ	エブリィ	軽貨物	
73	教育委員会 (桂給食センター)	水戸	45	す	5491	トヨタ	カローラバン	小型貨物	
74	保険課	水戸	50	ね	8316	ミツビシ	トッポBJ	軽貨物	
75	教育委員会 (ALT)	水戸	50	ね	2793	スズキ	アルト	軽乗用	
76	教育委員会 (常北幼稚園)	水戸	50	ち	1688	スズキ	アルト	軽乗用	
77	教育委員会 (コミセン)	水戸	59	や	819	トヨタ	カローラ	小型乗用	
78	教育委員会 (常北公民館)	水戸	300		927	トヨタ	ハイエース	普乗用	
79	教育委員会 (桂公民館)	水戸	44	も	2527	ニッサン	アベニール	小型貨物	
80	教育委員会 (七会公民館)	水戸	45	せ	3574	ニッサン	ADバン	小型貨物	
81	教育委員会 (図書館)	水戸	59	や	287	トヨタ	カローラワゴン	小型乗用	
82	農業委員会	水戸	500	に	4117	ニッサン	セレナ	小型乗用	

## 6-3 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

**第2条** 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

**第3条** 応援の要請は、県生活環境部消防防災課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

**第4条** 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防防災課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

**第5条** 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

**第6条** 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

6-4 臨時ヘリポート

市 町 村 名	名 称	所 在 地
常北地区	石塚小学校	城里町大字石塚2497
桂地区	桂中学校	城里町大字阿波山
	桂運動公園	城里町大字御前山皇都102-1地先
七会地区	七会中学校	城里町大字小勝2290-2

6-5 物資集積場所一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号	面 積(㎡)	
				屋内部分	屋外部分
1	石塚小学校	石塚2497	029-288-2026	1,466	15,953
2	旧小松小学校	上入野2910	029-288-3106	1,096	6,277
3	常北小学校	上青山411	029-288-2027	581	11,110
4	旧古内小学校	下古内405	029-288-3108	487	4,757
5	常北中学校	下青山10	029-288-2025	1,136	20,513
6	茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校	春園1634	029-288-2028	1,002	21,613
7	常北公民館	下青山1-1	029-288-5575	2,364	24,600
8	コミュニティセンター城里	石塚1428-1	029-288-6100	2,537	13,158
9	旧坏小学校	上坏624	029-289-2753	420	7,470
10	旧北方小学校	北方1481-1	029-289-2727	420	6,644
11	桂小学校	孫根291	029-289-2655	420	10,709
12	沢山小学校	下阿野沢156	029-289-2004	432	5,806
13	桂中学校	阿波山799	029-289-2052	787	7,398
14	桂公民館	阿波山167	029-289-2220	1,537	
15	七会小学校校庭	塩子2682	0296-88-2620		6,500
16	旧城七会西小学校校庭	徳蔵891			4,360
17	七会中学校	小勝2268-3	0296-88-3205	1,640	15,000
18	花山体育館	塩子2622		640	
19	七会体育館	徳蔵891-1		720	
20	七会公民館	徳蔵357-3	0296-88-3210	1,327	
21	七会保健福祉センター	小勝1400	0296-88-2321	1,461	
22	塩子生活改善センター	塩子1968-1		165	
23	山びこの郷グラウンド	徳蔵400	0296-88-3157		11,300
24	塩子運動広場	塩子3696外			12,990
25	下赤沢運動広場	下赤沢613-1			10,000

※面積は、学校の屋内部分は体育館。公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積。

## 7 医療救護に関する資料

### 7-1 医療機関一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
城北病院	大字石塚1395	029-288-2121
城北病院分院	大字石塚1222	029-288-7221
石塚地方病院	大字石塚1337	029-288-3121
佐藤医院	大字石塚1314	029-288-2131
いしつか診療所	大字石塚558-1	029-288-5655
せつクリニック	大字石塚503-11	029-288-6811
広沢クリニック	大字上入野2427-1	029-288-7651
菊池歯科	大字石塚1195-8	029-288-6140
ジュン歯科	大字石塚2100-9	029-288-2411
沢山診療所歯科診療室	大字阿波山165	029-289-4097
かつら歯科クリニック	大字阿波山1387	029-289-2253
七会診療所	大字小勝516	0296-88-2012
しらベクリニック	大字上坏886-1	029-240-9800

## 7-2 医療救護所設置予定場所

整理 番号	名 称	所 在 地	電話番号	面 積	
				屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)
1	石塚小学校	石塚2497	029-288-2026	1,466	15,953
2	旧小松小学校	上入野2910	029-288-3106	1,096	6,277
3	常北小学校	上青山411	029-288-2027	581	11,110
4	旧古内小学校	下古内405	029-288-3108	487	4,757
5	常北中学校	下青山10	029-288-2025	1,136	20,513
6	茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校	春園1634	029-288-2028	1,002	21,613
7	常北公民館	下青山1-1	029-288-5575	2,364	24,600
8	コミュニティセンター城里	石塚1428-1	029-288-6100	2,537	13,158
9	常北保健福祉センター	石塚1428-1	029-240-6550	3,965	
10	旧坏小学校	上坏624	029-289-2753	420	7,470
11	旧北方小学校	北方1481-1	029-289-2727	420	6,644
12	桂小学校	孫根291	029-289-2655	420	10,709
13	沢山小学校	下阿野沢156	029-289-2004	432	5,806
14	桂中学校	阿波山799	029-289-2052	787	7,398
15	桂公民館	阿波山167	029-289-2220	1,537	
16	岩船地区公民館	孫根355-1	029-289-4535	451	
17	七会小学校校庭	塩子2682	0296-88-2620		6,500
18	旧七会西小学校校庭	徳蔵891			4,360
19	七会中学校	小勝2268-3	0296-88-3205	1,640	15,000
20	花山体育館	塩子2622		640	
21	七会体育館	徳蔵891-1		720	
22	七会公民館	徳蔵357-3	0296-88-3210	1,327	
23	七会保健福祉センター	小勝1400	0296-88-2321	1,461	
24	塩子生活改善センター	塩子1968-1		165	
25	山びこの郷グラウンド	徳蔵400	0296-88-3157		11,300
26	塩子運動広場	塩子3696外			12,990
27	下赤沢運動広場	下赤沢613-1			10,000

※面積は、学校の屋内部分は体育館。公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積。

### 7-3 医薬品等を調達する販売業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
アゼリア調剤薬局／常北店	大字石塚1376-5	029-288-6105
いしつか薬局	大字石塚1177	029-288-3627
今川薬局／常北店	大字石塚1341	029-240-6400
(有)黒沢薬局	大字石塚1504	029-288-2046
じょうほく薬局	大字石塚503-5	029-240-6061
関谷薬局	大字石塚1525	029-288-3160
ツルハドラッグ城里店	大字那珂西1413-B	029-255-7555
星野薬品	大字阿波山891	029-289-2032
きりん薬局／城里店	大字上坊888-1	029-289-4343

### 7-4 社会福祉施設等一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
常北保健福祉センター	大字石塚1428-1	029-240-6550
老人福祉センターやまゆり荘	大字下古内1814-1	029-288-5568
社会福祉法人みどり保育園	大字石塚1232-2	029-288-2022
社会福祉法人靖光保育園	大字石塚2128-2	029-288-2572
社会福祉法人常北保育園	大字那珂西1481-17	029-288-3964
グリーンなかさい	大字那珂西1483-3	029-288-7200
しまナーシングホーム常北	大字石塚539-1	029-240-6787
保寿荘	大字石塚1395	029-288-2124
敬老園ロイヤルヴィラ水戸	大字御前山1500	029-289-2002
フロイデグループホーム桂	大字上阿野沢545-1	029-289-2040
桂老人福祉センター	大字錫高野2840	029-289-3081
桂聖明園	高根台1-53	029-289-4744
七会保健福祉センター	大字小勝1400	0296-88-2128
ななかい保育所	大字小勝748	0296-88-2123

## 8 保健・衛生に関する資料

### 8-1 応急給水資器材等一覧

(平成22年 3月30日現在)

浄水場系統	給水車用タンク			給水用ポリ容器		
	台数	容量 (m <sup>3</sup> )	総容量 (m <sup>3</sup> )	個数	容量 (ℓ)	総容量 (ℓ)
小松系	1.0	1.5	1.5			
石塚系	1.0	1.5	1.5	40	20	800
赤沢系	1.0	2.0	2.0	100	20	2,000

### 8-2 給水拠点及び給水能力

※ 浄水場は浄水能力、配水場は貯水能力となります。

(平成22年 3月30日現在)

浄水場系統	施設名称	所在地	電話	施設能力
小松系	小松浄水場	上入野4183-2	029-288-5567	2,820 m <sup>3</sup> /日
	小松配水場	上入野3541-15		(平成30年)m <sup>3</sup>
	下古内配水場	下古内292-8		140 m <sup>3</sup>
	小勝配水場	小勝807-7		500 m <sup>3</sup>
	塩子配水場	塩子2601	0296-88-2085	225 m <sup>3</sup>
石塚系	石塚浄水場	石塚1635	029-288-2530	4,170 m <sup>3</sup> /日
	石塚場内配水池	石塚1635		3,055 m <sup>3</sup>
	那珂西配水場	那珂西2549		200 m <sup>3</sup>
赤沢系	赤沢浄水場	御前山322	029-289-4084	3,350 m <sup>3</sup> /日
	赤沢配水場	御前山1483-2		640 m <sup>3</sup>
	高根台配水場	下阿野沢1160-1	029-289-4551	214 m <sup>3</sup>
	岩船(浄)配水場	岩船875-2		029-289-4085

### 8-3 城里町指定水道工事事業者一覧

所在市町村：城里町

平成25年1月16日現在

市町村	名称	所在地	電話番号	FAX
城里町	大越水道工事店	城里町上古内707	029-288-5275	029-288-5745
	(有)岡崎商店	城里町石塚1489	029-288-3018	029-288-3092
	小瀬設備	城里町徳蔵1259-5	0296-88-3908	0296-88-3908
	おなでん	城里町石塚1420	029-288-3097	029-288-5563
	桂設備	城里町錫高野2772	050-3612-3748	0295-58-2706
	桂農機商会	城里町上坏4320	029-289-2523	029-289-4588
	カトウギ住設	城里町北方1414-4	029-289-4113	
	加藤木設備	城里町孫根420-1	029-289-2542	029-289-2542
	(株)金長設備工業	城里町下坏1668-2	029-289-3778	029-289-4146
	興和設備工業	城里町石塚1584-7	029-288-4620	029-288-5677
	小滝電機商会	城里町石塚1347	029-288-2250	029-288-2350
	澤田建設(株)	城里町下赤沢680	0296-88-3046	0296-88-3046
	(株)三陽造園土木	城里町小勝718-2	0296-70-6061	0296-88-2063
	常北設備工業	城里町上入野2450	029-288-4351	029-288-4397
	城栄建設(株)	城里町石塚1848-3	029-288-3611	029-288-3681
	関口工業(株)	城里町阿波山108-1	029-289-2003	029-289-4328
	(有)園部管工事	城里町上入野712	029-288-4535	029-288-4614
	(有)そのべ設備	城里町上入野2829	029-288-4352	029-288-4383
	園部設備	城里町上入野2843	029-288-5003	029-288-5003
	(株)高嶋建設	城里町阿波山1110-2	029-289-3069	029-240-9580
	高須電機	城里町孫根1720	029-289-2602	029-289-2900
	塚田住宅設備	城里町上赤沢164-2	0296-88-3528	0296-88-3529
	テラダ設備	城里町下坏1961	029-289-4534	029-289-4534
	(有)東海組	城里町那珂西2488-2	029-288-3091	029-288-5645
	所水道工事店	城里町石塚502-2	029-288-2359	029-288-5814
	(株)仲根	城里町上入野2475	029-288-5222	029-288-5202
	ヒラツカ設備	城里町阿波山968	029-289-2076	029-289-4460
	細谷電気工事店	城里町徳蔵770-1	0296-88-3027	0296-88-3560
	(株)三橋電機	城里町石塚2243-5	029-288-3126	029-288-3126
	三原工業(株)常北支店	城里町石塚1166-1	029-288-2651	029-288-2456
	(有)宮前商店	城里町塩子2545	0296-88-2004	0296-88-2456
	山本電機	城里町粟736	029-289-3731	029-289-3731
	ライフスポットハマヤ	城里町塩子1987-2	0296-88-2614	0296-88-2613
	渡辺電機	城里町上阿野沢648-1	029-289-3656	029-289-3656
綿引電気商会	城里町徳蔵626	0296-88-3118	0296-88-3911	

所在市町村：城里町

平成25年1月16日現在

市町村	名称	所在地	電話番号	FAX
水戸市	アルプス建設(株)	水戸市平須町1828-1025	029-241-5008	029-241-5228
	(有)イイダ設備	水戸市鯉淵町2972	029-259-2727	029-259-2763
	飯村機電工業(株)水戸支店	水戸市城南3-2-8	029-231-4141	029-227-4403
	茨城公営企業(株)	水戸市河和田町4377-95	029-252-2226	029-252-2312
	(有)栄和工業	水戸市堀町2023-250	029-254-4419	029-253-0016
	(有)大澤設備工業	水戸市谷津町393-1	029-251-6770	029-251-1593
	(有)オオトシ	水戸市飯島町475	029-255-0955	029-255-0962
	オセ設備工業(株)	水戸市開江町950-2	029-252-8704	029-254-1545
	(有)小沼土木	水戸市松ヶ丘1-5-13	029-221-2878	029-227-4338
	(有)鹿志村設備工業	水戸市川又町213-5	029-269-2973	029-269-5755
	加治設備工業(株)	水戸市住吉町73-10	029-248-4650	029-248-7864
	(株)上水戸大久保工務店	水戸市上水戸4-2-4	029-251-5965	029-252-3222
	(株)カンエイ	水戸市石川1-3844-2	029-255-2255	029-255-2251
	(有)木村設備工業	水戸市田谷町4683-3	029-239-7110	029-239-6110
	(株)久保田システムサービス	水戸市緑町3-3-8	029-225-7716	029-231-2250
	(有)久野製作所	水戸市元石川町1816-3	029-247-6688	029-247-6632
	(株)クラシアン茨城支社	水戸市西原2-16-40	029-253-5961	029-253-5962
	(有)黒沢設備工業	水戸市泉町3-4-31	029-221-0833	029-221-0830
	(株)鯉淵工業	水戸市鯉淵町1199	029-259-2750	029-259-2744
	功堅住設	水戸市元吉田町269-1	029-247-9007	029-247-9017
	センター電機(株)	水戸市水府町1492	029-225-3111	029-225-3751
	第一熱学建設(株)	水戸市千波町2499-5	029-243-1151	029-243-0242
	(有)大信住設	水戸市小吹町2418	029-243-2823	029-243-1978
	(株)大和商工	水戸市平須町1-184	029-241-8486	029-241-6037
	(株)巴水道工業	水戸市見川町2536-185	029-241-1427	029-241-7607
	(株)中崎総合設備	水戸市石川3-4121-7	029-253-1200	029-254-7700
	奈良部設備	水戸市千波町2860	029-244-7089	029-244-7089
	ノザキ設備工業	水戸市河和田3-2365-1	029-253-1490	029-253-1490
	(有)ハタ設備工業	水戸市平須町1878-5	029-241-3960	029-241-0313
	(株)久田設備工業	水戸市酒門町1925	029-304-6336	029-304-6338
	(株)フジコー	水戸市浜田1-19-13	029-221-8700	029-226-4709
	富士企業(株)	水戸市見川町2410	029-243-1777	029-243-1793
	ホームクリエイト(株)	水戸市東台1-4-15	029-231-3325	029-221-2950
	丸大燃工(株)	水戸市酒門町4456-5	029-247-1880	029-247-1872
	(株)水戸住宅設備機器センター	水戸市河和田町4010	029-252-0807	029-252-0806
	横須賀工業(株)	水戸市青柳町4670-2	029-224-2721	029-225-5353
	(有)吉川設備工業	水戸市塩崎町676-19	029-269-2232	029-269-2094
	ワコーエンジニアリング(有)	水戸市田谷町158-1	029-239-6011	029-239-6101
	(有)渡辺鉄鋼建設	水戸市住吉町142	029-247-5221	029-247-5279

所在市町村：城里町

平成25年1月16日現在

市町村	名称	所在地	電話番号	FAX
常陸大宮市	(有)アンカーライフシステム	常陸大宮市鷲子1749	0295-58-2400	0295-58-3321
	(有)アクツ設備	常陸大宮市小倉1830	0295-53-0858	0295-53-0139
	(株)石川土木	常陸大宮市長倉1033-4	0295-55-3328	0295-55-3627
	(有)えび名設備工業所	常陸大宮市下村田2461	0295-52-0697	0295-53-2910
	(有)岡崎設備工業	常陸大宮市長倉145	0295-55-2488	0295-55-2487
	(有)緒川設備	常陸大宮市上小瀬2294	0295-56-2776	0295-56-2797
	(有)小野瀬住宅設備機器	常陸大宮市山方526-3	0295-57-6154	0295-57-6130
	(有)カケフダ設備工業	常陸大宮市上小瀬4919	0295-56-2230	0295-56-2808
	(株)神永工務店	常陸大宮市下村田33	0295-52-1700	0295-53-3067
	(有)クラモチ設備	常陸大宮市下村田60	0295-53-2638	0295-53-2052
	栗田設備工業	常陸大宮市小倉770	0295-54-1161	0295-54-1141
	創水	常陸大宮市三美167	0295-53-2556	0295-53-2556
	竹内住設	常陸大宮市長倉877	0295-55-2539	0295-55-2559
	桧山電気	常陸大宮市金井664-6	0295-55-2580	
	皆川電機商会	常陸大宮市野口1438	0295-55-2529	0295-55-2438
	(有)ライフ	常陸大宮市長倉832-2	0295-55-4830	0295-55-2919
笠間市	(株)イチゲ電設	笠間市鯉淵6732-6	0296-77-8228	0296-77-8229
	(株)カワイ	笠間市矢野下399	0296-77-4555	0296-77-0889
	(株)ゴミタ	笠間市金井80	0296-72-5694	0296-72-5695
	友部電気	笠間市笠間1712	0296-72-1595	0296-72-1595
	谷田部ポンプ工業所	笠間市下市毛824-2	0296-72-1379	0296-72-0741
	(株)山田住設	笠間市日草場161	0296-71-0307	0296-72-9078
那珂市	(株)アクア	那珂市瓜連869	029-296-9011	029-296-9012
	(株)石川工業	那珂市菅谷4116-4	029-298-2002	029-295-2246
	上杉設備工業	那珂市中台211-1ソレアード・パラシェオ203号	029-219-9218	029-219-9219
	(有)大内設備工業所	那珂市菅谷3191	029-298-1774	029-298-1896
	桐原設備工業	那珂市菅谷1535-7 グランディールA棟103	029-219-5142	029-219-5307
	高圧設備(有)	那珂市菅谷1978-4	029-295-1765	029-295-0505
	(株)幸陽サブコン	那珂市瓜連1594	029-296-0857	029-296-2462
	寿設備工業	那珂市西木倉487-2	029-298-2523	
	(有)斉藤建材	那珂市下江戸1153	029-297-0548	029-297-0313
	三榮工事	那珂市鴻巣879-1	029-298-4802	029-298-9347
	寺門工業	那珂市古徳591	029-296-4480	029-296-4480
	(有)寺門住宅設備	那珂市飯田2183	029-298-2429	029-298-2620
	(株)藤和	那珂市菅谷3094	029-295-5674	029-295-5764
(有)山田設備	那珂市豊喰1108-5	029-298-3041	029-298-3602	

所在市町村：城里町		平成25年1月16日現在		
市町村	名称	所在地	電話番号	FAX
ひたちなか市	(有)阿部商会	ひたちなか市中根3365-10	029-275-4396	029-275-4855
	(有)エビス工業	ひたちなか市枝川326-18	029-303-2330	029-303-2331
	川野工務店	ひたちなか市田彦1016-57	029-273-1687	029-274-4622
	(有)伸和工業	ひたちなか市相金町5-3	029-263-7374	029-262-5264
	砂押工業(株)	ひたちなか市高野338-4	029-285-3626	029-285-8161
	(株)大成設備工業	ひたちなか市大字後台454-5	029-273-2930	029-273-2162
	大和工業(株)	ひたちなか市大平2-3-6	029-274-1125	029-274-1127
	戸田工業(株)	ひたちなか市高野1154-4	029-285-7816	029-285-7085
	(有)中崎設備工業	ひたちなか市和田町3-1-27	029-263-7211	029-263-7215
	(株)那波屋工業	ひたちなか市湊本町28-17	029-262-2839	029-262-3282
	双葉工業(株)	ひたちなか市中根4957-5	029-273-5803	029-273-1034
	(有)丸清設備工業	ひたちなか市稲田720-1	029-285-0749	029-285-0626
	(有)ミズノ工業	ひたちなか市大字馬渡3568	029-275-1277	029-275-4992
	(有)武藤設備工業	ひたちなか市佐和1103-20	029-285-7601	029-285-7641
	(有)森設備工業	ひたちなか市東石川3140	029-273-7450	029-274-5047
	ワダ工業	ひたちなか市松戸町2-15-9	029-275-7216	029-275-7216
常陸太田市	小林設備工業	常陸太田市和久町1299	0294-85-0337	0294-85-0313
	常陸設備工業	常陸太田市内田町3659	0294-74-3962	0294-74-3075
	(株)明治商会常陸太田支店	常陸太田市春友町332	0294-78-0225	0294-78-0412
日立市	(有)塩嶋工務店	日立市日高町1-14-5	0294-42-4918	0294-43-2394
	大勝工業(株)	日立市千石町2-7-7	0294-34-4569	0294-34-4554
	(株)高木工務店	日立市日高町2-12-4	0294-42-4024	0294-42-4025
	中央工業(株)	日立市金沢町3-2-2	0294-34-2843	0294-34-2837
	日新設備(有)	日立市城南町1-10-21	0294-24-2507	0294-22-9657
	(株)三ツ和水道工業所	日立市東多賀町5-15-21	0294-34-3526	0294-34-5626
北茨城市	小原沢工務店	北茨城市磯原町上相田412	0293-43-1041	0293-43-1061
茨城町	(株)コウリョウ	茨城町前田1065-1	029-292-2367	029-292-9083
	(有)遠西工業	茨城町上石崎4717-19	029-293-9688	029-293-9445
	竜福設備	茨城町小堤189-6	029-292-0382	029-292-7509
	(株)和幸工業	茨城町奥谷1976	029-292-7229	029-292-7282
	渡辺工業	茨城町大字上飯沼486	029-219-1033	029-219-1034
小美玉市	(株)スズヤ	小美玉市羽鳥798	0299-46-0007	0299-46-4429
桜川市	伊藤設備工事	桜川市岩瀬1346-2	0296-76-0421	0296-76-2176
	(株)岩瀬双葉	桜川市中泉332-1	0120-315-433	0296-76-1562
つくば市	東部設備工業(株)	つくば市高野1202-4	029-847-8126	029-847-8108
鉾田市	飯田設備	鉾田市上富田1869-3	0291-36-5004	0291-36-5034
	(有)ハシモト	鉾田市箕輪1708	0291-37-1859	0291-37-0867
	(株)マルシン	鉾田市勝下1505-6	0291-34-4111	0291-34-4114
行方市	(有)丸大設備産業	行方市玉造甲4943	0299-55-2922	0299-55-1828

## 8-4 公共下水道・農業集落排水設備指定工事店一覧

### 町内指定工事店

工事店名	所在地	電話番号	FAX番号
青木鉄工	城里町阿波山555-2	029-289-3129	029-289-3129
大越水道工事店	城里町上古内707	029-288-5275	029-288-5745
(有)岡崎商店	城里町石塚1489	029-288-3018	029-288-3092
おなでん	城里町石塚1420	029-288-3097	029-288-5563
桂設備	城里町錫高野2772	050-3612-3748	029-289-2372
カトウギ住設	城里町北方1414-4	029-289-4113	029-289-4113
加藤木設備	城里町孫根420-1	029-289-2542	029-289-2542
㈱金長設備工業	城里町下坪1668-2	029-289-3778	029-289-4146
㈱河原井	城里町石塚868-3	029-288-2803	029-288-2803
㈱桐原工務店	城里町粟339-2	029-289-2395	029-289-2210
興和設備工業	城里町石塚1580-2	029-288-4620	029-288-5677
常北建設工業(株)	城里町増井1504-6	029-288-4583	029-288-3896
常北設備工業	城里町上入野2450	029-288-4351	029-297-6896
関口工業(株)	城里町阿波山108-1	029-289-2003	029-289-4328
測地開発	城里町石塚813-16	029-288-2134	029-288-2134
園部設備	城里町上入野2843	029-288-5003	029-288-5003
(有)そのべ設備	城里町上入野2828	029-288-4352	029-288-4383
㈱高嶋建設	城里町阿波山1110-2	029-289-3069	029-240-9580
高須電機	城里町孫根1720	029-289-2602	029-289-2900
高部土建工業	城里町下古内1439	029-288-5310	029-288-5310
塚田住宅設備	城里町上赤沢164-2	0296-88-3528	0296-88-3529
(有)東海組	城里町那珂西2490	029-288-3091	029-288-5645
所水道工事店	城里町石塚502-2	029-288-2359	029-288-5814
㈱仲根	城里町上入野2475	029-288-5222	029-288-5202
ヒラツカ設備	城里町阿波山968	029-289-2076	029-289-4460
㈱三橋電機	城里町石塚2243-5	029-288-3126	029-288-3126

町外指定工事店 (1)

工事店名	所在地	電話番号	FAX番号
(有)栄和工業	水戸市大塚町1863-69	029-254-4419	029-253-0016
(有)大澤設備工業	水戸市谷津町393-1	029-251-6770	029-251-1593
(有)オオトシ	水戸市飯島町475	029-255-0955	029-255-0962
オセ設備工業(株)	水戸市開江町950-2	029-252-8704	029-254-1545
関東クリーン設備工業(株)	水戸市見川4-681-5	029-243-0896	029-244-4369
(有)黒沢設備工業	水戸市泉町3-4-31	029-221-0833	029-221-0830
第一熱学建設(株)	水戸市千波町2499-5	029-243-1151	029-241-7166
(有)大信住設	水戸市小吹町釜場2418	029-243-2823	029-243-1978
(株)巴水道工業	水戸市見川町2563-185	029-241-1427	029-241-7607
(株)中崎総合設備	水戸市石川3-4121-7	029-253-1200	029-254-7700
長野設備工業	水戸市飯富町1631	029-229-7332	029-229-8476
(株)はじめ工業	水戸市三の丸3-6-2	029-297-4233	029-297-4234
(有)ハタ設備工業	水戸市平須町1878-5	029-241-3960	029-241-0313
(株)久田設備工業 水戸営業所	水戸市酒門町1925	029-304-6336	029-304-6338
(株)フジコー	水戸市浜田1-19-13	029-221-8700	029-226-4709
ホームクリエイト(株)	水戸市東台1-4-15	029-231-3325	029-221-2950
丸大燃工(株)	水戸市酒門町4456-5	029-247-1880	029-247-1872
(株)水戸住宅設備機器センター	水戸市河和田町4010	029-252-0807	029-252-0806
(有)アクト設備	常陸大宮市小倉1830	0295-53-0858	0295-53-0139
(有)岡崎設備工業	常陸大宮市長倉145	0295-55-2488	0295-55-2487
(有)小野瀬住宅設備機器	常陸大宮市山方526-3	0295-57-6154	0295-57-6130
(有)カケフダ設備工業	常陸大宮市上小瀬4919	0295-56-2230	0295-56-2808
(株)神永工務店	常陸大宮市下村田33	0295-52-1700	0295-53-3067
(有)クラモチ設備	常陸大宮市下村田60	0295-53-2638	0295-53-2052
(株)小林工務店	常陸大宮市泉542-12	0295-52-3650	0295-52-3674
創水	常陸大宮市三美167	0295-53-2556	0295-53-2556
竹内住設	常陸大宮市長倉877	0295-55-2539	0295-55-2559
(株)カワイ	笠間市矢野下399	0296-77-4555	0296-77-0889
(株)ゴミタ	笠間市金井80	0296-72-5694	0296-72-5695
谷田部ポンプ工業所	笠間市下市毛824-2	0296-72-1379	0296-72-0741
茨城日化サービス(株)	ひたちなか市田彦434-1	029-274-2451	029-275-0229

町外指定工事店 (2)

工事店名	所在地	電話番号	FAX番号
(有)エビス工業	ひたちなか市枝川326-18	029-303-2330	029-303-2331
川野工務店	ひたちなか市田彦1016-57	029-273-1687	029-274-4622
(有)伸和工業	ひたちなか市相金町5-3	029-263-7374	029-262-5264
砂押工業(株)	ひたちなか市高野338-4	029-285-3626	029-285-8161
(株)大成設備工業	ひたちなか市後台454-5	029-273-2930	029-273-2162
戸田工業(株)	ひたちなか市高野1154-4	029-285-7816	029-285-7085
(有)中崎設備工業	ひたちなか市和田町3-1-27	029-263-7211	029-263-7215
(株)那波屋工業	ひたちなか市湊本町28-17	029-262-2839	029-262-3282
双葉工業(株)	ひたちなか市中根4957-5	029-273-5803	029-273-1034
(有)丸清設備工業	ひたちなか市稲田720-1	029-285-0749	029-285-0626
(有)ミズノ工業	ひたちなか市馬渡3568	029-275-1277	029-275-4992
(有)森設備工業	ひたちなか市東石川3140	029-273-7450	029-274-5047
大和工業(株)	ひたちなか市大平2-3-6	029-274-1125	029-274-1127
ワダ工業	ひたちなか市松戸町2-15-9	029-275-7216	029-275-7216
(株)石川工業	那珂市菅谷4116-4	029-298-2002	029-295-2246
上杉設備工業	那珂市中台211-1 ソレアード・パラード・シオ203号	029-219-9218	029-219-9219
(有)大内設備工業所	那珂市菅谷3191	029-298-1774	029-298-1896
桐原設備工業	那珂市菅谷1535-7 グランディールA棟103	029-219-5142	029-219-5307
高圧設備(有)	那珂市菅谷1978-4	029-295-1765	029-295-0505
(株)幸陽サブコン	那珂市瓜連1594	029-296-0857	029-296-2462
寿設備工業	那珂市西木倉487-2	029-298-2523	029-298-2523
(株)清水建設	那珂市菅谷517-1	029-298-0074	029-298-0109
寺門工業	那珂市古徳591	029-296-4480	029-296-4480
(有)寺門住宅設備	那珂市飯田2183	029-298-2429	029-298-2620
(株)藤和	那珂市菅谷3094	029-295-5674	029-295-5764
(有)山田設備	那珂市豊喰1108-5	029-298-3041	029-298-3602
中央工業(株)	日立市金沢町3-2-2	0294-34-2843	0294-34-2837
(株)三ツ和水道工業所	日立市東多賀町5-15-21	0294-34-3526	0294-34-5626
(株)井坂組	常陸太田市大里町3974	0294-76-2005	0294-76-1410
小林設備工業	常陸太田市和久町1299	0294-85-0337	0294-85-0313
常陸設備工業	常陸太田市内田町3659	0294-74-3962	0294-74-4121
(株)明治商会常陸太田支店	常陸太田市春友町332	0294-78-0225	0294-78-0412
(株)スズヤ	小美玉市羽鳥798	0299-46-0007	0299-46-4429
飯田設備	鉾田市上富田1869-3	0291-36-5004	0291-36-5034
(有)ハシモト	鉾田市箕輪1708	0291-37-1859	0291-37-0867
(有)遠西工業	東茨城郡茨城町上石崎4717-19	029-293-9688	029-293-9445
(有)和幸工業	東茨城郡茨城町奥谷1976	029-292-7229	029-292-7282
加治設備工業(株)	東茨城郡大洗町磯浜町748-1	029-266-2406	029-267-1270

8-5 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 (平成25年度現在)

1 ごみ (一般廃棄物・収集・運搬)

No.	業者名	所在地	電話番号
1	株式会社さしろ	笠間市大淵859番地	0296-72-4503
2	勝田環境株式会社	ひたちなか市津田2554番地の2	029-272-2141
3	有限会社園部商事	城里町上入野2067番地	029-288-4711
4	アミックスサービス株式会社一	城里町大字下古内1703番地の5	029-288-7676
5	水戸市再資源化事業協同組合	水戸市東前3丁目234番地 東水戸ビル2FB室	029-269-4165
6	株式会社茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町1番地5	029-259-7200
7	株式会社結南クリーンセンター	結城市結城フ188番地	0296-33-0636
8	北関東通商株式会社	水戸市大串町566番地3	029-269-2044
9	南條商事	城里町大字錫高野761番地の6	029-289-3588
10	安藤商事	城堡町大字石塚931番地の6	029-288-3966
11	有限会社美化商会	笠間市石寺546番地	0296-72-6226

2 し尿・浄化槽汚泥

No.	業者名	所在地	電話番号
1	有限会社ライフ	常陸大宮市長倉832番地の2	0295-55-4830
2	有限会社桂クリーンセンター	城堡町大字阿波山1124番地の1	029-289-2177
3	有限会社城北企業	水戸市袴塚1丁目7番21号	029-231-5762

### 8-6 ごみ焼却施設

(平成25年4月1日現在)

名 称	所 在 地	規 模 t / 日	処理 方式	使用開始年月 (使用開始予定年月)
城里町環境センター	城里町下古内1680	30	機・バ	59. 3

### 8-7 粗大ごみ処理施設

(平成25年4月1日現在)

名 称	所 在 地	規 模 t / 日	処理 方式	使用開始年月
城里町環境センター	城里町下古内1680	5	破碎	59. 4

※注 「破碎」とは、家具等の可燃性粗大ごみを破碎する施設である。

### 8-8 し尿処理施設

(平成25年4月1日現在)

名 称	所 在 地	規 模 kℓ / 日	処理 方式	竣工 (使用開始) 年 月
城里町衛生センター	城里町大字小勝2571	38	高・膜	7. 12

※注 「高・膜」は高負荷膜処理方式の意味である。

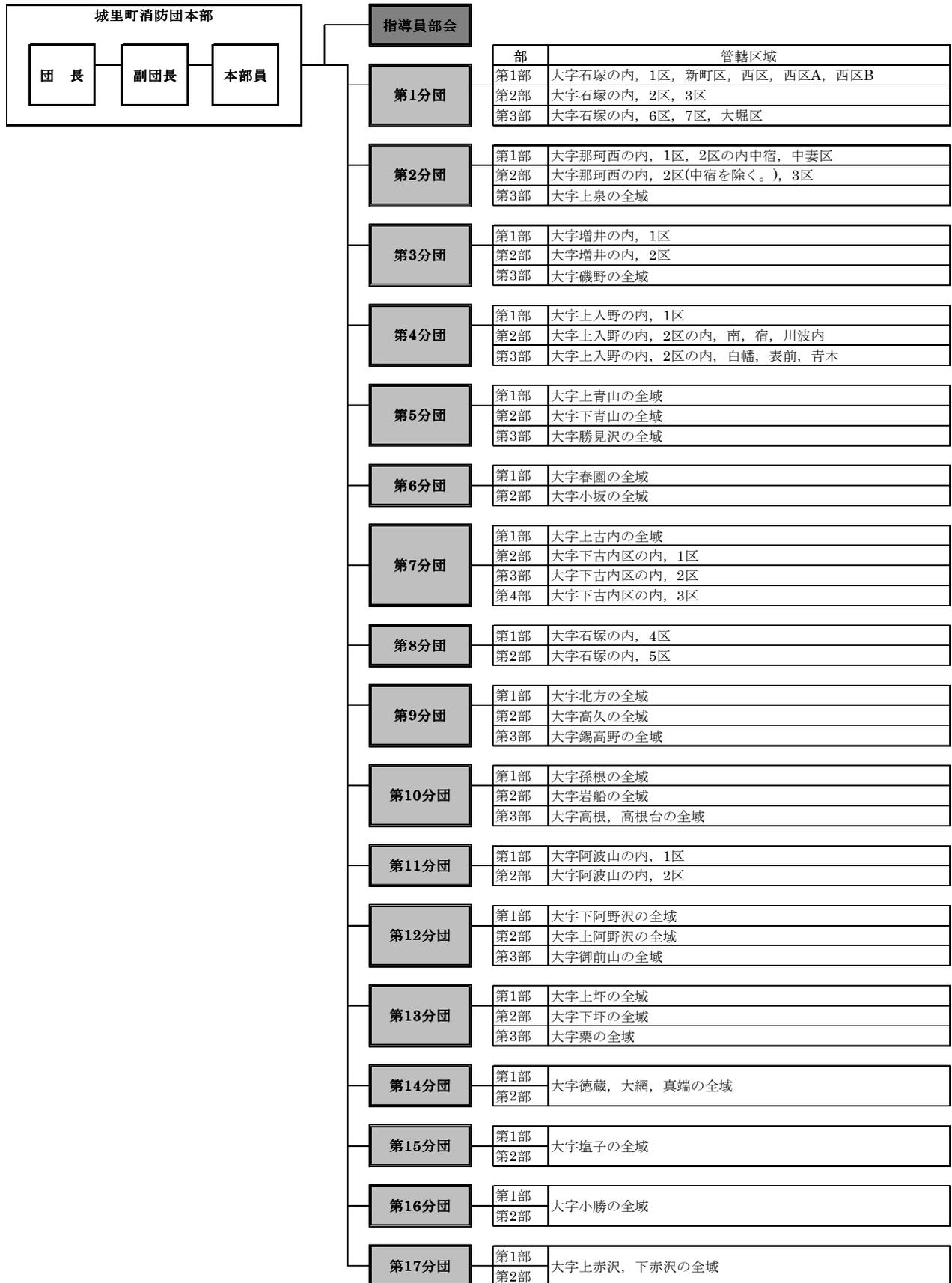
## 9 消防・水防に関する資料

### 9-1 消防団員数

(平成24年10月1日現在)

	役職名・分団名	定数(人)	実数(人)
団本部	団長	1	1
	副団長	3	3
	本部員	8	7
指導員部会	指導員	15	6
分団	第1分団	32	30
	第2分団	30	24
	第3分団	30	29
	第4分団	30	29
	第5分団	30	27
	第6分団	20	18
	第7分団	39	35
	第8分団	18	16
	第9分団	45	41
	第10分団	45	39
	第11分団	30	28
	第12分団	45	44
	第13分団	45	38
	第14分団	40	22
	第15分団	40	34
	第16分団	40	24
	第17分団	40	30
合計		626	525

## 9-2 消防団管轄区域



9-3 自主防災組織一覽

(平成24年5月1日現在)

	組織名	世帯数	結成年月日
1	勝見沢区自主防災会	38	平成19年11月19日
2	新町区自主防災会	141	平成20年4月25日
3	石塚西区自主防災会	160	平成20年9月15日
4	上青山区自主防災会	92	平成20年9月7日
5	下古内三区自主防災会	48	平成20年7月20日
6	岩船区自主防災会	39	平成20年6月24日
7	高根区自主防災会	75	平成20年10月5日
8	阿波山二区自主防災会	190	平成20年10月10日
9	下阿野沢区自主防災会	104	平成20年10月16日
10	上阿野沢区自主防災会	80	平成20年7月18日
11	御前山区自主防災会	148	平成20年10月10日
12	小勝一区自主防災会	75	平成21年6月19日
13	錫高野区自主防災会	120	平成24年5月1日
合計		1,310	

### 9-4 危険物等施設の現況

(平成16年3月31日現在)

施設区分 市町村名	貯 蔵 所				取 扱 所		事業所数
	屋 内	屋外タンク	地下タンク	移動タンク	給 油 (自)	一 般	
常北地区	2	4	4	1	16	2	28
桂地区	1	2	5	4	12	1	21
七会地区	1	1	8	1	8		12
計	4	7	17	6	36	3	61

### 9-5 火薬等取締対象施設の現況

(平成16年3月31日現在)

対象別 市町村別	火薬類 販 売 (紙)	高 圧 ガ ス						貯蔵所	販売所
		製 造 所				計			
		製造一種	製造二種	冷 凍					
				一種	二種				
常北地区	1	1	2		3	3		11	
桂地区			1		2	2	1	4	

注：高圧ガス

- 1 製造所欄は事業所数
- 2 貯蔵所は第1種貯蔵所＋第2種貯蔵所の数
- 3 販売所は一般高圧ガスの販売所数

## 10 水防に関する資料

### 10-1 城里町水防計画

#### 第1章 総 則

##### 1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第32条に基づき、洪水に際し、水害を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため次の河川の区域に対する水防上必要な予報、警報、監視、通信の確保連絡、水こう門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備と運用について実施の大綱を示したものである。

##### 2 城里町水防本部

指定水防管理団体・城里町管内における水防を統轄するために設置し、水防本部事務所を城里町総務課におく。

水防本部長は、管理者である城里町長とする。

##### 3 責 任

###### (1) 指定水防管理団体である城里町の責任

水防管理団体（城里町）は、水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- ア 水防組織の確立
- イ 消防団の整備
- ウ 水防訓練の実施
- エ 水防倉庫、資機材の整備
- オ 通信連絡体制の整備
- カ 平常時における河川、堤防、ため池の等の巡視
- キ 水防時における適切な水防活動の実施
  - (ア) 水防に要する費用の水防活動の自己負担の確保
  - (イ) 水防団又は消防団の出動体制
  - (ウ) 通信網の再点検
  - (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
  - (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと。
  - (カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
  - (キ) 堤防、ため池等決壊後の措置を講ずる。
  - (ク) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
  - (ケ) 住民の水防活動従事の指示
  - (コ) 警察官の出動を要請すること。

- (サ) 避難のための立退きの指示
- (シ) 水防管理団体相互の協力応援
- (ス) 水防解除の指示
- (セ) 水防てん末報告書の提出

※ 水防に関する様式（様式3）

なお、指定水防管理団体（城里町）は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ア 水防機関の整備をすること。
- イ 水防計画を樹立すること。
- ウ 水防団員数を確保すること。
- エ 毎年水防訓練を行うこと。

(2) 城里町民の責任

常に気象、水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

#### 4 水防協議会

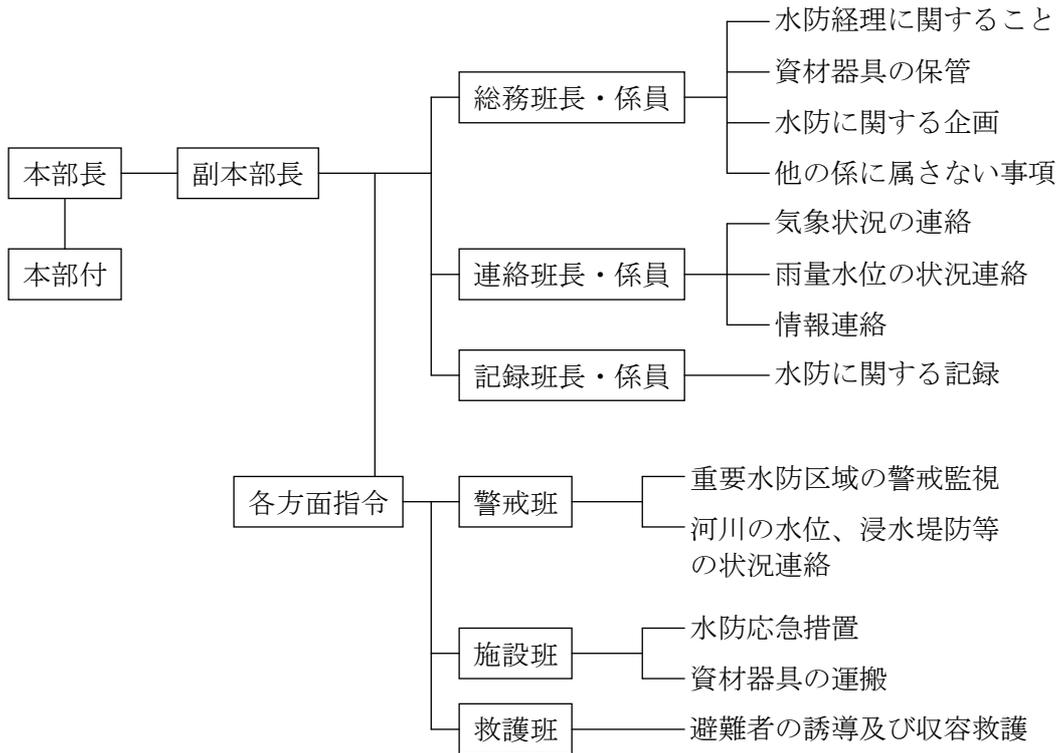
- (1) 法第33条の規定による指定水防管理団体水防協議会の組織及び運営等は、城里町水防協議会条例（平成17年2月1日条例第19号）の定めるところによる。
- (2) 法第33条第1項の規定に基づき、城里町水防協議会を設置する。

## 第2章 水防組織

### 1 城里町水防本部の設置

水防管理者（城里町長）は、水防法第11条（洪水予報）、第12条（水位の通報）、第16条（水防警報）の通知により洪水のおそれがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、城里町役場内に水防本部を設置し、事態を処理する。

(1) 水防本部の組織系統



(2) 水防本部の活動

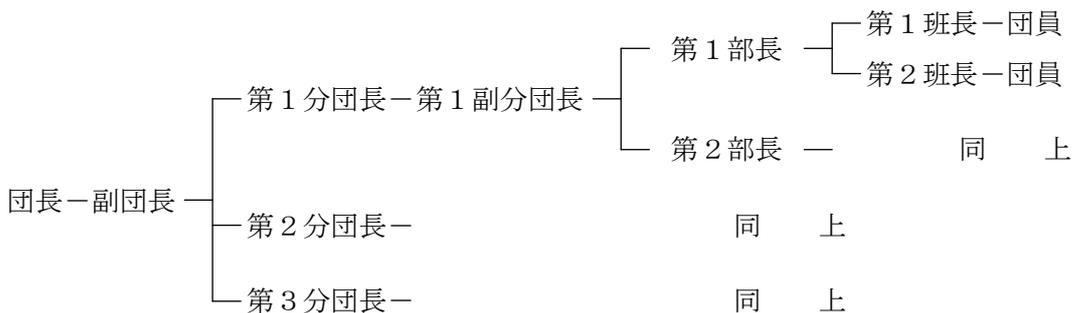
第10章「1 (3) 配備体制」によるものとする。

(3) 町に災害対策本部が設置された場合には、町水防本部組織は、災害対策本部体制に移行する。災害対策本部の編成については、城里町災害対策本部条例（資料1-3）による。

2 水防団等の設置

指定水防管理団体（城里町）は、その区域内の河川で水防を必要とする箇所を警戒防ぎよするため消防機関、水防団を組織しておくものとする。

(1) 水防団の組織系統



(2) 水防団の活動

第10章「1 水防団及び消防機関の水防活動」によるものとする。

第3章 監視、警戒及び重要水防箇所

1 監視、警戒（法第9条）

(1) 常時監視

水防管理者（城里町長）は、係員を随時区域内に巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（常陸河川国道事務所長）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者（城里町長）は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端、裏側の3班に分かれて巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者（常陸河川国道事務所長）及び水戸土木事務所長に報告するとともに水防作業を開始する。

- ア 堤防裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水
- オ 樋門堰の両袖又は底部よりの漏水と肩の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取合わせ部分の異常

(3) 警察官の援助（法第15条）

水防管理者（城里町長）は、水防のため必要があると認めるときは、笠間警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

2 重要水防箇所

町内各河川の重要水防箇所は、次のとおりである。

(1) 直轄管理河川（常陸河川国道事務所那珂出張所：水戸土木事務所）

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
		識別	階級		地先名	軒杭位置(K、m)			
1	那珂川	堤防高	A	右	城里町赤沢	37.5K上225m～ 37.5K下250m	475	無堤地	積土のう
2	〃	堤防高	B	右	城里町阿波山	33.5K上265m～ 33.5K下165m	430	無堤地	積土のう
3	〃	堤防断面 堤防高	A B	右	城里町下坪	30.5K下 26m～ 29.0K上 15m	1,444	堤防断面1/2以下 流下能力不足（無堤地及び旧堤）	積土のう
4	〃	堤防断面	B	右	城里町下坪～那珂市 下江戸	29.0K上 15m～ 28.5K上210m	455	堤防断面1/2以下	積土のう
5	〃	堤防高	B 要注	右	那珂市下江戸～城里 町上泉	28.5K上210m～ 28.5K下210m	420	流下能力不足	積土のう
6	〃	堤防高	B	右	城里町上泉	28.5K下210m～ 27.0K下 35m	1,100	流下能力不足	積土のう
7	〃	堤防高	A	右	城里町上泉～那珂西	27.0K下 35m～ 26.0K上130m	810	無堤地	積土のう

(2) 県管理河川（水戸土木事務所）

河川名	岸別	重要度		延長 (m)	重要水防箇所地先名	備考
		種別				
藤井川	左	堤防高	A	500	城里町増井	堤防高不足

第4章 ダム、農業用取水堰、水閘門、ため池等の操作

1 農業用取水堰、水閘門、及びため池等の操作

- (1) 水防上の主要なダム、農業用取水堰、水閘門、ため池等は次表のとおりであるが、通常の点検、地震発生時の点検、洪水時における操作、措置等については的確に行われるよう水防管理者は、その管内にある施設について、その施設の管理者と協議し、その方法、連絡等を水防計画及び防災計画に定め水防活動に遺憾のないように措置するものとする。
- (2) ため池は堤高がおおむね、5メートル以上、又は貯水量が約3万立方メートル以上のものその他水防上重要と認められるもの
- (3) 水防管理者は農業用取水堰、水閘門、ため池等について出水の状況により、その状態を水戸土木事務所に連絡するものとする。

ダム、主要農業用取水堰、水閘門、ため池一覧表

ア ダム

河川名	ダム名	位置	型式	堤高(m)	堤長(m)	堤体積(m <sup>3</sup> )	総貯水容量(m <sup>3</sup> )	有効貯水容量(m <sup>3</sup> )	管理者	操作規則種類
一級河川 藤井川	藤井川	城里町下古内	重力式	37.5	90.0	48,000	4,000,000	3,750,000	水戸土木事務所 ダム管理課長	藤井ダム操作規則

イ 主要農業用取水堰、水閘門

河川名	水門名	位置	管理責任者	規格幅高等	自動手動の別
藤井川	中郷用水堰	城里町小勝	町長	11.5m×10.2 油圧	手動
	川島	〃	〃	1.3 × 11.1 〃	
	五月	〃 徳蔵	〃	1.5 × 8.5 巻上	
	下郷	〃	〃	1.5 × 5.5 〃	
西田川	十原	〃 那珂西	〃	1.5 × 8.5 〃	
	那珂西	〃	〃	1.5 × 8.5 〃	
桂川	阿波山	〃 阿波山	〃	1.5 × 11.0 〃	
	東坪	〃 上坪	〃	1.5 × 11.0 〃	
	北方1号	〃 北方	〃	1.5 × 8.4 油圧	
	北方2号	〃 北方	〃	1.5 × 8.4 〃	
	孫根1号	〃 孫根	〃	1.2 × 7.4 〃	
	孫根2号	〃	〃	1.0 × 7.4 〃	

ウ 主要ため池

所在地	関連河川名	堤高(m)	堤頂高(m)	ため池名	管理者名
城里町小坂	西田川	6	70	小坂ダム	西田川土地改良区

第5章 器具、資材及び設備の整備並びに輸送

1 指定水防管理団体の整備基準

水防管理団体は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫その他の資材等備蓄場を設け、次表基準に示す器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法について予め定めておくものとする。

水防倉庫一棟当たり備蓄水防資器材基準

品名	単位	数量	摘要	品名	単位	数量	摘要
掛矢	丁	2以上		メガホン	個	50以上	必要量
蛸槌	丁	1丁		杭木	本		長短こみ
金槌	丁	1丁		合成せいのう又は空土俵	袋	1,000丁	
スコップ又は円び	丁	2丁					
竹とげ鎌	丁	2丁		縄	kg	10丁	
照明施設	基		必要量	鉄線	丁	10丁	
おの斧又は鉋	丁	1以上		かすがい	丁	20丁	
救命具	着		必要量	むしろ又はこもシート	枚	50丁	
のこぎり鋸	丁	1以上		竹	本	100丁	伐採先を選定しておく

2 備蓄資器材の現況

- (1) 町水防倉庫、県水戸土木事務所及び常陸河川国道事務所水戸出張所の現有備蓄資器材は次表のとおりである。
- (2) 水防管理者（城里町長）は、自団体所有の水防資器材及び設備に不足が生じた場合、水戸土木事務所長に調達の要請をするものとする。

（平成17年度洪水対策計画書）

資器材	管理者		
	城里町（石塚）	水戸土木事務所	常陸河川国道事務所 水戸出張所
水防用舟	1		
掛矢蛸槌	2	6	2
唐鋏			

スコップ 円	丁	3	33	8
竹とげ鎌	丁		5	
鎌	丁	7	7	5
照明灯	基	2	4	
斧 鉋	丁	2		2
救命具	着	30	15	
鋸	丁	2	3	1
金 槌	丁			
杭 木	本		150	
合成繊維 土のう	枚	1,000	34,200	4,700
鉄 杭	本	20	80	
縄	玉		100	
鉄 線	kg		150	
かすがい	丁		50	
合成繊維 シート	枚	1	70	80
竹	本			
葎	枚			
備 考		発動機：2 浮輪：6	茨城町奥ノ谷県有水防 倉庫 トラロープ：9巻 水防マット：2 綱パイプ：300 オイルフェンス：360m 吸着マット：10箱	T型マット：15 大型土のう：182枚

### 3 輸 送

水防本部は、あらゆる非常事態を想定し、相互の連絡経路並びに資材輸送路の確保についてあらかじめ調査し、万全の措置を講ずるものとする。

## 第6章 通信連絡

### 1 水防時の通信連絡

水防時における水防各機関相互における通信連絡は迅速かつ円滑に行うものとする。

### 2 町所管水防用及び防災行政無線通信施設

#### (1) 水防及び防災行政無線局

町有無線施設の概要は次のとおりである。(詳細については資料3-1参照のこと。)

	無線局	屋外制御装置
同報固定系	1:00	屋外子局 39
同報固定系 (デジタル)	1:11	屋外子局 11
移動系	1:17	
移動系	1:41	

### 3 県防災行政無線電話

#### (1) 無線電話のかけ方

市町村からかける場合

(無線用局番) - { 〇〇〇  
〇〇〇〇 }

#### (2) 関係機関等の連絡先

第1編第3節のとおり。

### 4 東日本電信電話(株)の協力

#### (1) 非常電話

ア 電気通信事業法第8条の規定により、下記を内容とする水防上緊急を要する通話は優先利用できる(有料)。この場合「非常電話」である旨申し出ること。

(ア) 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

(イ) 原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ次のことを告げ通話を申し込むこととする。

- ・ 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又は、その警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行うもの。

イ 電気通信事業法第19条の規定により、下記を内容とする公衆電話による通話は公衆電話料の支払いは要しない。

災害に際し、東日本電信電話株式会社が被災地に特設する公衆電話からの通話のうち、被災者が行う電話。(市外通話又は市外接続通話については、電話取扱支店がやむを得ない事由があると認め、且つ業務の遂行上支障がない場合において通話取扱支店が定める条件に適合するものに限る。)

## 第7章 洪水予報

### 1 水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項による洪水予報

(1) 名称

水防活動用予警報

(2) 実施機関

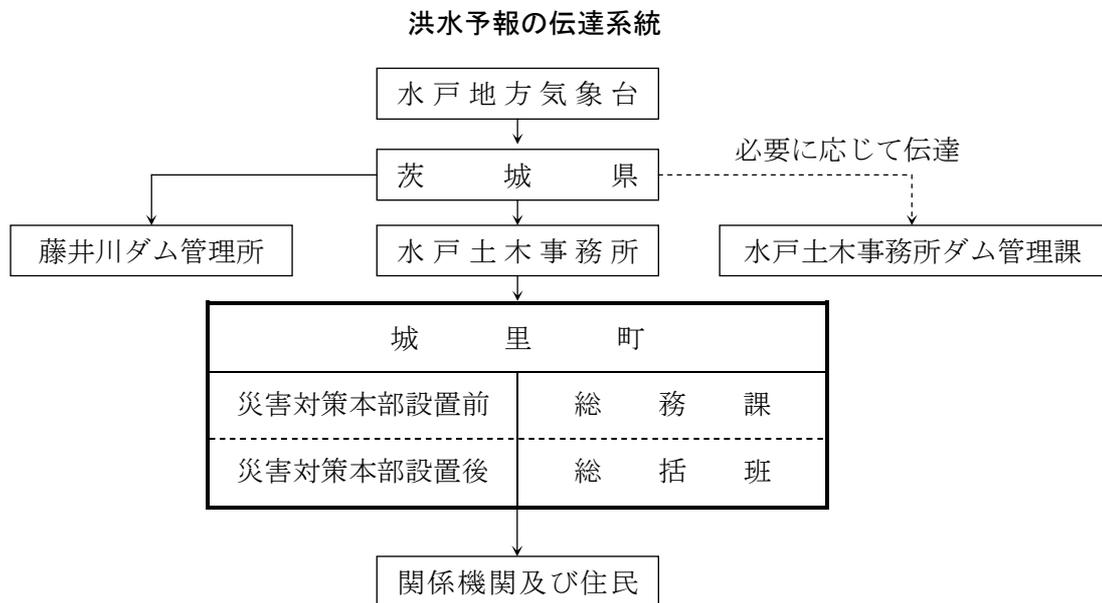
水戸地方气象台

(3) 水防活動用予警報の種類及び発表基準

分類	種類	発表基準
気象注意報	大雨注意報	○大雨による被害が予想される場合 ○具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合 1時間雨量：30mm ただし総雨量70mm 3時間雨量：50mm ただし総雨量70mm 24時間雨量：80mm
洪水注意報	洪水注意報	○洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合 1時間雨量：30mm ただし総雨量70mm 3時間雨量：50mm ただし総雨量70mm 24時間雨量：80mm
気象警報	大雨警報	○大雨により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合 1時間雨量：50mm ただし総雨量100mm 3時間雨量：80mm ただし総雨量100mm 24時間雨量：150mm
洪水警報	洪水警報	○洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ○具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合 1時間雨量：50mm ただし総雨量100mm 3時間雨量：80mm ただし総雨量100mm 24時間雨量：150mm

気象情報	台風情報 (台風第〇号に関する気象情報)	台風情報は、台風の中心気圧、最大風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域の実況と進路予報をその内容としている。台風が日本に近づいた時には、台風の位置情報は1時間ごと(毎正時)、24時間までの進路予報は3時間ごと(3、6、9、12、15、18、21、24時)に発表している。また72時間までの進路予想は6時間ごと(3、9、15、21時)に発表する。
	大雨情報 (大雨等に関する気象情報)	大雨情報は、大雨に関する警報等を補う形で、現在観測している大雨の分布やその強弱、盛衰、移動などの状況を具体的に記述したり図示化した気象情報である。特に、最近では防災関係期間における防災体制の確立や防災活動に十分利用しやすいよう適宜、適確な内容で発表するよう努めている。 なお、災害があらかじめ数日前に予想される時には予告的な気象情報を発表することとしている。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報を発表中に県内で数年に1回程度発生する程度の局地的に激しい短時間の大雨を観測した場合、現在の降雨強度の把握と今後の降雨状況に対するさらなる警戒を喚起するために「記録的短時間大雨情報」という名称を用いた情報を発表する。茨城県の場合は、1時間雨量として100mm以上を基準としている。

(4) 伝達系統(気象・洪水に関する注意報、警報)



(5) 洪水予報等の受信後の措置

勤務時間内に気象情報等を受領した場合、総務課長は速やかに町長及び助役等に報告し、関係各課に伝達するとともに、庁内放送その他の手段により職員に周知させる。

伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係機関等に伝達するものとする。出先機関の長は、伝達を受けたその内容を当該機関の全職員及び来庁者等に周知させるものとする。

2 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

(1) 法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水の予報を行う河川のうち本町に係る河川は次のとおりである。

ア 洪水予報の実施区間

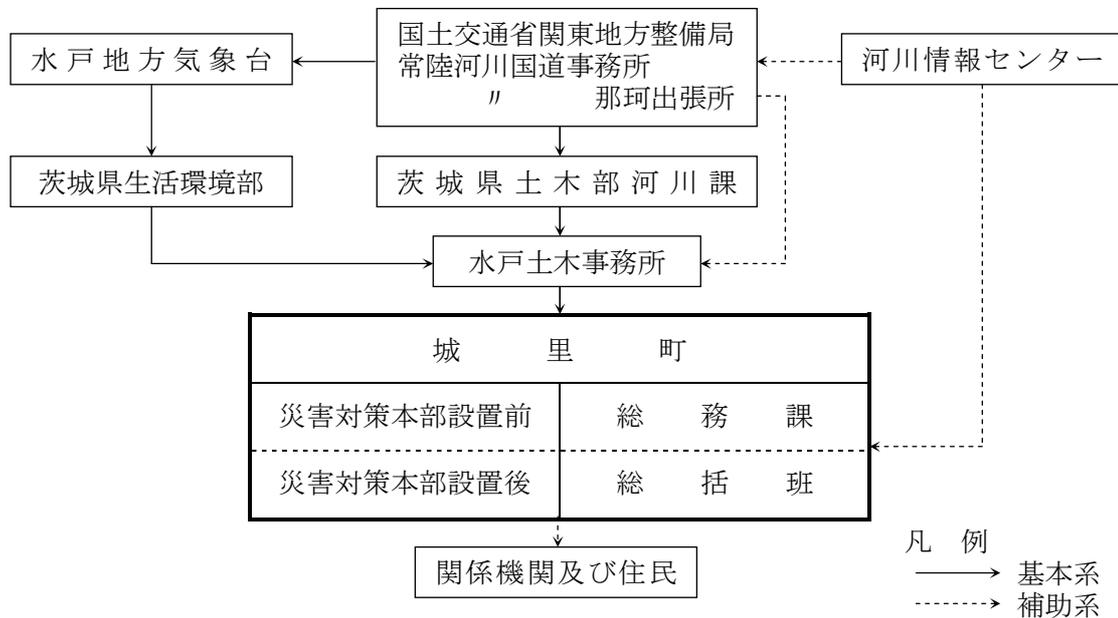
河川名	実施区間	基準地点
那珂川	左岸 栃木県大田原市矢倉字下河原3番の1地先から海まで 右岸 栃木県大田原市佐良土字野島2835番地先から海まで	小口 野口 水府橋

イ 洪水予報作業時の連絡先

名称	電話番号	FAX
常陸河川国道事務所調査第一課	(029)240-4069	(029)240-4086
水戸地方気象台技術課	(029)224-1105	(029)233-1681
宇都宮地方気象台技術課	(028)633-2767	(028)635-9074

(2) 伝達系統

水防予報伝達の基本系及び責任者



(3) 法第10条第2項の規定による洪水予報の種類

ア 洪水予報の種類

洪水予報の種類は、洪水注意報及び洪水警報の2種類とする。

なお、必要の場合には、洪水情報を発表する。

分 類	
洪水注意報	予報地点のいずれかの1地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超える洪水となることが予想されるとき発表する。
洪水警報	原則として予報地点のいずれかの1地点の水位がすでに氾濫注意水位を超え、かつ氾濫危険水位程度若しくは氾濫危険水位をこえる洪水となることが予想されるとき、又は堤防の決壊等の重大な災害がおこるおそれのあるとき発表するものとする。ただし、予報地点の水位が氾濫注意水位に達しない場合であっても状況により氾濫危険水位を超える洪水となることが明らかに予想されるときは、洪水警報を発表することができる。
洪水情報	洪水注意報及び洪水情報の内容を修正する必要がある場合であって、洪水注意報及び洪水警報として切替える程度のものでないと認められるとき、又は洪水注意報及び洪水警報として発表する程度のものでない場合で、その増水の規模を知らせる必要があるとき発表する。

イ 洪水予報の切替え

洪水注意報又は洪水警報は、洪水の状況に応じて逐次切替えるものとし、切替えの内容は次のものがある。

- (ア) 洪水注意報から新たな洪水注意報に切替える場合
- (イ) 洪水注意報から洪水警報に切替える場合
- (ウ) 洪水警報から新たな洪水警報に切替える場合
- (エ) 洪水警報から洪水注意報に切替える場合

(ア)から(エ)までに掲げる各場合において、洪水の状況に応じてその内容の全部又は一部を切替えることができるものとする。

ウ 解除

- (ア) 洪水注意報は、洪水による危険が去ったものと認められるときすみやかに解除する。
- (イ) 洪水警報は、いったん洪水注意報に切替えてから解除することを原則とする。

エ 洪水予報の伝送様式

洪水予報の伝達様式は、別紙1・2に掲げる様式とする。

## 第8章 観測通報

### 1 雨量の通報

雨量観測所の観測者は、観測の結果、次の通報雨量に達したときは遅滞なく水戸土木事務所長に報告する。この報告を受けた土木事務所長は、直ちに県水防本部及び下流関係土木事務所長に報告するものとする。

(1) 通報雨量

1時間雨量……20mm、3時間雨量……50mm、6時間雨量……60mm

12時間雨量……80mm、24時間雨量……100mm 連続雨量80mmを超えたときは毎時間ごと。

(2) 雨量観測所

ア 国土交通省雨量観測所（本町分）

河川名	観測所名		所在地	標高(m)
那珂川	徳蔵	とくら	城里町徳蔵	160

イ 県関係雨量観測所

事務所名	電話番号	所在地	概要
藤井川ダム管理所	(029)288-3829	城里町	テレメータ (塩子雨量観測局)
			テレメータ (小勝雨量観測局)
			テレメータ (藤井ダム管理所)
水戸土木事務所管内 城里町役場	(029)228-3111	城里町	デジアナ式 (テレメータ)

ウ 関係機関

名称	電話番号	所在地	概要
城里町七会支所	(0296)88-3111	城里町	デジタル雨量計

2 水位の通報（法第12条）

水防管理者又は量水標管理者は、水位の変動を監視し、次の水位に達したときは遅滞なく水戸土木事務所長に報告する。この報告を受けた土木事務所長は、直ちに県水防本部及び下流関係土木事務所長に報告する。ただし、国土交通省の水位標については、その管理者である工事事務所長と県河川課長の間で通報要領及び通信系統をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 水位の通報

- ア 通報水位に達したとき
- イ 以後通報水位以下となるまでの間、毎時間
- ウ 警戒水位に達したとき
- エ 最高水位に達したとき
- オ 警戒水位を下がったとき
- カ 急激に水位上昇したとき

(2) 国土交通省水位観測所（基準地点）

河川名	観測所名		所在地	指定水位 (m)	警戒水位 (m)	危険水位 (m)	計画高水位 (m)
那珂川	小口	こぐち	栃木県那珂川町小口	4.00	5.00	5.50	9.55
	野口	のぐち	茨城県常陸大宮市野口	2.05	3.05	4.10	7.37
	水府橋	すいふばし	茨城県水戸市根本町	3.00	4.00	7.00	8.15

第9章 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報（法第16条）

(1) 水防警報を行う河川及びその区域

種別	上流端		下流端
那珂川	本川	左 栃木県大田原市矢倉字下河原3番の1番地先	海に至るまで
		右 " " 佐良土字野島2835番地先	
	支川 桜川	左 水戸市桜川一丁目地先（千波大橋）	幹川合流点まで
		右 " 中央二丁目地先（千波大橋）	
" 藤井川	左 水戸市藤井町字下高畑92番地先（藤井新橋）	"	
	右 " 飯富町字橋下69番地先（藤井新橋）		
澗沼川	左 東茨城郡茨城町大字下石崎字海東2995番地先	"	
	右 " 大洗町神山町字ウエヨシ2835番地先		

(2) 水防警報の基準水位観測所名称、警戒水位、危険水位等

水系	河川名	基準水位観測所名	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	計画高水位 (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)
那珂川	那珂川	野口	3.05	7.371	4.10
	藤井川		2.50	7.371	4.20
	那珂川	水府橋	4.00	8.152	6.50
	桜川		4.00	8.152	7.90
	澗沼川		4.00	8.152	6.40

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

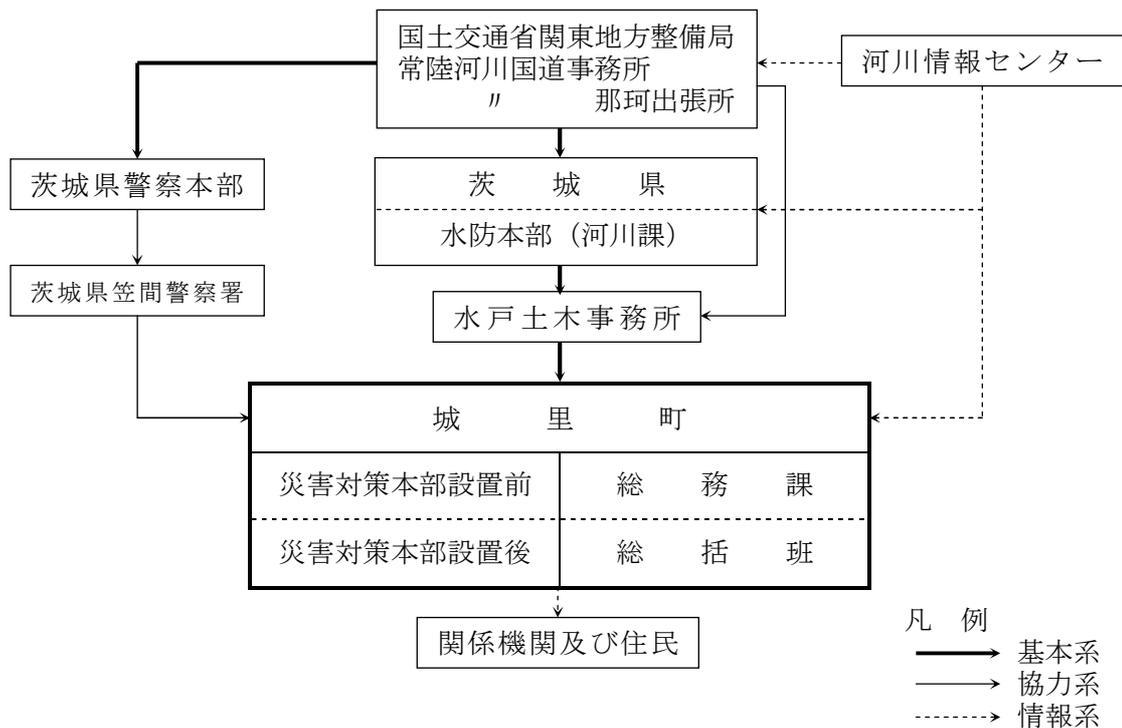
種類	内容	発表基準
待機	<p>1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動機関が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動はやめること</p>	<p>気象予報及び河川状況により必要と認めるとき</p>

	はできない旨を警告するものとする。	
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、帯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、また既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除する旨を通知するもの	警戒水位以下に下降したとき、また、警戒水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

### 3 水防警報の伝達要領

水防法第16条に基づき行う水防警報は、洪水等により災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨通知して行う発表をいう。

水防警報の伝達系統



4 水防警報等受報様式

※水防に関する様式（様式3）

第10章 水防機関の活動

1 水防団及び消防機関の水防計画

(1) 準備

水防本部長（城里町長）は、那珂川の水位が増水のおそれがあり、本部長が必要と認めたとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、直ちに城里町水防団より連絡員を本部に詰めさせ、下記事項の準備をさせるものとし、その他の団員には待機を指示するものとする。

- ア 水防に関する情報連絡
- イ 水防資材器具の整備点検
- ウ 堰、水こう門の開閉
- エ 堤防の巡視
- オ 通信及び輸送の確保
- カ その他水防活動上必要と認める事項

(2) 出動

水防本部長（城里町長）は、那珂川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがある場合、又は水防警報（出動）の通報を受けたときは、水防団及び消防機関に出動命令を出す。

地震による堤防の漏水、沈下等によって出動が必要なとき、茨城県知事から出動の指示があったとき、又は管理者（城里町長）が必要と認めたときも同様とする。

(3) 配備体制

体制区分	発 令 基 準	主な活動内容	体制内容
第1 配備体制 (準備)	警報が発表され、洪水、強風等の起こるおそれが予想され、その状況から必要と認められたとき。	情報の収集、雨量、水位等の観測及び連絡に当たり、事態の推移によっては、資器材、危険箇所、輸送路等の点検、確認を行い、直ちに指導、その他の活動ができる体制。	左記活動に支障をきたさない範囲の人員とする。
第2 配備体制 (出動)	(1) 洪水警報が発表され、雨量、水位、その他の状況から、通報水位を越え氾濫注意水位を越えるおそれが予想されるとき。 (2) 強風等により、災害が起こるおそれが予想されその	情報の収集、観測、連絡等を行うと共に、堤防その他を巡視し嚴重な警戒に当たり、その状況によっては危険箇所の早期水防活動ができる体制。	所属人員の約1／2とする。

	状況から必要と認めたと き。		
第3 配備体制 (指 示)	(1) 洪水警報が発表され氾 濫注意水位を越え災害の起 こるおそれが予想される時 き。認めたとき。	情報の収集、観測、連絡 等は基より堤防、その他危 険箇所等の嚴重な警戒に当 たるとともに水防活動（工 法作業）	所属人員全体と する。
	(2) 強風等により、災害が起 こるおそれが予想される時 き。		

(4) 本部員の注意事項

- ア 水防本部員は、勤務時間外であっても常に気象状況に留意し、水防体制に切り替えることが予測される時は、自主的に出勤しなければならない。
- イ 配備指令が発令後は、できる限り外出を避け待機しなければならない。
- ウ 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- エ 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
- オ 執務時間外における関係職員連絡のため、連絡箇所氏名簿を総務課に備え付けておくものとする。

2 信号及び標識（法第20条）

(1) 信 号

水防法第20条の規定による水防信号は、茨城県水防信号等に関する規則（昭和25年8月9日茨城県規則第49条により、次のとおりとする。

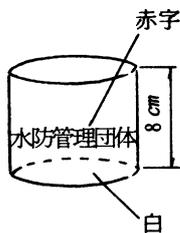
水防信号（昭和58年4月1日規則第23号全改）		
警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）	発するとき
第1信号 ○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号 ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	消防団員及び消防機関に属するものの全員が出勤すべきことを知らせるもの

<p>第3信号 ○-○-○      ○-○-○</p>	<p>約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止</p>	<p>当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの</p>
<p>第4信号 乱                  打</p>	<p>約 1分 5秒 1分 ○ 休止 ○</p>	<p>必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p>
<p>備考 1 信号は適宜の時間継続とすること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させる。</p>		

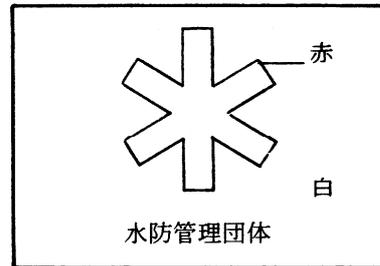
(2) 標 識

水防活動に従事する職員の腕章及び法第18条（優先通行）による車馬の標識は次のとおりとする。

ア 腕章



イ 諸車標識旗



3 水防作業

(1) 水防工法

工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種の工法をあわせて実施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときはこれに代るべき工法を次々に行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあつては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工すること。

(2) 水防活動上の心得

- ア 命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- イ 作業中は私語を慎しみ、終始敢闘精神をもって守り抜くこと。
- ウ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破損」などの想像による言動をしてはならない。
- エ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、

いたずらに水防員を緊張によって疲れせしめないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。

オ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。

しかし、法崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合に多い（水位が最大洪水位の3/4位に現象したときが最も危険）から、洪水が最盛時を過ぎても完全に水位が下がるまで、警戒を解いてはならない。

#### 4 公用負担（法第28条）

(1) 水防のため緊急の必要がある時は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場においては次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- ウ 車両、その他の運搬具若しくは器具の使用
- エ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

(3) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付してこれをなすものとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書			
第 号	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">                     ○ ○ 水 防 団 部 長                      ( 氏 名 )                 </div>		
右の者に××区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     年 月 日                 </div> 水防管理者 城里町長 ( 氏 名 ) ㊦			

公 用 負 担 命 令 票	
第 号	

目的物 負担内容	種類 使用、	員数 収用、	住所 氏名 処分
年 月 日			
水防管理者			
城里町長	(氏	名)	
事務取扱者	(氏	名)	㊦

## 5 避難のための立退き

### (1) 立退きの指示等

ア 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、水防信号、広報網、通信、その他の方法によって避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難者の誘導は、警察官、消防職団員及び城里町職員が行うものとするが、自治会においても責任者及び誘導員をあらかじめ定めておく。

ウ 立退きの指示する場合において、水防管理者は、笠間警察署長にその旨を通知しなければならない。

### (2) 避難計画の作成等

水防管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに危険区域との位置関係についても確認しておく。

なお、避難所は、資料4-1に掲載のとおりである。

## 6 水防解除

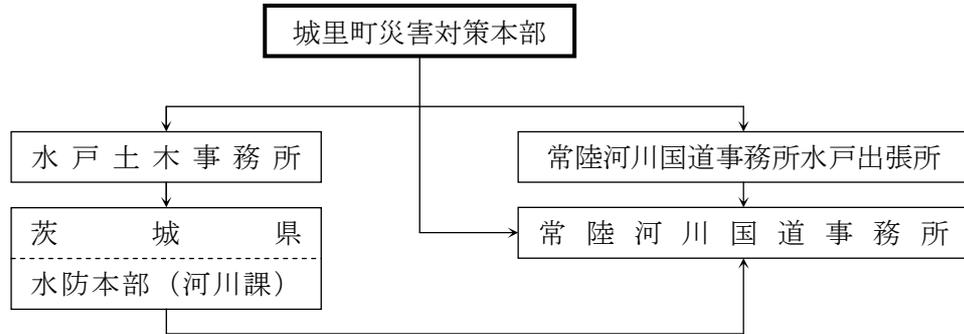
水位が警戒水位以下となり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は、水防解除を命ずるとともに、一般に周知させ、この旨を県に対して報告するものとする。

## 第11章 決壊時の処置

### 1 報告及び通報

堤防が決壊又はそのおそれのある事態が発生した場合は、本部長は水防法第25条の規定により直ちにその旨を国土交通省常陸河川国道事務所長（水戸出張所長）及び水戸土木事務所長に報告するとともに、氾濫のおそれのある方面の隣接する消防団に通報する。

堤防決壊時における通報連絡系統図



### 2 決壊時の措置

消防団は、関係各班、消防団及び消防関係機関と連携して、できるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

## 第12章 協力応援

### 1 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）

- (1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り協力しなければならない。また水防資器材等についても努めて共用の便を図るものとする。
- (2) 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- (3) 水防管理団体の相互援助協力については、あらかじめその必要な事項を協定しておくものとする。

### 2 体制強化

#### (1) 警察官の援助要請（法第22条）

水防管理者は、水防法第15条により警察官の援助を求めるため、あらかじめ警察署長と協定しておくものとする。

#### (2) 居住者の出動（法第24条）

水防管理者は、区域内居住者を水防に従事させるため、あらかじめ出動人員、出動区域等を計画しておくものとする。

#### (3) 災害派遣要請

##### ア 自衛隊の災害派遣要請

町長は、第2編第2章第3節「応援・派遣」第1に基づき自衛隊の派遣を要請するものとする。

##### イ 災害派遣要請の手続き

第2編第2章第3節「応援・派遣」第1に準じて行う。

##### ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊に対するもの	第1 施設団長	古河市上辺見1195
航空自衛隊に対するもの	第7 航空団司令	小美玉市百里170

##### エ 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 (駐屯地等名)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊施設学校 (勝 田)	企 画 室 長 (防 衛 幹 部)	駐 屯 地 当 直 司 令	029(274)3211 内 線 417 時間外 302
航空自衛隊第7航空団 (百 里)	防 衛 部 長 又 防 衛 班 長	基 地 当 直 幹 部	0299(52)1331 内 線 231・230 時間外 215・225

## 第13章 水防報告

### 1 緊急報告

水防管理者（城里町長）は、次の場合は速やかに知事に報告する。

- (1) 警戒水位に達したとき、又はそれ以外の場合で消防団、消防機関が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき
- (4) 一般被害が生じたとき

### 2 水防てん末報告

水防が終結したときは、水防管理者（城里町長）は水防活動2日以内に次の事項を取りまとめ、土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 気象状況
- (2) 出水、雨量、水位の状況
- (3) 消防団員及び消防機関に属するものの出動、終結の時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分
- (7) 水防法第21条による公用負担下命の種類員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指導員氏名
- (12) 避難立ち退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷状況
- (14) 功労者及びその功績
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

## 第14章 その他

### 1 費用負担（法第41条、第23条、第42条）

水防管理団体は、その管轄区域内の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあっせんを申請することができる。

### 2 水防訓練（法第35条）

- (1) 指定水防管理団体（城里町）の水防訓練

水防作業は、夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当たって円滑な作業が出来るよう次の要領で十分な訓練を行うとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測

イ 通報

ウ 動員

エ 輸送

オ 工法

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難、立退き

- (2) 指定水防管理団体は、必ず年1回以上、水防団及び消防機関の水防訓練を実施しなければならない。
- (3) 指定されていない水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めること。

別紙 1 洪水予報作業用紙 (平成 18 年度末現在)

常陸河川国道事務所  
水戸地方気象台  
宇都宮地方気象台 共同発表

那珂川洪水予報

第 号

平成 年 月 日 時 分

区分	番号	発表内容	担当					
種類	1	那珂川 (洪水注意報・洪水警報・洪水情報) (発表・発表 [切替え]・解除)	共					
主 文	2	那珂川 (洪水注意報・洪水警報) を (洪水注意報・洪水警報) に切替えます。	国					
	3	那珂川の (栃木県馬頭町小口・茨城県常陸大宮市野口・茨城県水戸市水府橋) 水位観測所では、(警戒水位・危険水位) (に達する・を越える・を大幅に越える) 出水となる見込みですので、各地とも (厳重な警戒・十分な注意) をして下さい。						
	4	那珂川の (栃木県馬頭町小口・茨城県常陸大宮市野口・茨城県水戸市水府橋) 水位観測所では、当分の間 (警戒水位・危険水位) (以上・程度) の水位が続く見込みですので、各地とも (厳重な警戒・十分な注意) をして下さい。						
	5	那珂川の (栃木県馬頭町小口・茨城県常陸大宮市野口・茨城県水戸市水府橋) 水位観測所では、警戒水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分な注意をして下さい。						
	6	那珂川の (栃木県馬頭町小口・茨城県常陸大宮市野口・茨城県水戸市水府橋) 水位観測所では、警戒水位を下回り危険はなくなったものと思われま。						
	7							
	8	(台風第 号・低気圧・前線) の (接近・通過・活動・停滞) による (雨・大雨) により、		気				
9	降り始めの							
現 況	10-1	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ						
	10-2	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ						
	10-3	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ						
	10-4	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ						
	10-5	(に達しました・となっています。)						
11	また、(所により・ ) 1 時間に、 ミリの雨が降っています。							
12	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。							
13								
文	14	那珂川の水位は 日 時現在、次のとおりとなっています。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">①小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)</td> <td style="width:50%;">②野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)</td> </tr> </table>	①小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)		②野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	③水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)		国
	①小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)	②野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)						
③水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で . 程度 (急上昇中・上昇中・横ばい・下降中)								
15								
予 想	16	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる) でしょう。	気					
	17	1		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ				
		2		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ				
		3		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ				
		4		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ				
		5		の見込みです。				
18								
文	19	那珂川の水位は 日 時には、次のように見込まれます。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">①小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で . 程度</td> <td style="width:50%;">②野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で . 程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で . 程度</td> </tr> </table>	①小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で . 程度	②野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で . 程度	③水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で . 程度		国	
	①小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で . 程度	②野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で . 程度						
	③水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で . 程度							
20	の水位は 日 時頃 最高となり、その水位は . メートル程度と見込まれます。							
21								
注意 事項	22	那珂川の増水により 付近では 日 時頃浸水すると見込まれますので厳重に警戒して下さい。	国					
	23	今回の出水は、 年 月の (台風第 号・低気圧・前線・出水) (と同程度・を上回る) 規模と見込まれます。						
	24							

参 考	小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕 堤防高 10.15m 危険水位 5.50m 警戒水位 5.00m 平常水位 0.93m	野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕 堤防高 (山付) 危険水位 4.00m 警戒水位 3.05m 平常水位-1.20m
	水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕 堤防高 10.69m 危険水位 7.50m 警戒水位 4.00m 平常水位 1.18m	

〔那珂川水系の洪水予報文発表状況〕

対象河川	那珂川
警・注意報別	
洪水警報発表中	
洪水注意報発表中	

〔問い合わせ先〕

水位関係 : 関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課 029-240-4069  
 気象関係 : 気象庁水戸地方気象台技術課 029-224-1105  
 : 気象庁宇都宮地方気象台技術課 028-633-2767

別紙2 洪水予報文例（常陸河川国道事務所発表形式）

（平成18年度末現在）

正規

那珂川洪水予報第〇号

常陸河川国道事務所・水戸地方气象台・宇都宮地方气象台 共同発表

平成〇年〇月〇日〇時〇分

1 那珂川洪水警報発表〔切替え〕

（主文）

2 那珂川洪水注意報を洪水警報に切り替えます。

3 那珂川の茨城県水戸市水府橋水位観測所では、危険水位を越える出水となる見込みですので、各地とも厳重な警戒をして下さい。

（現況文）

8 台風第〇号の通過による大雨により、

9 降り始めの

10-1 〇日〇時から〇日〇時までの、那珂川流域の流域平均雨量は〇ミリ

10-5 に達しました。

11 また、所により1時間に〇ミリの雨が降っています。

14 那珂川の水位は〇日〇時現在、次のとおりとなっています。

(1) 小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で〇.〇〇m（上昇中）

(2) 野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で〇.〇〇m（上昇中）

(3) 水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で〇.〇〇m（上昇中）

（予想文）

16 この雨は今後一層強まるでしょう。

17-1 〇日〇時から〇日〇時までの、那珂川流域の流域平均雨量は〇ミリ

17-5 の見込みです。

19 那珂川の水位は〇日〇時には、次のように見込まれます。

(1) 小口水位観測所〔栃木県馬頭町〕で〇.〇〇m程度

(2) 野口水位観測所〔茨城県常陸大宮市〕で〇.〇〇m程度

(3) 水府橋水位観測所〔茨城県水戸市〕で〇.〇〇m程度

20 茨城県水戸市水府橋水位観測所の水位は〇日〇時頃最高となり、その水位は〇.〇〇m程度と見込まれます。

（注意事項）

22 那珂川の増水により〇県△市□町付近では〇日〇時頃浸水すると見込まれますので厳重に警戒して下さい。

23 今回の出水は平成〇年〇月の台風第〇号を上回る規模と見込まれます。

〔参考資料〕

小口水位観測所 堤防高10.15m 危険水位5.50m 警戒水位5.00m 平常水位0.93m

野口水位観測所 堤防高（山付） 危険水位4.00m 警戒水位3.50m 平常水位-1.20m

水府橋水位観測所 堤防高10.69m 危険水位7.50m 警戒水位4.00m 平常水位1.18m

[那珂川水系の洪水予報文発表状況]

那珂川洪水警報発表中

[問い合わせ先]

水位関係：国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課

0294-72-3171

気象関係：気象庁水戸地方气象台技術課

029-224-1105

気象庁宇都宮地方气象台技術課

028-633-2767

## 10-2 城里町水防協議会条例 (平成17年2月1日) 条例第19号

(設置)

**第1条** 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、城里町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため城里町水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

**第2条** 協議会は、会長1人、委員19人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表及び学識経験のある者のうちから、町長が命じ、又は委嘱する。

(会長及び代理者)

**第3条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代行する。

(任期)

**第4条** 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

**第5条** 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

**第6条** 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、会長の命を受け、総務課において処理する。

(委任)

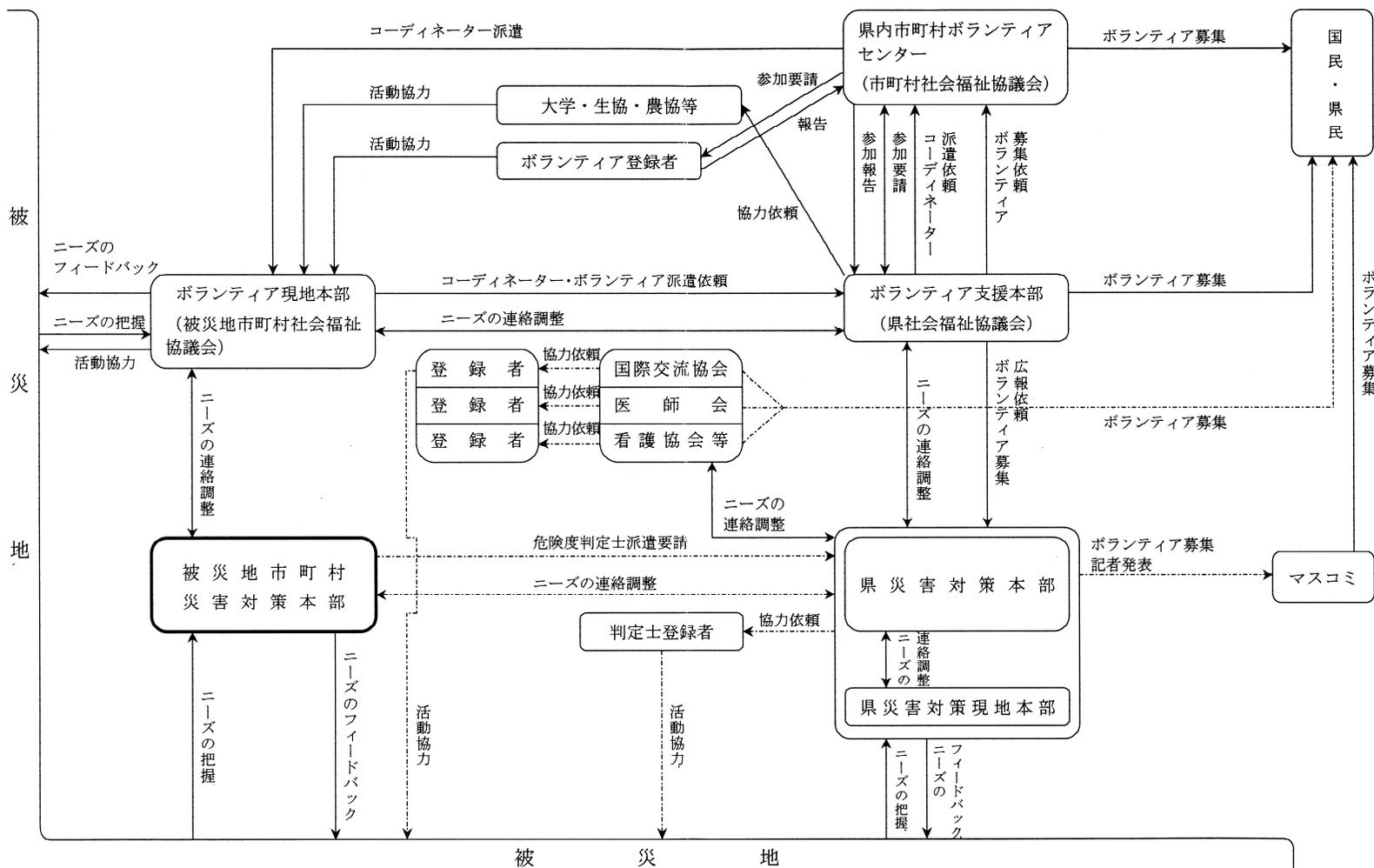
**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り町長が定める。

**附 則**

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

# 11 ボランティアに関する資料

## 11-1 ボランティア現地・支援本部のフローチャート



## 12 食糧・備蓄等に関する資料

### 12-1 災害時救援物資備蓄状況

平成25年1月31日現在

No.	備蓄場所	購入物品															
		缶入りパン		非常用クッキー		毛布		防水シート		簡易トイレ (袋型)	簡易トイレ (箱型)	パーソナルシート (トイレ用)					
1	常陸太田合同庁舎	312	缶 (13箱)	1,190	袋 (17箱)	80	枚 (8箱)										
2	高萩合同庁舎	312	缶 (13箱)			140	枚 (14箱)										
3	日立保健所					90	枚 (9箱)										
4	常陸大宮保健所			210	袋 (3箱)												
5	県庁舎防災倉庫	552	缶 (23箱)	1,680	袋 (24箱)	340	枚 (34箱)										
6	水戸合同庁舎			700	袋 (10箱)												
7	土浦合同庁舎			1,190	袋 (17箱)	220	枚 (22箱)										
8	県南総合防災センター	552	缶 (23箱)	1,190	袋 (17箱)	200	枚 (20箱)										
9	鉾田合同庁舎	312	缶 (13箱)	1,190	袋 (17箱)	500	枚 (50箱)										
10	潮来保健所	192	缶 (8箱)	1,190	袋 (17箱)	70	枚 (7箱)										
11	県西地区防災活動拠点	1,968	缶 (82箱)	8,370	袋 (119箱+40袋)	1,150	枚 (115箱)	560	枚 (112箱)	78	箱	40	台 (8箱)	20	張 (20箱)		
12	境合同庁舎	312	缶 (13箱)	1,190	袋 (17箱)	240	枚 (24箱)										
13	常総保健所																
合計		4,512	缶 (188箱)	18,100	袋 (258箱+40袋)	3,030	枚 (303箱)	560	枚 (112箱)	78	箱	40	台 (8箱)	20	張 (20箱)		

(出典：県保健福祉部調査)

## 12-2 応急仮設住宅建設予定場所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	面 積 (㎡)	
				屋内部分	屋外部分
1	石塚小学校	石塚2497	029-288-2026	1,466	15,953
2	旧小松小学校	上入野2910	029-288-3106	1,096	6,277
3	常北小学校	上青山411	029-288-2027	581	11,110
4	古内小学校	下古内405	029-288-3108	487	4,757
5	常北中学校	下青山10	029-288-2025	1,136	20,513
6	茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校	春園1634	029-288-2028	1,002	21,613
7	常北公民館	下青山1-1	029-288-5575	2,364	24,600
8	コミュニティセンター城里	石塚1428-1	029-288-6100	2,537	13,158
9	旧坏小学校	上坏624	029-289-2753	420	7,470
10	旧北方小学校	北方1481-1	029-289-2727	420	6,644
11	桂小学校	孫根291	029-289-2655	420	10,709
12	沢山小学校	下阿野沢156	029-289-2004	432	5,806
13	桂中学校	阿波山799	029-289-2052	787	7,398
14	七会小学校校庭	塩子2682			6,500
15	旧七会西小学校校庭	徳蔵891	0296-88-3010		4,360
16	七会中学校	小勝2268-3	0296-88-3205	1,640	15,000
17	山びこの郷グラウンド	徳蔵400	0296-88-3157		11,300
18	塩子運動広場	塩子3696外			12,990
19	下赤沢運動広場	下赤沢613-1			10,000

※面積は、学校の屋内部分は体育館。公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積。

## 13 災害救助に関する資料

### 13-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円 (加算額) 冬 季 別に定める額	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,387,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。	災害発生の日から20日以内 着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 県外からの輸送費は別枠とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1 1人1日当たり 1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全 壊	夏	円	円	円	円	円	円
					全 流	冬	17,300	22,200	32,800	39,300	49,800	7,300
半 壊	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400					
半 流	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300					
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 〔ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	患者等の移送費は別途計上								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 〔ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	妊婦等の移送費は別途計上								
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 〔ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上								
災害にかかった住宅の応急処理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から一カ月以内									

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）	1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したのものであっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 〔ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒、縫合等） 1体当たり 3,300円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 （検索） 救護班以外は 慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 死体の一時保存以外において、輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 134,200円	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 23,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 16,700円以内 保健師、助産師及び看護師及び准看護師 16,700円以内 救急救命士 16,800円以内 土木技術、建築技術者 17,500円以内 大工 17,200円以内 左官 17,300円以内 トビ職 16,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

13-2 被害の判定基準

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊もので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱う。)
	全壊 (全流失、全埋没、全焼失を含む。)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊 (半流失、半埋没、半焼失を含む。)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみ記入する。	

の被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設また同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の損害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
火災発生	火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。	
り災者世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	

り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
公 立 文 教 施 設	公立の文教施設をいう。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 学校・病院・庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣状況

## 14 文教に関する資料

## 14-1 町指定文化財一覧

(常北地区)

番号	指定区分	種類	名称	数量	所在地	管理者	指定年月日
1	国	彫刻	薬師如来及び両脇侍像	1	石塚1423	薬師寺	M44. 8. 9
2			浮彫如意輪観音像	1	上入野3912	小松寺	S 44. 8. 9
3	県	史跡	伝内大臣平重盛墳墓	1	上入野3912	小松寺	S 6. 12. 3
4			那珂西城跡	1	那珂西1958	宝幢院	S 9. 12. 8
5	町	建造物	唐門	1	上入野3912	小松寺	S 47. 12. 27
6			観音堂	1	上入野3912	小松寺	S 50. 3. 3
7		絵画	両界曼荼羅	1	那珂西1958	宝幢院	S 57. 7. 24
8		彫刻	十一面観音立像	1	上入野3912	小松寺	S 47. 12. 27
			(鉦彫り観音像)				
9			十二神将軍	1	石塚1423	薬師寺	S 47. 12. 27
10			神像(木像)	1	小坂837	小坂神社	S 57. 11. 19
11		工芸品	刀剣(市毛徳鄰作)	1	増井937	袴塚誠死亡相続人不明	S 50. 3. 3
12			香象	1	那珂西1958	宝幢院	S 57. 7. 24
13		史跡	宝篋印塔	1	下古内1130	清音寺	S 47. 12. 27
14		無形文化財	古内大杉ばやし	1	下古内405	古内大杉ばやし保存会	S 62. 4. 28
15		天然記念物	スダジイ	1	石塚1428	城里町	H 7. 2. 11
16			エンジュ	1	上入野3912	小松寺	H 7. 2. 11
17			モミジ	1	上入野2840	園部秋巳	H 7. 2. 11
18		彫刻	木造大日如来坐像	1	那珂西1958	宝幢院	H 16. 5. 7
19			木造降三世明王像	1	那珂西1958	宝幢院	H 16. 5. 7
20			絹本著色両界曼荼羅図	1	那珂西1958	宝幢院	H 16. 5. 7
21			木造地藏菩薩半跏像	1	春園156-2	春園地区	H 16. 5. 7

## (桂地区)

番号	指定区分	種類	名 称	数量	所在地	管理者	指定年月日
1	県	無形民俗文化財	栗野春慶塗	1	栗	稲川武男	H 1. 1. 25
2		工芸品	太刀（無名：葵くずし）	1	阿波山	高島時明	S 38. 8. 23
3	町	史跡	大山城跡	1	阿波山2276	萩谷定夫 他20名	S 48. 1. 20
4			孫根城跡	1	孫根913	河崎藤太郎	S 48. 1. 20
5			下坏館跡（別称櫓）	1	下坏1592-1他	金長重吉他16名	S 48. 1. 20
6			平治館跡	1	北方581-2他	加藤木三代	S 48. 1. 20
7		史跡	頓（徳）化原古墳	1	北方1478-1	小林喜美子	S 48. 1. 20
8		彫刻	恵路王面形彫刻	1	高久754(鹿島神社)	今瀬克巳	S 48. 1. 20
9		史跡	毘沙門塚古墳群	1	高根334-1他	小林弘他19名	S 48. 1. 20
10			高久館跡	1	高久432他	宮本仁他19名	S 48. 1. 20
11		書跡	大山義勝載書	1	高根118	大山寺	S 48. 1. 20
12		工芸品	刀剣	1	栗608	広木栄一	S 49. 4. 20
			(常州水戸坂東太郎鎧正入道ト伝)				
13			刀剣（常州笠間住正次）	1	栗710	広木守治郎	S 49. 4. 20
14		彫刻	鹿島神社本殿彫刻	1	高久754（鹿島神社）	今瀬克巳	S 49. 4. 20
15		書跡	黒沢止幾の東海道五十三次の歌	1	錫高野1274	富田重磨	S 49. 4. 20
16		史跡	赤沢江跡	1	下阿野沢573外	城里町	S 49. 4. 20
17			万歳藤	1	上坏1397	大森藤和	S 49. 4. 20
18		彫刻	壁面観音像	1	孫根2165-3	観世音自治会	S 49. 4. 20
19		天然記念物	藤の群生	1	岩船606-1-2	今瀬克巳	S 49. 4. 20
20		書跡	吉宗公御朱印状	1	高根118	大山寺	S 55. 2. 23
21		建造物	高根山大山寺山門	1	高根118	大山寺	S 57. 11. 4

(七会地区)

番号	指定区分	種類	名 称	数量	所在地	管理者	指定年月日
1	県	彫刻	木造弘法大師像	1	徳蔵874	徳蔵寺	S 37. 2. 26
2			両界曼荼羅版木	1	徳蔵874	徳蔵寺	S 37. 2. 26
3		工芸品	札盤	1	徳蔵874	徳蔵寺	S 37. 2. 26
4		彫刻	鑄造十一面千手観音菩薩像	1	塩子1733	仏国寺	S 42. 11. 24
5		工芸品	銅鐘	1	塩子1733	仏国寺	S 42. 3. 30
6	町	史跡・名勝	仏国寺 奥の院	1	塩子1733	仏国寺	S 58. 3. 31
7		民俗資料	徳蔵寺の駕籠	1	徳蔵874	徳蔵寺	S 58. 3. 31
8		史跡	伊藤益荒・伊藤斎宮自刃の碑	1	小勝1965-1	押寄木自治会	S 58. 3. 31
9		建造物	徳蔵寺大師堂	1	徳蔵874	徳蔵寺	H 1. 3. 15
10		天然記念物	小勝のカヤ	1	小勝385	競売所有者不明	H 1. 3. 15
11		演劇	八木節源太おどり	1	下赤沢150	下赤沢民俗芸能保存会	H10. 4. 23
12		彫刻	木造聖観音菩薩立像	1	大網233-1	森重男・森一明・森静江	H15. 5. 2

## 14-2 埋藏文化財一覽

番号	名 称	所 在 地	種別
1	那珂西遺跡	那珂西字東原1700外	包蔵地
2	石塚古墳群	石塚1428-5外	古墳群
3	石塚城跡	石塚2558-1外	城館跡
4	片根山遺跡 (旧片山遺跡)	石塚字寺沢37-42	包蔵地
5	上青山古墳群	上青山若宮224-1外	古墳群
6	増井古墳	増井字西ノ内944外	古墳
7	那珂西城跡	那珂西字台海道東1965外	城館跡
8	伝内大臣平重盛墳墓	上入野字白雲山3913	史跡
9	外ノ内・天神遺跡	那珂西3997外	包蔵地
10	仲野田遺跡	春園字菅田328-3外	包蔵地
11	大木通遺跡	下古内字大木通1999外	包蔵地
12	風準前遺跡	石塚字風隼前1096-1外	包蔵地
13	関根遺跡	上入野字水内5616外	包蔵地
14	上入野遺跡	上入野字表前889-1外	集落跡
15	中妻遺跡	那珂西字中妻1277外	包蔵地
16	北米遺跡	石塚字北米223外	包蔵地
17	小坂宮方遺跡	小坂字大同寺1043外	集落跡
18	春園古墳群	春園字長嶺1666外	古墳群
19	増井本郷遺跡	増井字西ノ内1019外	包蔵地
20	向原遺跡 (旧勝見沢)	上青山字向原1293外	包蔵地
21	青木遺跡	上入野字河波河内735外	集落跡
22	仲郷遺跡	上入野字北馬場2191外	集落跡
23	後側遺跡	上入野字宿脇215外	集落跡
24	前側遺跡	上入野字仲内2471-2外	集落跡
25	赤羽根遺跡	那珂西字赤羽根2413外	包蔵地
26	後原遺跡	上入野字後原4056外	包蔵地
27	関根東遺跡	上入野字関根東3227外	包蔵地
28	稻荷後遺跡	春園字稻荷後351外	包蔵地
29	八幡館跡	春園字仲野田401外	城館跡
30	堂ノ前遺跡	春園字堂ノ前1183外	包蔵地
31	栗柄内遺跡	春園字栗柄内1303外	包蔵地
32	穴城遺跡	下古内字穴城2132外	包蔵地
33	大平遺跡	下古内字大平1835外	包蔵地
34	朝柄遺跡	下古内字朝柄1918外	包蔵地
35	小畔遺跡	上古内字小畔969-1外	包蔵地
36	西原遺跡	那珂西字西原2201外	包蔵地
37	鹿ノ畑遺跡	勝見沢字鹿ノ畑586外	包蔵地
38	旧宝幢院跡	那珂西字赤羽根2312外	寺院跡
39	中道遺跡	増井字中道2801外	包蔵地

40	作内館跡	那珂西字作内2704-1	城館跡
41	勝見沢館跡	勝見沢字小屋場谷津352-1外	城館跡
42	越後館跡	小坂字越後475	城館跡
43	鹿島前遺跡	上入野字鹿島前3684外	包蔵地
44	南行A遺跡	石塚字南行2357外	包蔵地
45	南行B遺跡	石塚字南行2381外	包蔵地
46	南行C遺跡	石塚字南行2415-2外	包蔵地
47	西大堀遺跡	那珂西字西大堀2607外	包蔵地
48	荒神遺跡	石塚字荒神1935外	包蔵地
49	富士山遺跡	石塚字富士山1322-4外	包蔵地
50	吹上遺跡	那珂西字吹上1155外	包蔵地
51	吹上古墓	那珂西字吹上1124-1	古墓
52	中妻台遺跡	那珂西字中妻台1354-1	包蔵地
53	中妻南遺跡	那珂西字中妻1250外	包蔵地
54	宝篋印塔	下古内1130-4	史跡
55	勝見沢経塚	勝見沢字鎌倉坂296	塚
56	龍崖城跡	上入野字滝ヶ谷3541-6外	城館跡
57	藤前遺跡	石塚2584-3外	集落跡
58	並松遺跡	石塚1629-2外	集落跡
59	上坏遺跡	上坏字久保248-1外	包蔵地
60	孫根遺跡	孫根字谷津平98外	包蔵地
61	東塙遺跡	高根字東塙442外	包蔵地
62	孫根古墳群	孫根字鷹ノ巣1620外	古墳群
63	高根古墳群	高根字東塙425外	古墳群
64	毘沙門塚古墳群	高根字原318-1外	古墳群
65	頓(徳)化原古墳	北方字徳化1478-1	古墳
66	滝の上古墳群	北方字滝の上448-1外	古墳群
67	大山城跡	阿波山字古城2274-1外	城館跡
68	太子堂遺跡	阿波山字太子堂588-1	経塚
69	高久館跡	高久字館437-2外	城館跡
70	反川遺跡	上阿野沢字反川789-1外	包蔵地
71	堀之内遺跡	上阿野沢字堀之内569-1外	包蔵地
72	休塚	北方字休塚2305	塚
73	高久崎古墳群	北方字高久崎1054外	古墳群
74	下坏館跡(檜山)	下坏字堀之内1594-2外	城館跡
75	平治館跡	北方字這坂前581-2外	城館跡
76	孫根城跡	孫根字御城912外	城館跡
77	赤沢江跡	下阿野沢字小瀬前573外	その他
78	御前山城跡	御前山字皇都御前山国有林30林班	城館跡
79	中村・矢倉遺跡	北方字中村3102外	包蔵地
80	屋比合遺跡	高久字屋比合332-1外	包蔵地
81	錫高野遺跡	錫高野字榎内738-1外	包蔵地
82	平沢古墳	孫根字平沢1232-1	古墳

83	根本内遺跡	下阿野沢字根本内447外	包蔵地
84	塙遺跡	塩子字塙2686外	包蔵地
85	二反田城跡	小勝字二反田1831	城館跡
86	荻原屋敷遺跡	徳蔵字岩の入229外	城館・ 集落跡
87	北ノ根遺跡	小勝字大藤1731	包蔵地
88	中郷遺跡	小勝字中郷603外	包蔵地
89	四方とや城跡	小勝字高田1970外	城館跡
90	戸倉館跡	徳蔵字西沢831外	城館跡
91	山の田遺跡	徳蔵字崩橋1159-2	包蔵地
92	塙・北遺跡	塩子字塙2750-1外	包蔵地
93	平遺跡	塩子字平2398外	包蔵地
94	岡台遺跡	小勝字岡台1380-2	集落跡
95	丸掛遺跡	小勝字二反田2139外	包蔵地
96	向畑遺跡	小勝字押寄木2216外	包蔵地
97	原山遺跡	徳蔵字三十房323-4外	包蔵地
98	松葉遺跡	徳蔵字松葉643-1外	包蔵地
99	弓手台遺跡	下赤沢字弓手台626	包蔵地
100	堂地原遺跡	上赤沢字堂地208-1外	包蔵地
101	滝原遺跡	上赤沢字滝原19-5外	包蔵地

# 15 地震に関する資料

## 15-1 気象庁震度階級関連解説表

### 震度階級と参考事項

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6.5	7	揺れにほんろうさされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。